

2023年度  
自己点検・評価報告書

西南学院大学

## 目 次

序章	1
第1章 (基準1) 理念・目的	2
第2章 (基準2) 内部質保証	9
第3章 (基準3) 教育研究組織	26
第4章 (基準4) 教育課程・学習成果	30
第5章 (基準5) 学生の受け入れ	60
第6章 (基準6) 教員・教員組織	71
第7章 (基準7) 学生支援	83
第8章 (基準8) 教育研究等環境	100
第9章 (基準9) 社会連携・社会貢献	116
第10章 (基準10) 大学運営・財務	126
第1節 大学運営	126
第2節 財務	141
終章	146

## 序章

本学は 1992 年に西南学院大学点検評価規程を制定し、1993 年から自己点検・評価活動に取り組んできた。第三者評価が努力義務化されたことを受け、2002 年度には公益財団法人大学基準協会（以下「大学基準協会」という。）の相互評価に申請し、「大学基準に適合している」との認定を受けた。その後、認証評価制度が開始されたことに伴い、2010 年度に大学基準協会による大学評価を受審し、「大学基準に適合している」との認定を受けた。2012 年度には、西南学院大学自己点検・評価規程及び西南学院大学自己点検・評価規程細則を制定し、自己点検・評価の実施体制や手続を「自己点検・評価実施要領」に明示して、内部質保証の推進に取り組んできた。

2017 年度には大学基準協会による 2 回目の大学評価を受審し、「大学基準に適合している」との認定を受けたが、7 項目の提言（努力課題）が付された。本学では、これらの提言を真摯に受け止め、7 項目の努力課題に対し、全学点検評価委員会が担当部局を割り振り、各学部・各研究科・各部局において改善に取り組んできた。全学点検評価委員会は、改善の進捗状況を定期的に確認し、2021 年度には 7 項目の努力課題に対する改善状況を改善報告書にまとめ、大学基準協会へ提出した。その結果、2022 年 3 月に大学基準協会から改善結果の検討結果について通知を受け、追加の改善事項は付されなかった。

上述した改善活動に加えて、内部質保証システムをより一層機能させるべく、2019 年度に「内部質保証の方針」を策定し、「本学の理念・目的を達成するために、恒常的・継続的に教育・研究の質と学生の学習成果の向上を図るための体制を機能させ、その内部質保証の活動状況を公表することによって社会に対する説明責任を果たす」ことを定めた。同じく 2019 年度に西南学院大学内部質保証推進体制及び手続に関する規程を制定し、同方針及び規程に基づき 2020 年度に内部質保証推進体制を刷新し、内部質保証推進委員会を中心とした体制へと移行した。新たな内部保証推進体制においては、「内部質保証の方針」、各種規程及び毎年作成する「自己点検・評価実施要領」に基づき、各学部・各研究科・各部局の個別点検評価委員会、教学マネジメント委員会及び基本問題点検評価委員会、全学点検評価委員会、内部質保証推進委員会が互いに協力しながら、自己点検・評価の実施及び内部質保証の推進に取り組んでいる。加えて、2023 年 4 月から上述の内部質保証推進体制に研究マネジメント委員会を組み入れる等、内部質保証推進のための改善活動を続けている。

さらに、自己点検・評価における客観性、妥当性を高めるために、2018 年度に東北学院大学と相互評価に関する協定を締結し、2020 年度から相互評価を実施している。相互評価結果は、全学点検評価委員会及び内部質保証推進委員会に報告した上で大学ホームページを通じて社会に公表している。相互評価結果で改善を要するとして提言された事項（課題）に対しても、改善・向上に向けた取組を実施し、2023 年度には、2021 年度及び 2022 年度の相互評価結果で示された課題について両大学の対応・改善状況を相互に確認した。加えて、2023 年度には学外者による質保証推進制度として教育に関する懇談会を設置した。

今後も、本学の理念・目的、教育目標及び各種方針の実現に向けて、内部質保証推進委員会を中心とした体制のもと自己点検・評価を実施するとともに、外部評価を活用することで、本学における内部質保証システムの有効性や教育研究等の諸活動の適切性を検証し、検証結果に基づきさらなる改善・向上に取り組んでいく所存である。

## 第1章 (基準1) 理念・目的

### 1. 現状説明

点検・評価項目1：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点①：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点②：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

<学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容>

本学は、創立者 C.K. ドージャーの遺訓「Seinan, Be True to Christ (西南よ、キリストに忠実なれ)」を建学の精神として大切に受け継ぎ、これに基づいて「真理の探求および優れた人格の形成に励み、地域社会および国際社会に奉仕する創造的な人を育てること」を使命としている(資料1-1【ウェブ】～1-3【ウェブ】)。この建学の精神及び使命に基づいて大学及び大学院の理念・目的を定め、それらに合わせて各学部・各研究科の目的を適切に定めている。

大学については、西南学院大学学則(以下「学則」という。)第1条において、「キリスト教を教育の基本理念とし、深遠な学術研究とそれに立脚した教育を基盤に、学術文化の向上に寄与するとともに、地域、日本、そして世界に貢献できる教養豊かで深い専門知識と創造性を備えた人材を育成することを目的とする。」と定めており、その上で各学部・各学科の目的をそれぞれ定めている(資料1-4【ウェブ】)。

大学院については、西南学院大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第2条において、「本学の建学の精神に基づき、学術の理論及び応用を教授研究し、研究者としての深い学識及び卓越した能力を培い、また高度の専門性が求められる職業を担うための高度の専門的知識・能力及び卓越した指導力を育成し、文化の進展に寄与することを目的とする。」と定めており、「目的を達成するため、創造性豊かな優れた研究・開発能力をもつ研究者、確かな教育能力と研究能力を兼ね備えた大学教員、高度な専門的知識・能力をもつ高度専門職業人、地域等の基盤社会を多様に支える高度で知的な素養のある教養人、などの人材を養成するものとする。」と定めている(資料1-5【ウェブ】)。これを踏まえて各研究科の目的を定めている。

上述のとおり、高等教育機関及び研究機関としてふさわしい内容であり、キリスト教主義に基づく人格教育を行うという点に本学の個性、特徴が表れていることから、大学の理念・目的を適切に設定していると言える。

<大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性>

本学は、上述の建学の精神及び使命、大学及び大学院の理念・目的に基づき、各学部・各研究科の目的を設定している。

例えば、人間科学部では、学則第1条第6項において、「人間科学部は、キリスト教主義による人間教育の理念に基づいて、幅広く高い教養と人間に関する諸分野の学術的成果を

習得させることによって、人間の生涯に亘る成長と発達についての深い理解、他者を受容し共感する能力、並びに地域社会、わが国と世界についての主体的思考力と総合的な判断力をもった個人を育成するとともに、とりわけ教育、保育、福祉、心理の各分野において優れた働き手として貢献しうる専門家を養成することを目的とする。」と定めている。さらに、人間科学部児童教育学科では、学則第1条第6項第1号において、「児童教育学科は、キリスト教主義による人間教育の理念に基づいて教育を行ない、教育・保育の分野に関する専門的知識と技能の習得を通じて、これらの分野の専門家である保育士、幼稚園教諭、小学校教諭などを養成するとともに、これらの専門的知識と技能を生かして社会に貢献しうる人間を育成することを目的とする。」と定めており、同学部・学科の目的はキリスト教主義を謳う建学の精神及び使命並びに大学の理念・目的と連関している。

また、経営学研究科では、大学院学則第2条第2項第2号において、「経営学研究科博士課程(前期及び後期)は、グローバルな視野と高度な専門性に裏付けられた独創的な知見と倫理観を備えた研究者や高度専門職業人の育成を目的とする。そのために、経営学・経営情報学・商学・会計学の各学問領域において、経営学研究科の伝統と特色を生かしつつ、現代社会の要請に応えた専門知識を教授することを通して、時代を先導するリーダーとして大学・研究機関及び産業界の発展に寄与する人材を養成する。」と定めており、同研究科の目的はキリスト教主義を謳う建学の精神及び使命並びに大学院の理念・目的と連関している。

以上のとおり、各学部・各研究科の目的は本学の建学の精神及び使命に基づいたものであり、総じて大学及び大学院の理念・目的と連関している。

点検・評価項目 2 : 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点① : 学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示  
評価の視点② : 教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

<学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示>

本学の理念・目的は、建学の精神及び使命において明示している。大学については学則第 1 条、大学院については大学院学則第 2 条において理念・目的を明確に示しており、これらの規程において各学部・各研究科の目的を定めている（資料 1-4【ウェブ】、1-5【ウェブ】）。

<教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表>

建学の精神及び使命については、大学ホームページ上で「創立者と建学の精神」として紹介し、教職員及び学生に周知するとともに、社会に広く公表している（資料 1-3【ウェブ】）。

大学及び大学院の理念・目的並びに各学部・各研究科の目的については、西南学院大学学生便覧（以下「学生便覧」という。）及び西南学院大学大学院学生便覧（以下「大学院学生便覧」という。）に掲載し、新入生オリエンテーションを通じて学生への周知を徹底している（資料 1-6、1-7）。社会に対しては、大学及び学部・研究科のホームページや「西南学院大学入学案内 2023」、「西南学院大学大学院入学案内 2023」等を用いて公表している（資料 1-8【ウェブ】～1-11）。

特色ある事例としては、大学の理念・目的を全学生に浸透させるべく、全学部において「西南学院史」を選択科目として、「キリスト教学」を必修科目として開設しているほか、チャペルアワーという独自の取組を実施している（資料 1-12、1-13【ウェブ】）。2019 年度にはチャペルアワーの出席者数（延べ数）は 25,685 人に上り、その後新型コロナウイルス感染症の影響によって減少したものの、2022 年度は 11,047 人、2023 年度は 11,077 人がチャペルアワーに出席している（資料 1-34）。教職員に対してもチャペルアワーへの出席を推奨しており、事務局聖書に親しむ会や職員夏期修養会、西南学院教職員クリスマス等、キリスト教に対する理解を深め、建学の精神及び使命に思いを致す機会を設けているところが本学の特色といえよう（資料 1-14～1-17）。2023 年度には、全学的なファカルティ・ディベロップメント及びスタッフ・ディベロップメントの一環として、「建学の精神に基づく、これからの西南学院大学の教育のあり方を考える」というテーマで第 1 回西南フォーラムを開催し、建学の精神及び西南学院史から本学の教育の本質について考察を行った。第 1 回西南フォーラムに参加した教職員の約 76%がフォーラムについて「参考になった」又は「どちらかといえば参考になった」と評価しており、建学の精神や本学の在り方につ

いて考える良い機会となったという感想を寄せている（資料 1-35、1-36）。

以上のおり、本学は、建学の精神及び使命、大学及び大学院の理念・目的並びに各学部・各研究科の目的を、学則及び大学院学則に適切に明示し、これらの理念・目的をホームページや学生便覧、入学案内に掲載する等して学生及び教職員に周知し、社会に公表している。また、学生に対しては「西南学院史」や「キリスト教学」、チャペルアワー等を行い、教職員に対しては職員夏期修養会や西南フォーラム等を行うことで、理念・目的の浸透を図っている。

点検・評価項目 3 : 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、  
大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定して  
いるか。

評価の視点① : 将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定  
・ 認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定

< 将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定 >

・ 認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定

本学は、建学の精神及び使命を踏まえた「西南学院ビジョン 2016-2025 (以下「西南学院ビジョン」という。))」を策定しており、西南学院ビジョンを実現するために「中長期計画 2016-2025 (以下「中長期計画」という。))」と、中長期計画を具体化した単年度事業計画を策定して、計画の推進に取り組んでいる (資料 1-18【ウェブ】)。

2014 年度に本学は建学の精神及び使命を実現するために、西南学院ビジョンを策定した。西南学院ビジョンは、人間育成 (キリスト教精神に基づいた隣人愛の実践)、教育研究 (確かな保育・教育力と新たな知と価値の創造)、国際感覚 (異文化を受容し、行動できる国際性の修得)、地域貢献 (進化する福岡とともに歩む学院としての自覚と協働)、経営基盤 (持続的な変革と発展を支える柔軟な組織の構築) の 5 つの視点で構成されている。

上述の西南学院ビジョンを具現化するために、本学は 2015 年度に中長期計画を策定した。中長期計画の対象期間は 2016 年度から 2025 年度の 10 年間であり、前半 5 年 (2016 年度から 2020 年度) を前期中期計画、後半 5 年 (2021 年度から 2025 年度) を後期中期計画としている。後期中期計画では、西南学院ビジョンの 5 つの視点に基づき、重点的に取り組む事項を注力事項として定め、注力事項の達成に向けてアクションプランを策定している。例えば、本学では西南学院ビジョンの教育研究の視点に基づき、中長期計画において共通教育の再編を注力事項として定め、共通教育の 1 つとして、数理・データサイエンス・AI を扱う情報科目の開設及び科目提供体制の構築というアクションプランを策定している (資料 1-18【ウェブ】)。当該アクションプランについては、データサイエンス科目開設準備部会及び教学マネジメント委員会が主体となって、2022 年度事業計画において開講コマ数や担当教員の決定、シラバスの策定、教材開発等に取り組み、2023 年度から「データリテラシー」等のデータサイエンス科目を開講した (資料 1-19、1-37【ウェブ】)。このように、西南学院ビジョン、中長期計画、単年度事業計画を連動させることで、計画の一貫性及び整合性を確保し、単年度事業計画、中長期計画の遂行が西南学院ビジョンひいては建学の精神及び使命の実現につながるようにしている。

中長期計画の実現可能性については、中長期計画の各アクションプランの検討会議体及び実施主体を明確にすることで、各々が責任を持って計画に取り組み、諸施策を着実に推進できるようにしている (資料 1-19)。後期中期計画は、「大学第 14 次財政計画 (2021 年度～2025 年度) (以下「大学第 14 次財政計画」という。))」と連動しており、各アクションプランの予算を大学第 14 次財政計画に組み込むことで財政面との整合性を図っている (資料 1-20)。後期中期計画に掲げられている全学的な教育課程の見直しに対応していくために、2022 年度においては事務組織の改編を行った (資料 1-21)。



中長期計画には、2017年度に受審した第2期認証評価の結果も反映している。例えば、第2期認証評価で指摘を受けた努力課題 No. 7 大学院の収容定員に対する在籍学生数比率の改善という課題に対し、中長期計画においては、大学院教育に関する検討を注力事項として定め、学内進学者の確保に向けた取組等のアクションプランを策定している(資料 1-22、1-23)。

中長期計画の各アクションプランの進捗状況は、中長期計画管理シートを用いて管理している(資料 1-19)。各実施主体は単年度の事業計画を策定してアクションプランに取り組み、毎年度点検を行って計画の達成状況を確認するとともに、必要に応じて計画の見直しを行う。計画の達成状況は、常任理事会や理事会、評議員会への報告を経た後、事業報告書としてホームページ上で公開している(資料 1-24【ウェブ】、1-25【ウェブ】)。また、2022年度においては、7月から8月にかけて各実施主体に事業計画の取組状況に関するヒアリングを行い、当該ヒアリング結果を常任理事会、理事会及び評議員会に報告して、計画の年度中の進捗管理の強化及び計画の適時な見直しを図った(資料 1-26)。さらに、各アクションプランに対しては、自己点検・評価の観点からも検証と見直しを行っている。例えば、「メディアを活用した授業(オンライン授業、eラーニング)等の併用により事前の学習(反転学習)や事後の学習(復習)に係る時間を十分に確保できるような授業運営への転換を図る」というアクションプランに基づき、2021年度事業計画では、シラバスにおいて事前・事後学習の記載入力を必須とするよう、シラバスシステムの改修に取り組んだ(資料 1-27)。これについては、2022年度基準4 抜粋自己点検・評価シートの点検・評価項目 404-6 のとおり、2022年度に自己点検・評価を実施しており、「シラバスには、事前・事後学習の内容やその必要時間数を明記」しているとの自己評価がなされた(資料 1-28、1-29)。その後、当該シートに基づいて、西南学院大学内部質保証推進委員会(以下「内部質保証推進委員会」という。)が提言を示し、提言に基づき、全学点検評価委員会が「単位の実質化(単位制度の趣旨に沿った学習時間、学習内容の確保)を図る措置が不十分であるため、検討が望まれる」との助言・指摘を行った(資料 1-30、1-31)。この助言・指摘を受けて、担当部局を中心に今後の対応についての検討を行い、自己点検・評価結果に対する対応・改善状況管理シートの No. 28 のとおり、内部質保証推進委員会に対応の方向性に関する報告を行った(資料 1-32、1-33)。このように、各アクションプランについては、単年度事業報告及び自己点検・評価の両面から達成状況の検証と見直しを図っている。

なお、2026年度以降の次期ビジョン及び中長期計画について2023年度から検討を開始しており、計画の具体性や実現可能性をさらに向上させるために、計画の構造及び年数を見直すことにした(資料 1-38)。大学の次期ビジョンの原案作成にあたっては、将来をより見据えた計画となるように、本学を取り巻く外部環境及び内部環境の分析を行っている(資料 1-39、1-40)。

以上のとおり、本学は、建学の精神及び使命を実現するために、2025年度までの将来を見据えた西南学院ビジョン、中長期計画及び単年度事業計画を、実現可能性を担保しながら適切に策定している。中長期計画の達成状況については毎年度検証を行っており、必要に応じて見直しを行いつつ計画を着実に推進している。

## 2. 長所・特色

本学の長所・特色は、1916年の創立以来、建学の精神を守り続け、キリスト教主義に基づく教育研究活動を一貫して行ってきたことである。建学の精神及び使命に基づき、大学及び大学院の理念・目的、各学部・各研究科の目的を具体的に策定しており、学内のあらゆる教育研究活動に建学の精神が宿っている。学生に対しては、「西南学院史」や「キリスト教学」、チャペルアワー等の独自の取組によって人格形成を図るとともに、教職員に対しても、職員夏期修養会や西南フォーラム等を通じて、大学の理念・目的の浸透を図っている。

また、本学では、建学の精神及び使命を具現化することを目的として、建学の精神及び使命に基づいて策定された西南学院ビジョン、西南学院ビジョンの実現に向けた中長期計画、中長期計画を具体化した単年度事業計画を連動させ、計画の一貫性及び整合性を確保している。これにより、各年度における諸施策の遂行が建学の精神及び使命の実現に着実につながっていると見える。

なお、2026年度以降の次期ビジョン及び中長期計画について2023年度から検討を開始しており、計画の具体性や実現可能性をさらに向上させるために、計画の構造及び年数の見直しや環境分析を行っている。

## 3. 問題点

特になし。

## 4. 全体のまとめ

本学では、「Seinan, Be True to Christ（西南よ、キリストに忠実なれ）」という建学の精神及び使命に基づき、大学及び大学院の理念・目的を定めており、それらと連関する形で各学部・各研究科の目的を適切に定めている。これらの理念・目的は学則及び大学院学則において明示しており、ホームページや学生便覧、入学案内にて周知している。また、学生に対しては「西南学院史」や「キリスト教学」、チャペルアワー等の独自の取組を行い、教職員に対しては職員夏期修養会等を行うことで、理念・目的の浸透に努めている。

理念・目的の実現のための施策としては、建学の精神及び使命を踏まえて、2014年度に西南学院ビジョン、2015年度に中長期計画をそれぞれ策定し、2016年度から中長期計画の推進に取り組んでいる。中長期計画では、本学の将来を見据えて5つの視点に基づく注力事項を定めており、注力事項の達成に向けたアクションプランを策定している。各アクションプランは、単年度事業計画に落とし込まれ、着実に遂行されている。中長期計画の達成状況については、事業報告時及び自己点検・評価実施時に検証を行い、必要に応じて見直しも行っている。

以上のことから、本学の理念・目的を実現するための取組は、大学基準に照らして良好な状態にあり、概ね適切であると言える。

## 第2章 (基準2) 内部質保証

### 1. 現状説明

点検・評価項目1：内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点①：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定と

その明示

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCAサイクルの運用プロセスなど）

<下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示>

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方

内部質保証に関する大学の基本的な考え方は、2019年度に全学点検評価委員会で審議、承認された「内部質保証の方針」において、「本学の理念・目的を達成するために、恒常的・継続的に教育・研究の質と学生の学習成果の向上を図るための体制を機能させ、その内部質保証の活動状況を公表することによって社会に対する説明責任を果たすものとする。」と定めている（資料2-1【ウェブ】）。「内部質保証の方針」は、毎年度策定している「自己点検・評価実施要領」で教職員に周知しており、学生及び社会に対しては大学ホームページにて公表している（資料2-1【ウェブ】、2-2）。

- ・内部質保証を推進するための手続き

内部質保証を推進するための体制や手続きは、西南学院大学内部質保証推進体制及び手続に関する規程（以下「内部質保証に関する規程」という。）に明示している（資料2-3【ウェブ】）。本学では、内部質保証に関する規程第2条において、内部質保証を「本学の理念・目的、教育目標及び各種方針の実現に向けて、教育研究をはじめとする本学の諸活動を適切に機能させ、それらが一定水準にあることを自らの責任で説明又は証明し、改善につなげる恒常的かつ継続的活動」と定義しており、内部質保証を適切に行うために、内部質保証に関する規程第4条及び第5条に自己点検・評価の実施を定めている。自己点検・評価は、西南学院大学自己点検・評価規程（以下「自己点検・評価規程」という。）、西南学院大学自己点検・評価規程細則（以下「自己点検・評価規程細則」という。）及び西南学院大学教学マネジメント委員会規程（以下「教学マネジメント委員会規程」という。）に基づき、毎年度「自己点検・評価実施要領」を策定した上で実施しており、その結果を大学ホームページに掲載して社会に公表することで、内部質保証を推進している（資料2-4【ウェブ】～2-6【ウェブ】）。本学は、大学基準協会の示す大学基準の10項目を5項目ずつに分けて、毎年項目を入れ替えながら自己点検・評価を実施している。5項目ずつに分けて実施している理由は、教職員にかかる点検・評価の負担を調整し、かつ、各項目について点検・評価の実施から改善・向上までの期間を十分に確保することで、改善・向上に向けた取組を着実にを行うためである。これらの手続は「自己点

検・評価実施要領」にて教職員に周知している（資料 2-2）。

また、上述の規程に加えて、2023 年度から研究マネジメント委員会を設置したことに伴い、2023 年 4 月 1 日付で西南学院大学研究マネジメント委員会規程（以下「研究マネジメント委員会規程」という。）を施行した（資料 2-7【ウェブ】）。

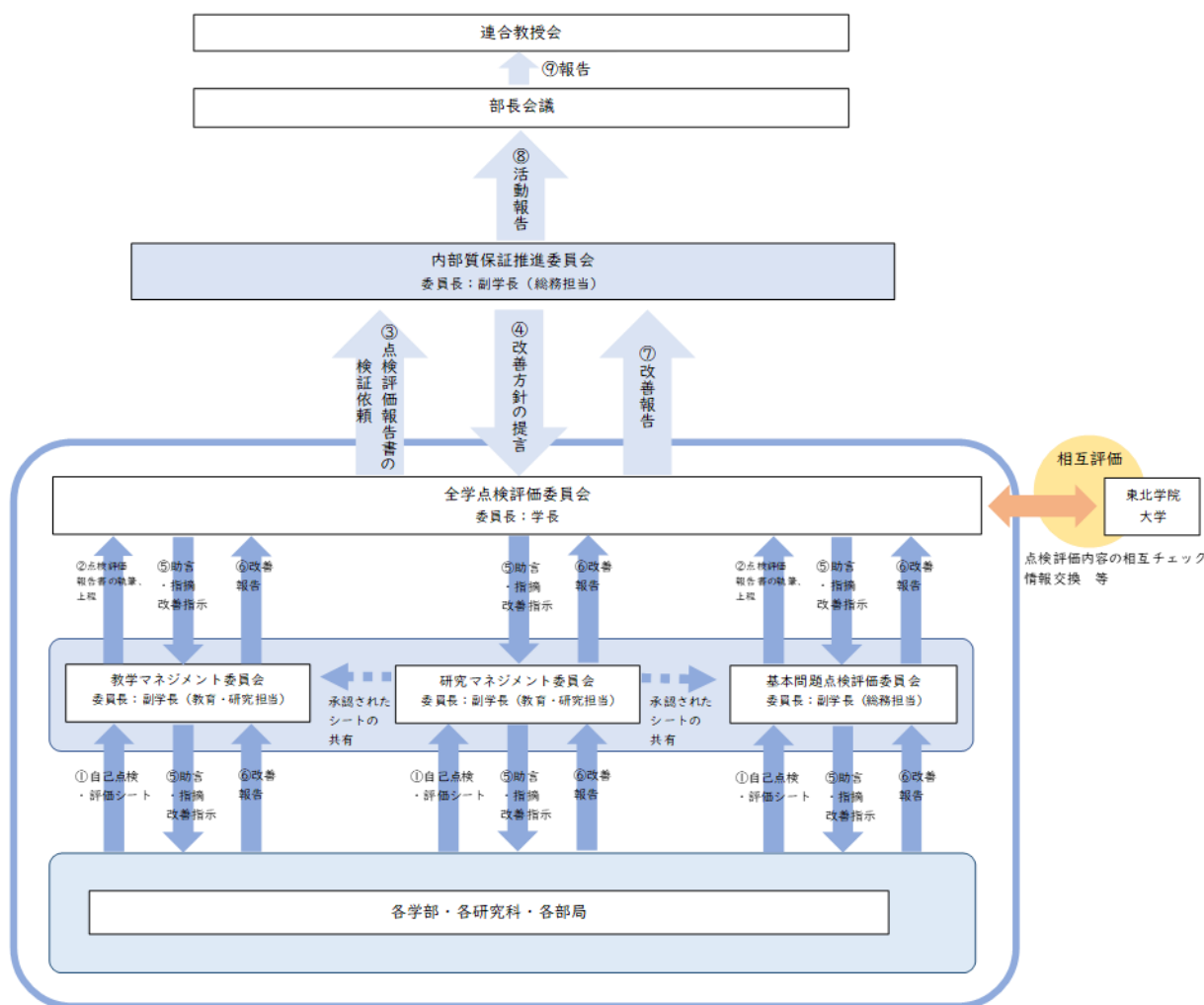
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担

全学内部質保証推進組織の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担については、内部質保証に関する規程第 6 条において以下のとおり概要を定めた上で、その詳細を内部質保証に関する規程、自己点検・評価規程、自己点検・評価規程細則、教学マネジメント委員会規程、研究マネジメント委員会規程及び「自己点検・評価実施要領」において定めている（資料 2-3【ウェブ】～2-7【ウェブ】、2-2）。

本学では、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として、内部質保証推進委員会を設置している。内部質保証推進委員会は、本学の自己点検・評価を総括する全学点検評価委員会、各学部・各研究科・各部局の自己点検・評価の取りまとめと改善の支援を行う教学マネジメント委員会及び基本問題点検評価委員会と連携し、本学の内部質保証を推進している。教学マネジメント委員会及び基本問題点検評価委員会の下には、各学部・各研究科・各部局が位置している。各学部・各研究科・各部局は、本学の理念・目的等の実現に向けて諸活動を展開しており、それらの諸活動について自己点検・評価を行うとともに、恒常的かつ継続的な改善活動を行っている。

加えて、2023 年度からは、上述の内部質保証推進体制に研究マネジメント委員会を組み入れ、教学マネジメント委員会及び基本問題点検評価委員会と同格の組織として位置付けている（資料 2-8、2-9）。

【本学の内部質保証推進体制図】（2023年5月1日時点）



- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCA サイクルの運用プロセスなど）

本学では、「内部質保証の方針」に PDCA サイクルを恒常的・継続的に運用していく旨を定めており、この方針に基づいて実際に PDCA サイクルを運用することで、本学の内部質保証を維持・向上している（資料 2-1【ウェブ】）。教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針については、建学の精神及び使命、大学及び大学院の理念・目的並びに「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程の編成・実施方針」、「入学者受入れの方針」（以下、これらを合わせて「三つの方針」という。）を起点とした PDCA サイクルを運用している（資料 1-3【ウェブ】～1-5【ウェブ】、1-8【ウェブ】、2-10【ウェブ】）。

PDCA サイクルの運用プロセスの概要は次のとおりであり、詳細は「自己点検・評価実施要領」に明示している（資料 2-2）。

各学部・各研究科・各部局は、本学の理念・目的、教育目標及び各種方針の実現に向けて、教育研究等の諸活動を展開しており、各学部・各研究科・各部局単位で設置している個別点検評価委員会において、各々の活動について、自己点検・評価シートを用いた自己点検・評価を行う。各学部・各研究科・各部局が作成した自己点検・評価シート

のうち、教育研究活動に関する基本的事項については教学マネジメント委員会が、大学の管理運営に関する基本的事項については基本問題点検評価委員会が、自己点検・評価シートの取りまとめ及び内容の検証を行い、自己点検・評価報告書を作成し、全学点検評価委員会へ上程する。全学点検評価委員会は、自己点検・評価シート及び自己点検・評価報告書の内容を、全学的観点から検証した上で承認し、内部質保証推進委員会に自己点検・評価の適切性及び有効性に関して点検・評価を依頼する。内部質保証推進委員会は、全学点検評価委員会による検証結果に基づき、自己点検・評価の適切性及び有効性の点検・評価を行い、改善方針を立案し、全学点検評価委員会に提言する。提言を受けた全学点検評価委員会は、改善方針の提言について審議し、教学マネジメント委員会及び基本問題点検評価委員会に助言・指摘又は改善指示を提示し、助言・指摘又は改善指示の提示を受けた両委員会は、各学部・各研究科・各部局の改善活動を支援する。各学部・各研究科・各部局は、助言・指摘又は改善指示に基づいて改善活動に取り組み、改善の状況を、教学マネジメント委員会又は基本問題点検評価委員会、全学点検評価委員会を通じて、内部質保証推進委員会に報告する。内部質保証推進委員会は、これらの改善報告をもとに、本学における内部質保証の推進状況を確認し、確認した内容を踏まえて今後の対応について協議する。

なお、2023年度からは、これらのプロセスに研究マネジメント委員会を加えた。研究マネジメント委員会は、教学マネジメント委員会及び基本問題点検評価委員会と同様に、各学部・各研究科・各部局が作成した自己点検・評価シートの取りまとめと内容の検証を行い、各学部・各研究科・各部局の改善活動を支援している（資料 2-8、2-9）。

以上のとおり、本学では、「内部質保証の方針」と連関する形で内部質保証に関する規程等を整備しており、各種規程において、内部質保証の推進に関わる組織の権限と責任を明確化するとともに、推進のための手続について具体的に定めている。「内部質保証の方針」においてはPDCAサイクルの運用を明記しており、このような方針に基づくことで、内部質保証推進委員会を中心として、本学の理念・目的、各種方針を指針とした諸活動の実施と検証、検証結果を踏まえた改善・向上、すなわち内部質保証の適切かつ円滑な推進を実現している。

## 点検・評価項目 2：内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点①：全学内部質保証推進組織・学内体制の整備

評価の視点②：全学内部質保証推進組織のメンバー構成

### <全学内部質保証推進組織・学内体制の整備>

本学では、2019年度に「内部質保証の方針」の策定及び内部質保証に関する規程の制定を行い、同方針及び規程に基づいて2020年度に内部質保証推進体制を刷新し、内部質保証推進委員会を中心とした体制へと移行した（資料2-1【ウェブ】、2-3【ウェブ】、2-11、2-12）。

体制を刷新する前の2019年度までは、全学点検評価委員会が、自己点検・評価の実施から結果の把握、改善に至るまでの全てのプロセスを担っていた。現在は、内部質保証に関する規程に則って、全学点検評価委員会による自己点検・評価の検証結果に基づき、内部質保証推進委員会が自己点検・評価の適切性及び有効性を検証し、改善方針を立案して、全学点検評価委員会へ提言を行っている。提言を受けた全学点検評価委員会は、提言の内容を確認した後、教学マネジメント委員会及び基本問題点検評価委員会を通じて、各学部・各研究科・各部局に助言・指摘又は改善指示を行う。各学部・各研究科・各部局は、教学マネジメント委員会及び基本問題点検評価委員会の支援を受けながら、助言・指摘又は改善指示に基づいて種々の改善を図り、その状況を両委員会及び全学点検評価委員会を通じて、内部質保証推進委員会に報告している（資料2-2）。加えて、2023年度からは、本学の内部質保証推進体制に研究マネジメント委員会を組み入れ、研究に関する質保証を推進している（資料2-8、2-9）。

全学内部質保証推進組織とその他の組織等の権限・役割は、以下のとおりである。

※注…各規定において全学内部質保証推進組織とその他の組織等の名称を略称で記載している場合があるが、本報告書においてはそれらの組織を正式名称で記載することとする。

### 【全学内部質保証推進組織とその他の組織等の権限・役割】

#### ・内部質保証推進委員会

内部質保証推進委員会は、内部質保証に関する規程第7条に定めるとおり、「自己点検・評価の適切性及び有効性について点検・評価し、その結果を部長会議に報告するとともに、それらの自己点検・評価がより内部質保証に資するものとなるための改善方針等を審議し、全学点検評価委員会に提言すること」を目的とし、内部質保証に関する規程第8条に掲げる本学の内部質保証に関する業務を行う（資料2-3【ウェブ】）。

#### ・全学点検評価委員会

全学点検評価委員会は、自己点検・評価規程第6条に定めるとおり、「本学の自己点検・評価の実施及びその結果の公表並びに学校教育法が定める認証評価への対応に関して総括し、本学の自己点検・評価活動の推進及び発展を図る」。全学点検評価委員会は、個別点検評価委員会の自己点検・評価を総括するとともに、自己点検・評価規程第7条に掲げる全学的な自己点検・評価に関する事項を処理する（資料2-4【ウェブ】）。

- ・ 教学マネジメント委員会

教学マネジメント委員会については、2022 年度に機能及び構成員の見直しを行った。見直しの結果、改正した 2023 年 4 月 1 日施行の教学マネジメント委員会規程第 1 条に定めるとおり、教学マネジメント委員会は、「西南学院大学及び西南学院大学大学院における教育活動の一連のプロセス（過程）のマネジメント（管理及び運営）を通じて教育活動の内部質保証の推進を図り、もって本学の教育理念及び目的の実現に資すること」を目的として、教学マネジメント委員会規程第 6 条に掲げる教育に関する基本的事項を審議する（資料 2-6【ウェブ】）。

- ・ 基本問題点検評価委員会

基本問題点検評価委員会は、自己点検・評価規程細則第 7 条に定めるとおり、「大学の理念、社会連携、組織、人事、財政、施設等、大学の管理運営に関する基本的事項について全学的な立場から点検・評価」を行い、「点検・評価した結果について、毎年、全学点検評価委員会に報告」し、「大学の理念、社会連携、組織、人事、財政、施設等、大学の管理運営に関する基本的事項について改善が必要と認められた場合、各部署の改善を支援」する（資料 2-5【ウェブ】）。

- ・ 各学部・各研究科・各部署

各学部・各研究科・各部署は、内部質保証に関する規程第 6 条第 3 項及び第 4 項に定めるとおり、「教学マネジメント委員会、研究マネジメント委員会（2023 年 4 月 1 日設置）又は基本問題点検評価委員会の支援を受け、本学の理念・目的等の実現に向けて諸活動を展開」し、「それらの諸活動が一定水準にあることを自らの責任で説明又は証明すべく恒常的かつ継続的に改善活動を行う」（資料 2-3【ウェブ】）。なお、自己点検・評価規程第 12 条のとおり、各学部・各研究科・各部署は個別点検評価委員会を設置しており、個別点検評価委員会は、自己点検・評価規程第 4 条第 1 項に定めるとおり、「当該個別点検評価委員会が所管する事項について、自己点検・評価を行う」（資料 2-4【ウェブ】）。

- ・ 研究マネジメント委員会（2023 年 4 月 1 日設置）

2023 年 4 月 1 日付で研究マネジメント委員会を設置したことに伴い、2023 年度から、本学の内部質保証推進体制に、研究マネジメント委員会を組み入れた（資料 2-8、2-9）。

研究マネジメント委員会は、2023 年 4 月 1 日施行の研究マネジメント委員会規程第 1 条に定めるとおり、「西南学院大学及び西南学院大学大学院における研究の水準及び質の向上を図るための各種事業の企画及び立案を行うこと」を目的として、研究マネジメント委員会規程第 6 条に掲げる研究に関する基本的事項を審議する（資料 2-7【ウェブ】）。

このように、本学では、内部質保証推進委員会が、全学点検評価委員会、教学マネジメント委員会及び基本問題点検評価委員会と連携しながら、自己点検・評価の適切性及び有



効性の検証、改善方針の提言から改善に至るまでのプロセスを一括して管理しており、内部質保証の円滑な推進に寄与している。

#### <全学内部質保証推進組織のメンバー構成>

内部質保証推進委員会のメンバー構成は、内部質保証に関する規程第9条に定めるとおりである（資料2-3【ウェブ】）。

本学の内部質保証推進委員会のメンバー構成の特長は、「公益財団法人大学基準協会の認証評価委員経験者」を含んでいる点である。2022年度においては、4名（教員2名、職員2名）の認証評価委員経験者に、内部質保証推進委員会の委員を委嘱した（資料2-13）。これらの委員は、認証評価に携わった知見等を活かし、本学の自己点検・評価を客観的な視点で検証した上で、改善方針の立案及び提言を行っている。

以上のとおり、本学では、2019年度に「内部質保証の方針」の策定や手続の整備（規程化）を行い、2020年度から、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として内部質保証推進委員会を設置している。内部質保証推進委員会は、全学点検評価委員会、教学マネジメント委員会及び基本問題点検評価委員会と連携しながら、本学におけるPDCAサイクルの運用を一括して管理しており、本学の内部質保証を牽引している。

点検・評価項目3：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点①：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定
評価の視点②：方針及び手続に従った内部質保証活動の実施
評価の視点③：全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み
評価の視点④：学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施
評価の視点⑤：学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施
評価の視点⑥：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応
評価の視点⑦：点検・評価における客観性、妥当性の確保

<学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定>

本学における三つの方針策定のための全学としての基本的な考え方は、「西南学院大学教学マネジメントガイドライン」（以下「教学マネジメントガイドライン」という。）に明記している。教学マネジメントガイドラインにおいては、本学の建学の精神及び使命、大学・研究科の理念・目的と、三つの方針を整合させるとした上で、それぞれの方針の内容について、全学統一で策定する事項と各学位課程の特性に応じて策定する事項を明示した上で、ふまえるべき点や表記のルール等について、基本となる考え方をまとめている（資料2-14～2-16）。

本学では、2021年度に、教学マネジメント委員会の下、大学全体の三つの方針を策定し、大学全体の三つの方針と整合するように、各学科の三つの方針の見直しを行い、2023年度から運用している（資料1-8【ウェブ】）。大学院においても、2021年度に、大学院FD委員会及び大学院委員会が中心となって、大学院全体及び各研究科・専攻の三つの方針の全面的な改正を行い、2022年度から大学院のホームページにて公表している（資料2-10【ウェブ】）。これら三つの方針の見直しを含む、教学改革の過程において決定された教学マネジメントに係る基本的考え方や方針等について、本学の教学改革を継続して実施するために使用することができるように、2022年10月に教学マネジメントガイドラインを策定した。

2023年3月には、教学マネジメント委員会において、教学マネジメントガイドラインに定める三つの方針策定のための全学としての基本的な考え方と、大学全体及び大学院全体の三つの方針との整合性を改めて検証し、大学全体・大学院全体の三つの方針が、本学の建学の精神及び使命、大学・研究科の理念・目的に沿った形で、相互に関連しながら一体的に策定されていることを確認した（資料2-17、2-18）。

<方針及び手続に従った内部質保証活動の実施>

本学では、「内部質保証の方針」、内部質保証に関する規程、自己点検・評価規程、自己点検・評価規程細則及び教学マネジメント委員会規程に基づき、毎年度「自己点検・評価実施要領」を策定した上で自己点検・評価を実施し、その結果を大学ホームページに掲載

して社会に公表することで、全学的な内部質保証の推進に取り組んでいる（資料 2-1【ウェブ】～2-6【ウェブ】）。なお、これらの規程に加えて、2023 年 4 月 1 日付で、研究マネジメント委員会規程を施行した（資料 2-7【ウェブ】）。

<全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育の PDCA サイクルを機能させる取り組み>

内部質保証推進委員会を中心に据えた PDCA サイクルを機能させるために、本学では、全学点検評価委員会、教学マネジメント委員会及び基本問題点検評価委員会、個別点検評価委員会を設置している（資料 2-3【ウェブ】～2-6【ウェブ】）。

全学点検評価委員会は、全学的観点から自己点検・評価の内容の検証を行っている。この検証結果に基づき、内部質保証推進委員会が自己点検・評価の適切性及び有効性を検証して、改善方針の立案及び全学点検評価委員会への提言を行う。全学点検評価委員会は、提言をもとに助言・指摘又は改善指示という形で、各学部・各研究科・各部局へのフィードバックを実施する。

教学マネジメント委員会及び基本問題点検評価委員会は、全学点検評価委員会の下、各学部・各研究科・各部局の自己点検・評価の内容を、教育研究活動に関する基本的事項及び大学の管理運営に関する基本的事項に分け、検証を行っている。また、全学点検評価委員会から提示を受けた助言・指摘又は改善指示をもとに、各学部・各研究科・各部局の改善を支援している。

各学部・各研究科・各部局は、本学の理念・目的や三つの方針等に基づいた諸活動を実施し、学部単位等で設置している個別点検評価委員会において、自らの活動に対する点検・評価を定期的に行っている。自己点検・評価の結果抽出された問題点に対しては、改善・向上に取り組み、その改善状況について、教学マネジメント委員会又は基本問題点検評価委員会、全学点検評価委員会を通じて、内部質保証推進委員会へと報告している。

このように、本学では、内部質保証推進委員会による検証・管理の下、全学点検評価委員会、教学マネジメント委員会及び基本問題点検評価委員会、個別点検評価委員会が連携しながら、各学部・各研究科・各部局の教育研究等の諸活動を点検・評価しており、その結果をもとに、恒常的かつ継続的な改善活動を行っている。

なお、2023 年度からは、研究マネジメント委員会の設置に伴い、教学マネジメント委員会が教育に関する基本的事項、研究マネジメント委員会が研究に関する基本的事項、基本問題点検評価委員会が大学の管理運営に関する基本的事項について、各学部・各研究科・各部局の自己点検・評価の内容の検証及び改善活動の支援を行っている（資料 2-8、2-9）。

また、2022 年度は、新型コロナウイルス感染症の流行状況に合わせて、内部質保証推進委員会や全学点検評価委員会をオンラインで開催し、感染拡大期においても PDCA サイクルを適切に運用できるようにした。

<学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施>

各学部・各研究科・各部局は、本学の建学の精神及び使命、大学・研究科の理念・目的、三つの方針に従って教育研究等の諸活動に取り組んでおり、これらの活動について、全学点検評価委員が毎年作成する「自己点検・評価実施要領」に則り、自己点検・評価を実施

している（資料 2-2）。

具体的な実施方法について、各学部・各研究科・各部局は、自己点検・評価シートを用いて、資料に基づいた自己点検・評価を行っている。自己点検・評価シートには、大学基準協会が例示している「評価の視点」、「評価者の観点」及び「記述の注意点」をもとにした自己点検・評価回答項目を設けている。各学部・各研究科・各部局による自己点検・評価結果（案）は、個別点検評価委員会において検証がなされ、その検証結果は、教学マネジメント委員会又は基本問題点検評価委員会、全学点検評価委員会による検証を経て、内部質保証推進委員会へと報告される。

2022 年度においては、大学基準 1（理念・目的）、2（内部質保証）、4（教育課程・学習成果）、6（教員・教員組織）、7（学生支援）、8（教育研究等環境）及び 9（社会連携・社会貢献）に係る項目を自己点検・評価回答項目として設定し、上述したプロセスに従って、全学的に自己点検・評価を実施した（資料 2-19～2-23、1-28、2-24～2-29、1-29）。

#### <学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施>

内部質保証推進委員会は、自己点検・評価の適切性及び有効性の検証を通して抽出された問題点に対して、改善方針の立案と提言を行っている（資料 2-30～2-36）。全学点検評価委員会は、内部質保証推進委員会の提言に基づき、教学マネジメント委員会及び基本問題点検評価委員会を通じて、各学部・各研究科・各部局に助言・指摘又は改善指示を行う（資料 1-30、1-31、2-37、2-38）。助言・指摘又は改善指示を受けた各学部・各研究科・各部局は、教学マネジメント委員会及び基本問題点検評価委員会による支援を受けながら、改善・向上に計画的に取り組み、改善状況について、教学マネジメント委員会及び基本問題点検評価委員会、全学点検評価委員会を通じて、内部質保証推進委員会へと報告している（資料 2-39～2-41、1-32、1-33）。

自己点検・評価結果に基づき、近年、改善・向上に取り組んだ事例として、新任教員の情報倫理の確立に関する取組が挙げられる。「2022 年度自己点検・評価報告書」29 頁に記載のとおり、教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取組について点検・評価した結果、新任教員については、情報倫理の学習及びテストの合格を義務付けておらず、オリエンテーションで説明を行うのみにとどまっているという問題点が提示された（資料 2-26）。このような自己点検・評価結果に基づき、自己点検・評価結果に対する対応・改善状況管理シート No. 72 のとおり、内部質保証推進委員会が提言を示し、提言を受けた全学点検評価委員会が、基本問題点検評価委員会を通じて、情報システム課に助言・指摘を行った。助言・指摘に基づき、情報処理センター点検評価委員会において協議した結果、2023 年度から、新入生及び新任職員に加え、新任教員に対しても、情報倫理の学習及びテストの合格を義務付けることを決定した（資料 1-33）。

このように、自己点検・評価及びその検証に基づく内部質保証推進委員会の提言が、各学部・各研究科・各部局の諸活動の改善・向上へと着実につながっている。

#### <教職課程に関する点検・評価の定期的な実施>

本学では、2022 年度から教職課程の自己点検・評価を実施している。教職課程の自己点検・評価については、西南学院大学教職教育センター規程第 3 条及び第 14 条において、教

職教育センターが「教職課程の自己点検評価」を行い、全学教職委員会が「教職課程の点検及び評価に関する事項」を審議すると定めている（資料 2-42）。教職課程の自己点検・評価の実施体制や方法等については、「教職課程自己点検・評価実施要領」に定めている（資料 2-43）。

2022 年度においては、上述の規程及び実施要領に則り、教職教育センターが、各学部・各研究科・各部局から提供された根拠資料や情報をもとに、教職課程自己点検・評価シートを用いて、教職課程の自己点検・評価を行い、教職課程自己点検・評価報告書（案）を作成した。教職教育センターが作成した教職課程自己点検・評価報告書（案）については、全学教職委員会による検証を経た上で、全学点検評価委員会に報告している（資料 2-44、2-45）。

#### <教職課程に関する点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施>

本学においては、教職教育センター主任の任期に合わせて、2 年に一度、教職課程の自己点検・評価を実施し、自己点検・評価を実施しない年度においては、改善活動やデータの収集に取り組むこととしている。2022 年度に教職課程の自己点検・評価を実施したため、2023 年度は点検・評価を実施せず、2022 年度の点検・評価結果に基づく改善活動に注力している（資料 2-46、2-47）。

#### <行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応>

本学では、外国語学部外国語学科の設置に伴い、2020 年度から完成年度である 2023 年度まで文部科学省へ設置計画履行状況報告書を毎年提出することになっており、2020 年度から 2022 年度のいずれも、文部科学省からの指摘事項はなかった（資料 2-48～2-50）。

認証評価機関等からの指摘事項について、本学では、2017 年度に大学基準協会による大学評価（認証評価）を受審し、「大学基準に適合している」との認定を受けたが、同時に 7 項目の提言（努力課題）が付された。これら 7 項目については、全学点検評価委員会が担当部局を割り振って、各学部・各部局・各研究科において改善に取り組み、改善の進捗状況を全学点検評価委員会が定期的に確認している（資料 2-51、2-52）。2021 年 7 月には、これらの改善状況を改善報告書にまとめて大学基準協会へ提出した（資料 2-53～2-55）。2022 年 3 月 30 日付で、大学基準協会から改善結果の検討結果についての通知を受けたが、追加の改善事項はなかった（資料 1-22、1-23）。

#### <点検・評価における客観性、妥当性の確保>

学内における点検・評価の客観性、妥当性の確保については、全学点検評価委員会が承認した自己点検・評価報告書を、内部質保証推進委員会が検証することによって、第三者的視点から自己点検・評価の適切性及び有効性を検証できるようにしている（資料 2-30、2-31、2-35、2-36）。さらに、「公益財団法人大学基準協会の評価委員経験者のうちから副学長（総務担当）が委嘱する者」として 4 名（教員 2 名、職員 2 名）に内部質保証推進委員会の委員を委嘱しており、認証評価委員経験者の知見等を活かして、本学の自己点検・評価における客観性、妥当性を高めている（資料 2-13）。

学外における点検・評価の客観性、妥当性の確保については、大学評価（認証評価）の受審に加え、2018年度に東北学院大学と相互評価に関する協定を締結している（資料 2-56）。2022年度には、「2022年度相互評価実施要領」を定めた上で、大学基準2（内部質保証）について、相互評価を実施した（資料 2-57）。相互評価結果については、全学点検評価委員会及び内部質保証推進委員会に報告した上で、大学ホームページを通じて社会に広く公表している（資料 2-58～2-61【ウェブ】）。相互評価結果に基づく改善・向上の実施について、2021年度までは、関係部局を中心に自律的な改善・向上に取り組むこととしていたが、2022年度から、相互評価結果で示された課題については、内部質保証推進委員会が改善方針の提言を策定し、諸活動の改善・向上につなげている（資料 2-31～2-36）。2023年度の相互評価活動においては、両大学の学長や副学長等の執行部による情報交換会を開催し、今後の改善・向上に役立てるべく、2021年度及び2022年度相互評価結果で改善を要するとして提言された事項（課題）に関して、両大学の対応・改善状況を相互に確認した（資料 2-85、2-86）。

加えて、本学では、本学の教育活動等の取組に関して、地域社会及び産業界等の学外関係者との懇談及び意見聴取を通じ、本学の教育活動等の客観的な検証及び改善並びに適切性の確保に資することを目的として、2023年度から教育に関する懇談会を設置している（資料 2-96～2-99）。2023年9月には、本学の入試制度及び入学者動向、本学の共通教育（特に初年次教育）をテーマに教育に関する懇談会を実施した（資料 2-100、2-101）。

これらの取組を通して、本学における自己点検・評価の客観性、妥当性を高めることとしている。

以上のとおり、本学では、三つの方針策定のための全学としての基本的な考え方を設定した上で、教育研究等の諸活動に取り組んでおり、それらの活動について、各種規程や実施要領に則り、毎年自己点検・評価を実施している。自己点検・評価の結果は、教学マネジメント委員会及び基本問題点検評価委員会、全学点検評価委員会による内容の検証を経て、内部質保証推進委員会へと報告される。内部質保証推進委員会は、自己点検・評価の適切性及び有効性の検証を行った上で、改善方針の提言を策定し、各学部・各研究科・各部局による諸活動の改善・向上へとつなげている。2017年度に受審した認証評価における指摘事項については、適切に対応しており、東北学院大学との相互評価や教育に関する懇談会を実施する等、学外の視点を積極的に採り入れることで、点検・評価における客観性、妥当性も確保している。このように、本学の内部質保証システムは有効に機能しており、教育研究の質向上に寄与している。

点検・評価項目 4：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点①：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表

評価の視点②：公表する情報の正確性、信頼性

評価の視点③：公表する情報の適切な更新

<教育研究活動、自己点検・評価結果、教職課程に関する点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表>

教育研究活動情報については、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づき、大学ホームページの「情報公開－教育研究基本情報」において、法令により定められている事項を漏れなく公表している（資料 2-62【ウェブ】）。また、教育プログラムについては、「教育研究－教育プログラム」において、情報をわかりやすくまとめ、2023 年度から適用を開始した新教育課程や、2023 年度から設置したラーニングサポートセンター等についても、周知を行っている（資料 2-63【ウェブ】）。自己点検・評価結果については、大学ホームページの「情報公開－自己点検・認証評価」において、自己点検・評価結果、教職課程の自己点検・評価結果、認証評価結果及び東北学院大学との相互評価結果を掲載している（資料 2-64【ウェブ】～2-66【ウェブ】）。財務情報については、大学ホームページの「情報公開－事業計画・財務」において、2004 年度以降の財務に関する情報（予算書・決算書等）を公開しており、中長期における本学の財政状況の変化を確認することができる（資料 2-67【ウェブ】）。その他の諸活動の状況等についても、大学ホームページやメールマガジン、「西南学院 Letter」、大学ポータル等で広く情報を発信し、社会に対する説明責任を果たしている。

なお、情報をスムーズに入手できるように「情報公開」のページは大学ホームページのトップ画面から 1 クリックでアクセスできるようにしており、情報の理解がしやすいようにカテゴリごとに分けて情報を掲載している。

<公表する情報の正確性、信頼性>

<公表する情報の適切な更新>

上記の情報を含む大学ホームページの情報は、毎年 5 月の年度更新をはじめ、各部署が情報の正確性、信頼性を確認した上で、適宜最新の情報に更新している。

以上のとおり、本学は、教育研究活動、自己点検・評価結果、教職課程に関する点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等について、情報の正確性、信頼性を確認した上で大学ホームページに適切に掲載しており、社会に対する説明責任を果たしていると言える。

点検・評価項目5：内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点①：全学的なPDCAサイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価

評価の視点②：点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用

評価の視点③：点検・評価結果に基づく改善・向上

<全学的なPDCAサイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価>

本学では、内部質保証に関する規程、自己点検・評価規程及び自己点検・評価規程細則に基づき、毎年「自己点検・評価実施要領」を作成し、全学的なPDCAサイクル等の適切性、有効性を定期的に検証している（資料2-3【ウェブ】～資料2-5【ウェブ】）。2021年度は自己点検・評価活動、2022年度は東北学院大学との相互評価活動として、内部質保証システムの適切性について点検・評価を行った。

2022年度においては、各部局が「自己点検・評価実施要領」に基づき、自己点検・評価シートの大学基準2（内部質保証）の点検・評価項目に沿って、根拠資料をもとに自己点検・評価を実施した（資料2-2）。続いて、基本問題点検評価委員会が、各部局が作成した自己点検・評価シートの内容を検証した上で「2022年度相互評価報告書」を作成し、これらの自己点検・評価シート及び「2022年度相互評価報告書」の内容について、全学点検評価委員会が、全学的観点から検証を行った（資料2-21～2-23、1-28、2-24、2-28、2-29）。内部質保証推進委員会は、全学点検評価委員会の検証結果をもとに、自己点検・評価の適切性及び有効性について点検・評価し、その結果、大学基準2（内部質保証）について、3件の提言を策定した（資料2-30、2-31、2-35、2-36）。提言を受けた全学点検評価委員会は、教学マネジメント委員会及び基本問題点検評価委員会を通じて、各学部・各研究科・各部局に助言・指摘を行った（資料1-30、1-31、2-37、2-38）。助言・指摘を受けた各学部・各研究科・各部局は、改善活動に取り組み、改善状況について、教学マネジメント委員会及び基本問題点検評価委員会、全学点検評価委員会を通じて、内部質保証推進委員会に報告した（資料2-39～2-41、1-32、1-33）。

加えて、2022年度は、全学点検評価委員会が承認した「2022年度相互評価報告書」及び根拠資料に基づき、東北学院大学との相互評価を実施し、東北学院大学からの提言として、長所が3点、課題が2点示された（資料2-58～2-60）。

<点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用>

点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用については、各学部・各研究科・各部局が用いる自己点検・評価シートに根拠資料欄を設けており、根拠資料に基づいて自己点検・評価を行うこととしている（資料2-24、2-25）。また、教学マネジメント委員会及び基本問題点検評価委員会が自己点検・評価報告書を作成する際に、根拠資料の収集を行っており、収集した根拠資料については、全学点検評価委員会及び内部質保証推進委員会において検証している（資料2-27、2-29）。

<点検・評価結果に基づく改善・向上>



大学基準2（内部質保証）の点検・評価結果に基づく改善・向上については、内部質保証推進委員会が中心となり、全学点検評価委員会、基本問題点検評価委員会及び各部局と連携しながら、改善・向上に取り組んでいる。

点検・評価結果に基づく改善・向上の事例として、2022年度においては、「2022年度相互評価報告書」に基づき、内部質保証推進委員会が提言を示し、提言を受けた全学点検評価委員会が「内部質保証推進委員会及び全学点検評価委員会、教学マネジメント委員会、基本問題点検評価委員会、その他の個別点検評価委員会の権限と役割、メンバー構成に関する情報を整理した上で、相互牽制機能をより一層働かせることができる内部質保証推進体制の検討が望まれる」との助言・指摘を行った（資料1-31）。自己点検・評価結果に対する対応・改善状況管理シート No. 13 のとおり、この助言・指摘に基づき、相互牽制機能をより一層働かせることができる内部質保証推進体制の検討にあたり、各委員会の権限と役割、メンバー構成に関する情報を収集・整理した結果、一部の個別点検評価委員会において、個別点検評価委員の未選出、個別点検評価委員会の未開催や議事録等の欠如といった問題があることが明らかとなった。そこで、内部質保証推進委員会が中心となって対策を協議し、各学部・各研究科・各部局に対し、2023年度自己点検・評価実施にあたり、個別点検評価委員の選出及び選出に関する申合せの明文化、委員会の開催及び議事録の作成を行うように改善を依頼した（資料1-33、2-68～2-74）。依頼後、2023年10月から2024年2月にかけて、内部質保証推進委員会が各個別点検評価委員会の改善状況を調査し、これらの改善が完了したことを確認した（資料2-87～2-89）。

相互評価結果に基づく改善・向上の事例について、2022年度における東北学院大学との相互評価では、「2022年度相互評価報告書」に基づき、東北学院大学から、「学外者による外部的な評価体制を導入する等、より客観性を増した点検・評価体制の構築の検討」について助言が示された（資料2-60）。これに基づき、2023年3月から学外者による質保証推進制度の導入について検討を開始し、2023年度から教育に関する懇談会を設置した（資料2-75～2-77、資料2-90～2-101）。

その他の取組として、本学では、社会情勢等の変化や学内における諸活動を踏まえて、適宜内部質保証推進体制の見直しを行っている。例えば、2023年度からは、本学の内部質保証推進体制に研究マネジメント委員会を組み入れ、研究に関する質保証を推進している（資料2-8、2-9）。内部質保証推進委員会のメンバー構成についても適宜見直しを行っており、2023年度には、教学マネジメント委員会の所管事務局として入試・国際・教育推進部事務部長を、研究マネジメント委員会の所管事務局として学術支援部事務部長及び学術研究所事務室長を内部質保証推進委員会のメンバーに新たに加えた。

また、2022年度は、内部質保証推進委員会において、本学の自己点検・評価活動の課題点を洗い出し、自己点検・評価の有効性、適切性をより一層高めるために、教職員説明会の開催や自己点検・評価シートの様式の見直し等の改善策を検討した（資料2-78～2-80）。これらの改善策に基づき2023年3月に自己点検・評価及び認証評価に関する教職員向け研修会を実施し、2023年度自己点検・評価シートの様式を改訂した（資料2-81～2-84）。

以上のとおり、本学では、内部質保証システムの適切性について、大学基準2（内部質保証）の点検・評価項目に基づいて、資料をもとに定期的に自己点検・評価を実施し、自己点検・評価及び相互評価の結果を内部質保証システムの改善・向上に結び付けている。

## 2. 長所・特色

本学では、「内部質保証の方針」及び内部質保証に関する規程等に基づき、内部質保証推進委員会が中心となって、全学点検評価委員会、教学マネジメント委員会及び基本問題点検評価委員会、各学部・各研究科・各部局と役割を分担しながら、自己点検・評価の適切性及び有効性の検証、改善方針の提言から改善に至るまでのプロセスを一括して管理している。

さらに、本学では、東北学院大学との相互評価の実施により、自己点検・評価の適切性を客観的に評価するとともに、教育研究等の諸活動のさらなる改善・向上につなげている。例えば、2023年3月から、東北学院大学の助言に基づき学外者による質保証推進制度の導入について検討を開始し、2023年度から教育に関する懇談会を設置した。

以上のような工夫から、本学ではPDCAサイクルを円滑に運用できており、2020年度から2022年度の設置計画履行状況報告書に関しては、文部科学省からの指摘事項はなく、2017年度に受審した認証評価で付された努力課題に対する改善報告書においても、大学基準協会から追加の改善事項は付されていない。

## 3. 問題点

本学では、内部質保証のための全学的な方針及び手続、体制が整備されており、内部質保証システムが概ね有効に機能しているものの、「相互牽制機能をより一層働かせることができる内部質保証推進体制の検討」等、内部質保証推進体制の強化についての課題を一部有している。内部質保証推進委員会を中心に、全学点検評価委員会等と連携しながら、引き続き検討を行う予定である。

## 4. 全体のまとめ

内部質保証のための全学的な方針及び手続の明示については、「内部質保証の方針」、内部質保証に関する規程、自己点検・評価規程、自己点検・評価規程細則、教学マネジメント委員会規程及び「自己点検・評価実施要領」を定め、大学ホームページにて公開している。

内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制としては、内部質保証推進委員会を中心とした体制を整備しており、内部質保証推進委員には副学長や大学事務長、認証評価委員経験者を含んでいる。

内部質保証システムについて、本学の各学部・各研究科・各部局は、建学の精神及び使命、大学・研究科の理念・目的、三つの方針に基づいて教育研究等の諸活動に取り組んでおり、規程等に則り、これらの活動に対して、大学基準の10項目を5項目ずつに分けて毎年項目を入れ替えながら自己点検・評価を実施している。自己点検・評価結果に対しては、教学マネジメント委員会及び基本問題点検評価委員会、全学点検評価委員会による内容の検証を経て、内部質保証推進委員会による適切性及び有効性の検証を行っている。内部質保証推進委員会は、検証結果をもとに改善方針の提言を策定し、これに基づき、全学点検評価委員会が、教学マネジメント委員会及び基本問題点検評価委員会を通じて、各学部・各研究科・各部局へ助言・指摘又は改善指示を行う。各学部・各研究科・各部局は、改善・向上に計画的に取り組み、教学マネジメント委員会及び基本問題点検評価委員会、全学点

検評価委員会を通じて、内部質保証推進委員会へ改善状況を報告する。このように、本学では、内部質保証推進委員会が PDCA サイクルの運用を一括して管理する仕組みを構築しており、このことによって、内部質保証システムを有効に機能させている。

教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動等の状況等については、大学ホームページにて公開し、学生及び教職員並びに社会一般に対して広く周知している。

内部質保証システムの適切性については、大学基準 2 (内部質保証) の点検・評価項目に沿って、根拠資料に基づく自己点検・評価を隔年で行い、継続的な改善・向上に取り組んでいる。2022 年度には、内部質保証をテーマとして東北学院大学との相互評価を実施し、相互評価結果をもとに、学外者による質保証推進制度の導入について検討を開始し、2023 年度から教育に関する懇談会を設置した。

なお、本学においては、2020 年度に内部質保証推進体制を刷新したばかりであるため、今後も内部質保証システムの適切性及び有効性を注視し、さらなる改善・向上を図っていく必要があると考える。

以上のことから、内部質保証推進体制の強化について一部課題を有するものの、内部質保証については、大学基準に照らして良好な状態にあり、概ね適切であると言える。

### 第3章 (基準3) 教育研究組織

#### 1. 現状説明

点検・評価項目1：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点①：大学の理念・目的と学部（学科又は課程）構成及び研究科（研究科又は専攻）構成との適合性
評価の視点②：大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性
評価の視点③：教職課程等を置く場合における全学的な実施組織の適切性
評価の視点④：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

<大学の理念・目的と学部（学科又は課程）構成及び研究科（研究科又は専攻）構成との適合性>

本学は、「Seinan, Be True to Christ（西南よ、キリストに忠実なれ）」の建学の精神に基づき、「真理の探求および優れた人格の形成に励み、地域社会および国際社会に奉仕する創造的な人を育てること」を使命としており、2023年5月1日時点で、学部には8学部14学科（うち、1学部2学科は2020年度から学生募集停止）、研究科には7研究科9専攻、専攻科には3専攻科、別科に留学生別科を擁している（資料1-3【ウェブ】、3-1【ウェブ】、大学基礎データ表1）

本学は建学の精神及び使命に基づいて、大学及び大学院の理念・目的を定めている。

学士課程では、学則第1条に定めている大学全体の目的に合わせて、各学部の目的を定めている（資料1-4【ウェブ】）。

研究科においては、大学院学則第2条に定めている大学院全体の目的に合わせて、各研究科の目的を定めている（資料1-5【ウェブ】）。

<大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性>

本学は、上述の建学の精神及び使命、大学及び大学院の理念・目的に基づき、学部・研究科以外に2022年度時点で大学附属機関として、図書館、学術研究所、教育・研究推進機構、体育館、入試センター、情報処理センター、国際センター、博物館、言語教育センター、キャリアセンター、教職教育センター、西南コミュニティーセンター、西南子どもプラザ、ボランティアセンター、臨床心理センター、西南会館、西南クロスプラザ、学生寮及び田尻グリーンフィールドを設置している（資料3-2）。これらの大学附属機関は、建学の精神及び使命、大学及び大学院の理念・目的を達成するため、各規程においてそれぞれの目的を定めている（資料3-3～3-12、2-42、3-13～3-21）。

例えば、国際センターについては、西南学院大学国際センター規程第2条において、その目的を「本学の国際交流を推進し、もって本学の教育・研究活動の向上と発展に資すること」と定めており、第3条に、この目的を達成するために国際センターが所管する業務を掲げ、第4条以降に、役職員の配置、国際センター所長及び主任の役割、国際センター委員会の設置等について定めている（資料3-9）。

<教職課程等を置く場合における全学的な実施組織の適切性>

本学は、教職課程の全学的な実施組織として教職教育センターを設置している。教職教育センターは、「建学の精神及び教育理念にのっとり、教員養成の運営全般に係る全学的な調整、教員の教育力向上のための企画及び運営を行うなど、適正かつ良質な教職課程の運営を安定的に行うための措置を講じ、もって優れた教員を継続的に養成及び輩出すること」を目的としており、全学教職委員会を置き、全学的な視点から教職課程カリキュラムの編成や教職課程の運営、教職課程の自己点検・評価、教職課程のFD、教員採用試験の支援等を行っている（資料 2-42）。

<教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮>

本学は 1916 年の創立以来、建学の精神及び使命、大学及び大学院の理念・目的の実現にふさわしい教育研究を行い、時代と共に変化する学問の動向や社会的要請、国際情勢に対応するため、学部・研究科の設置や改組、大学付属機関の設置や改廃を行っている。

例えば学部・研究科においては、2016 年度に臨床心理士に対する社会の期待の高まりに応えて人間科学研究科臨床心理学専攻を設置した（資料 3-22）。また、2020 年度には文学部を外国語学部へ改組し、キリスト教精神に基づき、外国語に関する知識と実践的な運用能力、総合的なコミュニケーション能力、社会の多様性を理解して諸問題の解決能力を身につけた人材育成を行っている（資料 3-23【ウェブ】）。

大学付属機関においては、本学の教育・研究の水準維持並びに質の向上を図るための体制の見直しがなされた結果、教育・研究推進機構を 2023 年 3 月末で発展的に解消した（資料 3-24～3-29）。また、学生のリテラシー能力、とりわけスタディスキルの低下と学習意欲の減退への対応として、全学的なスタディスキル教育の実施及び学生の学修支援を一元的に担う組織として、2023 年度からラーニングサポートセンターを設置した（資料 3-30、3-31）。

以上のとおり、本学は建学の精神及び使命、大学及び大学院の理念・目的に基づき、学部及び研究科、大学付属機関を適切に設置している。また、人間科学研究科臨床心理学専攻の設置や文学部の外国語学部への改組、教育・研究推進機構の解消、ラーニングサポートセンターの設置に見られるように、本学の理念・目的の達成のため、学問の動向や社会的要請、国際的環境等に配慮し、必要に応じて学部及び研究科、大学付属機関の設置や改廃を行っている。

点検・評価項目 2：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。  
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点①：適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価

評価の視点②：点検・評価結果に基づく改善・向上

<適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価>

本学では、内部質保証に関する規程、自己点検・評価規程及び自己点検・評価規程細則に基づき、毎年「自己点検・評価実施要領」を作成し、定期的に教育研究等環境の適切性を検証している（資料 2-3【ウェブ】～2-5【ウェブ】）。

直近では 2021 年度に、各部局が「自己点検・評価実施要領」に基づき、自己点検・評価シートの大学基準 3（教育研究組織）の点検・評価項目に沿って、根拠資料をもとに自己点検・評価を実施した（資料 3-32）。続いて基本問題点検評価委員会が自己点検・評価シートの内容を検証した上で自己点検・評価報告書を作成し、これらに対する全学点検評価委員会の検証結果をもとに、内部質保証推進委員会が大学基準 3（教育研究組織）について 2 件の提言を策定した（資料 3-33～3-39）。全学点検評価委員会は内部質保証推進委員会から受けた提言について審議し、基本問題点検評価委員会を通じて各部局に助言・指摘を行った（資料 3-40～3-42）。助言・指摘を受けた各部局は改善活動に取り組み、改善状況については、基本問題点検評価委員会及び全学点検評価委員会を通じて内部質保証推進委員会に報告し、進捗を管理している（資料 3-43～3-46）。

<点検・評価結果に基づく改善・向上>

2021 年度の自己点検・評価結果では、内部質保証推進委員会から教育研究組織の適切性に関する提言は示されなかった。そのため提言に基づく改善・向上の事例はないが、教育課程・学習成果に関する改善・向上を進める中で教育研究組織の見直しを併せて行った事例として、教育・研究推進機構等の発展的解消が挙げられる。

2021 年度は、「2021 年度自己点検・評価報告書」に基づき、大学基準 4（教育課程・学習成果）に関して内部質保証推進委員会が提言を示し、提言を受けた全学点検評価委員会、教育課程の編成や教育方法の導入、教育の実施、学習成果の測定において「全学的な組織の運営・支援及びその適切性の担保が不十分な場合は、改善が求められる」との助言・指摘を行った（資料 3-41）。この助言・指摘に基づき、教学マネジメント委員会及び教育課程見直し検討委員会が中心となって、自己点検・評価結果に対する対応・改善状況管理シートの No. 24、30、41 のとおり、教学事項の改善に向けた対応の検討や支援を行った（資料 1-33）。これらの教学事項の改善に向けた対応の検討や支援を行う過程において、教学事項に関する全学的なマネジメント体制の構築が喫緊の課題とされ、この課題に対応するため 2023 年 3 月末を以て教育・研究推進機構等を発展的に解消し、教学事項に関する最終的な意思決定を教学マネジメント委員会が担うことにした（資料 3-24～3-29）。

このように、本学は教育研究等の諸活動を推進するため、教育研究組織の改善・向上に取り組んでいる。

## 2. 長所・特色

本学は、ボランティア活動を、キリスト教精神を実現するための一つの有力な取組みとして位置付けており、上述のとおりボランティアセンターを設置している。ボランティアセンターの目的は、西南学院大学ボランティアセンター規程第2条に記載のとおり、「ボランティア活動を建学の精神の具現化並びに大学の社会貢献の一つと位置付け、学生、教職員等によるボランティア活動を支援・促進すること」である。ボランティアセンターの運営を担うボランティアセンター運営委員会は、センター長を始め、宗教部長、学生部長、人間科学部社会福祉学科から選出された教員1名、大学事務長、キリスト教活動支援課長を構成員としている。なお、ボランティアセンターの事務は、キリスト教活動支援課のもとに配置されたボランティアセンター事務室が担っている（資料 3-15、3-47【ウェブ】）。ボランティアセンターが、本学の理念・目的や建学の精神をボランティアや教育に関連付け、体現する組織として位置付けられていることは、ボランティアセンター運営委員会の構成、所管部署の配置にも表れている。

## 3. 問題点

特になし。

## 4. 全体のまとめ

本学は、建学の精神及び使命、大学及び大学院の理念・目的に基づき、2023年5月1日時点で、学部には8学部14学科（うち、1学部2学科は2020年度から学生募集停止）、研究科には7研究科9専攻、専攻科には3専攻科、別科に留学生別科を設置している。また、大学の理念・目的の達成に資する組織として、研究所、センター等の機関を適切に整備している。

これら教育研究組織の適切性については、建学の精神及び理念・目的の実現に向けて、また学問動向や社会的情勢等に鑑みて、継続的かつ発展的な改編を行っている。

加えて、各学部・各研究科・各部局は、教育研究組織について定期的に自己点検・評価を実施し、その後、基本問題点検評価委員会及び全学点検評価委員会において検証及び総括がなされ、内部質保証推進委員会の改善提言の方針に基づき改善を図っている。

以上のことから、本学の教育研究組織については、大学基準に照らして良好な状態にあり、概ね適切であると言える。

## 第4章 (基準4) 教育課程・学習成果

### 1. 現状説明

点検・評価項目1：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点①：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表

<課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表>

学位授与方針（以下「DP」という。）は、教育の理念と目的に基づき、具体的な学修成果として修得すべき知識、技能及び態度等について、学部においては、A：知識・技能、B：思考力・判断力・表現力等、C：総合的な学習経験・創造性及びD：態度・志向性の4カテゴリー、研究科においては知識・技能、思考力・判断力・表現力等、態度・志向性の3カテゴリーに区分して整理し、授与する学位ごとに明示して設定している（資料1-8【ウェブ】、2-10【ウェブ】）。

DPは、学生が修得すべき学修成果を上述のようにカテゴリーごとに具体的に記述するとともに、特に学部にあつては主に全学共通教育を通して修得するものと主に学科専門教育を通して修得するものを、それぞれ箇条書きで示す等の表現を工夫することで、理解しやすさに配慮している。

また、DPは、大学ホームページ、大学院ホームページ、学生便覧、大学院学生便覧、入学案内にて公表し、様々なステークホルダーが情報を得やすいよう配慮している（資料1-8【ウェブ】、2-10【ウェブ】、4-1、4-2、1-10）。

また、2019年度から開始した教育課程の見直しの一環で、本学の各学位課程の学生に共通して修得することを求める学修成果について、学士課程全体のDP、博士前期課程・修士課程全体のDP及び博士後期課程全体のDPを策定し、2023年度から運用している（資料4-3～4-6）。

なお、学部では、全学的なDPと各学科のDPが関連し一貫性を維持できるよう、DPの改正に際する手順を策定した（資料4-7、4-8）。

例えば、神学部神学科、法学研究科法律学専攻（博士前期課程）及び法学研究科法律学専攻（博士後期課程）のDPは以下のとおりである。

#### 【学士課程】

下記カテゴリーごとに養成する資質・能力を策定。共通科目については、全学部全学科同一の内容、専攻科目については、各学部・学科の教育の理念・目的及び学問分野の特性を基に策定。

区分	名称	内容
A	知識・技能	各学位課程における領域固有性の高いもの、具体的事象・内容に関連して獲得する実体的



		な資質・能力を表す。
B	思考力・判断力・表現力等	複合的な問題状況に対応する中で、高次の思考処理を経て解決に向かうための汎用的・機能的な資質・能力を表す。
C	総合的な学修経験・創造性	日頃の学びを現実場面に活かし、社会に参画する経験の中で発揮される課題解決能力及び創造性などの資質・能力を表す。
D	態度・志向性	日頃の学びや社会での経験の実体・過程の内面化により、自尊感情を伴って生き方・考え方・学び方に昇華する資質・能力を表す。
「西南学院大学教学マネジメントガイドライン」より抜粋		

### 【神学部神学科】

#### 共通科目

- A-1：幅広い学問領域の基本的な概念や理論を修得し、教養としての知識・技能を身に付けることで、社会事象を多面的に理解することができる。
- B-1：学びや研究の基盤となる思考力・判断力・表現力等を獲得し、幅広い領域に活用することができる。
- C-1：修得した資質・能力を主体的に活用し、多様な人々と協働しながら実際の課題に取り組み、創造的に課題解決に向かうことができる。
- D-1：社会的課題やそれに対する学習・研究を通して、我々の生き方の指針を深く考え、自律的に真理を探究し続けることができる。

#### 専攻科目

- A-2：聖書の学びに精通し、特にバプテスタの信仰理解に精通し、信仰の歴史的・神学的問題を多面的に理解することができる。
- A-3：人文学、特にキリスト教思想・哲学・芸術を中心とする分野の知識と技能を適切に獲得・活用することができる。
- B-2：神学的思考力を備えて批判的判断を重ね、キリスト教精神を究明し、それを発信することができる。
- B-3：神学分野に関連する人文学の領域の諸科学の思考・判断・表現等の方法を獲得・活用することができる。
- C-2：神が全世界を創造されたことに応答し、被造物と共に生きることを目指して、その祝福・平安・保全に対する責任を担うことができる。
- C-3：精神文化の形成、倫理、道徳の向上に向け、広く歴史・世界に働かれる神のわざに仕える創造的な奉仕をすることができる。
- D-2：イエス・キリストの解放の福音から押し出されて、日本、そして世界における平和の創造、人権の擁護、福祉の促進を追求し続けることができる。
- D-3：キリスト教界の指導者、教会の伝道者・牧師などの専門職業人として社会に貢献する態度を身に付けている。
- D-4：キリスト教精神を基盤としたリーダーシップと真摯な探求心で社会に貢献する態度

を身に付けている。

**【博士前期課程・修士課程、博士後期課程】**

養成する資質・能力について、各学位課程の教育の理念・目的及び学問分野の特性を基に策定。

**【法学研究科法律学専攻（博士前期課程）】**

法学研究科博士前期課程は、法学・政治学の研究者、司法書士・行政書士等の準法曹を目指す者、専門的な法学・政治学の知識を修得し、社会の問題の解決を図る人材の育成が社会から期待されている。そうした人材を育成するために、所定の課程を修め、必要な単位を修得し、かつ研究指導を受けた上で、修士論文の審査及び試験に合格し、次のような目標を達成した者に、修士（法学）の学位を授与する。

- (1) 法学・政治学に関する専門的知識を修得し、専門的技能及び研究者としての責任感・倫理観を身に付ける。
- (2) 法学・政治学的課題への関心を持ち、各種情報を適切に使用して、思考・判断・表現する研究能力を身に付ける
- (3) 社会や組織の構造を理解し、社会の一員として多様な役割を果たすことができるように、生涯を通して学び続けようとする態度を身に付ける

**【法学研究科法律学専攻（博士後期課程）】**

法学研究科博士後期課程は、法学・政治学の研究者、司法書士・行政書士等の準法曹を目指す者、専門的な法学・政治学の知識を修得し、社会の問題の解決を図る高度専門的職業人の育成が社会から期待されている。そうした人材を育成するために、博士前期課程・修士課程で身に付けた専門的知識・技能の応用力をさらに高め、所定の課程を修め、必要な単位を修得し、かつ研究指導を受けた上で、博士論文の審査及び試験に合格し、次のような目標を達成した者に、博士（法学）の学位を授与する。

- (1) 法学・政治学に関する高度な専門的知識を修得し、専門的技能および研究者としての高い責任感・倫理観を身に付ける。
- (2) 法学・政治学的課題への強い関心を持ち、判例や学説又は昨今の政治・社会情勢を踏まえた各種情報を適切に探究・思考・判断・表現する卓越した研究能力を身に付ける。
- (3) 社会や組織の構造を理解し、社会の一員としてより専門的な役割を果たすことができるように、生涯を通して学び続けようとする態度を身に付ける。

以上のとおり、各学科及び各研究科・専攻の DP は、全学的な DP と関連し、修得すべき知識、技能及び態度等の各学位にふさわしい学修成果を明示して設定しており、大学ホームページ等において広く周知している。

点検・評価項目 2 : 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点① : 下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表
・教育課程の体系、教育内容
・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等
評価の視点② : 教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

<下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表>

- ・教育課程の体系、教育内容
- ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

教育課程の編成・実施方針（以下「CP」という。）は、教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態を明示して、授与する学位ごとに設定している（資料 1-8【ウェブ】、2-10【ウェブ】）。

CP は、授業科目区分や年次進行に伴う科目配置を具体的に記述するとともに、それらを箇条書きにて示す等の表現を工夫することで、理解しやすさに配慮している。

また、CP は、大学ホームページ、大学院ホームページ、学生便覧、大学院学生便覧、入学案内にて公表し、様々なステークホルダーが情報を得やすいよう配慮している（資料 1-8【ウェブ】、2-10【ウェブ】、4-1、4-2、1-10）。

教育課程の見直しの一環で、本学の各学位課程の教育課程の体系、授業形態及び教授法において共通する項目及び内容について、学士課程全体の CP、博士前期課程・修士課程全体の CP 及び博士後期課程全体の CP を策定し、2023 年度から運用している（資料 4-3～4-6）。

これら全体の CP に基づき、各学科及び各研究科・専攻の CP の精査を行った。学部では、DP の 4 カテゴリーごとに、教育内容及び授業科目区分等を定め、教育課程の内容をより明確にした CP に改訂し、2023 年度から運用している（資料 4-9、4-10）。

なお、学部では、全学的な CP と各学科の CP が関連し一貫性を維持できるよう、CP の改正に際する手順を策定した（資料 4-7、4-8）。

例えば、神学部神学科、法学研究科法律学専攻（博士前期課程）及び法学研究科法律学専攻（博士後期課程）の CP は以下のとおりである。

#### 【学士課程】

- |   |
|---|
| (1) 教育課程編成・実施方針は、教育課程の編成方針及び教育課程の実施方針によって構成する。    |
| (2) 教育課程の編成方針の考え方は、以下に掲げるとおりとする。                  |
| ①卒業認定・学位授与の方針と関連し、教育課程の編成及び授業科目の配置について、全学統一で策定する。 |
| ②共通科目において養成する資質・能力のための授業科目の編成及び配置について、全学統一で策定する。  |

<p>③各学科の専攻科目において養成する資質・能力のための授業科目の編成及び配置について、各学位課程の特性に応じ、策定する。</p> <p>④上記①～③においては、以下に掲げる点をふまえることとする。</p> <p>ア 教育内容に応じた、授業科目の順次性について策定する。</p> <p>イ 教育内容に応じた、必修・選択等の授業科目の位置づけについて策定する。</p> <p>(3) 教育課程の実施方針の考え方は、以下に掲げるとおりとする。</p> <p>①卒業認定・学位授与の方針と関連し、教育課程の実施方法について、全学統一で策定する。</p> <p>②共通科目において養成する資質・能力のための授業科目の実施方法について、全学統一で策定する。</p> <p>③各学科の専攻科目において養成する資質・能力のための授業科目の実施方法について、各学位課程の特性に応じ、策定する。</p> <p>④上記①～③においては、以下に掲げる点をふまえることとする。</p> <p>ア 教育内容に応じた授業形態について策定する。</p> <p>イ 教育内容に応じた教授方法について策定する。</p>
<p>「西南学院大学教学マネジメントガイドライン」より抜粋</p>

**【神学部神学科】**

編成方針

共通科目

A-1：主に人文科学、社会科学および自然科学の各分野を中心とした、学問の基本的な概念や理論を修得するための科目を、選択必修として1年次から配置する。

B-1：リテラシー領域を設け、学びと研究の基盤となる思考力・判断力・表現力を修得するための科目を、必修および選択必修として1年次および2年次を中心に配置する。

C-1：実習、演習、インターンシップ、ボランティアなどを中心とした、創造的に思考する力や他者と協働する力を修得するための基礎から発展への科目を、1年次から段階的に配置する。

D-1：ライフデザイン領域を設け、生き方の指針および学び続ける態度を修得するための科目を、必修および選択必修として1年次および2年次を中心に配置する。

専攻科目

A-2：キリスト教精神に基づく幅広い教養を身に付けるための専門基本科目及び神学を学ぶ上で不可欠なツールである古典語学や基礎的な現代語学に習熟するための古典語学・外書講読科目を配置する。

A-3：聖書学・キリスト教歴史・キリスト教神学の部門を土台として、オリエント学・西洋古典学・キリスト教文学・音楽・美術等、更には総合的な人間学を学び、幅広くキリスト教を基礎とした人文学を学修するための科目を配置する。

B-2：聖書の学びに精通するための聖書学科目及び歴史における信仰・神学の諸問題に精通し、今日の諸問題と切り結ぶための歴史神学科目を配置する。

B-3：諸学、特に人文学の諸領域の諸科学と対話しながら、人間と世界を正しく理解する力を身に付けるためのキリスト教人文学科目を配置する。

C-2：主体的自覚的な課題抽出力を磨き、コミュニケーション能力とプレゼンテーション能力を鍛えるための特殊科目を配置する。

C-3：キリスト教信仰の普遍性を踏まえ、国際感覚豊かな、社会奉仕の精神を持つ人となるための科目を配置する。

D-2：日本そして世界の精神文化の形成、倫理・道徳の向上、平和と福祉の促進に貢献する人となるためにキリスト教精神を身に付けるための組織神学科目を配置する。

D-3：教会の基本的な働きである伝道・礼拝・宣教・牧会などを学び、平和・人権の課題に取り組み、社会に貢献できるキリスト教界の専門職業人となるための技術を身に付けるための実践神学科目を配置する。

D-4：幅広い教養を培うため、また、実践的な課題を射程に置いた倫理的な教育を行うための科目を配置する。

#### 実施方針

①神学分野の教育課程の編成をふまえ配置された各授業の内容に応じ、知識の理解を目的とする教育内容について、講義形式を中心とした授業形態を採るとともに、態度・志向性及び技能の習得を目的とする教育内容については、演習形式による授業形態を採ることとし、理論的な知識や技能を実務に応用する能力を身に付けることを目的とする教育内容については、実習形式や実践形式を交えた授業形態を採る。

②講義、演習ともに少人数による教育を行い、学生が自ら学修計画を立て、主体的な学びを実践できる、本人の実力を育てる教育を行う。

#### 【博士前期課程・修士課程、博士後期課程】

DPに基づき、各学位課程の学問分野の特性を基に策定。

#### 【法学研究科法律学専攻（博士前期課程）】

法学研究科博士前期課程では、ディプロマ・ポリシーに掲げる目標を達成するために、コースワークとリサーチワークを適切に配置した教育課程を編成する。教育課程の体系的と構造については、カリキュラムマップで明示する。

教育課程の編成方針、教育課程の実施方針、学修成果の評価については以下のように方針を定める。

##### 1. 教育課程の編成方針

(1) コースワークでは、高度な専門的知識・技能を修得し、論理的思考力、適正な判断力および高い責任感・倫理観を獲得する。「論文作成法」で法学・政治学分野の論文作成のための手法を獲得し、「専門外国語」で法学・政治学の研究のために必要な外国文献講読能力を獲得する。

(2) リサーチワークでは、論文の作成に必要な発想・思考方法を養い、専修科目の「講義」および関連する「講義」の履修と「演習」の履修、指導教員による指導を受けて、専門分野において自立して適切に研究を遂行できる能力を獲得する。

##### 2. 教育課程の実施方針

少人数型及び双方向型の授業形態を採用し、能動的学修を促し、他者と協働しながら、独自の視点に基づく研究を遂行できるようにする。

### 3. 学修成果の評価

学修成果に対する厳格な成績評価と単位認定を行う。各科目の評価基準及び方法はシラバスに明示する。修士論文の審査においては、審査基準を設け客観性を担保する。

#### 【法学研究科法律学専攻（博士後期課程）】

法学研究科博士後期課程では、ディプロマ・ポリシーに掲げる目標を達成するために、コースワークとリサーチワークを適切に配置した教育課程を編成する。教育課程の体系的と構造については、カリキュラム・マップで明示する。

教育課程の編成方針、教育課程の実施方針、学修成果の評価については以下のように方針を定める。

#### 1. 教育課程の編成方針

- (1) コースワークでは、「法学・政治学特別講義」を履修し、法学・政治学の体系的や国際的観点にも目配りしたより高度な専門的知識・技能を修得し、優れた論理的思考力・適正な判断力および責任感・倫理観を獲得する。
- (2) リサーチワークでは、専門科目の「研究指導」と指導教員の指導を受けて、論文の作成に必要な多角的な発想・思考方法を養い、専門分野において自立して研究を遂行できるより高度な能力を獲得する。

#### 2. 教育課程の実施方針

少人数型及び双方向型の授業形態を採用し、能動的学修を促し、他者と協働しながら、独自の視点に基づく研究を遂行できるようにする。

#### 3. 学修成果の評価

学修成果に対する厳格な成績評価と単位認定を行う。各科目の評価基準及び方法はシラバスに明示する。修士論文の審査においては、審査基準を設け客観性を担保する。

#### <教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性>

上述のとおり、CPは、DPに明示した知識、技能及び態度等を踏まえて、教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分及び授業形態等を設定しており、両方針は整合している。特に、学部では、教育課程の見直しの一環で、DPとCPを連関させることを念頭に置き、DPに明示した知識、技能及び態度等の4カテゴリーごとに、CPの内容を設定している。

以上のとおり、各学科及び各研究科・専攻のCPは、全学的なCPと関連している。また、教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等を明示してCPを設定しており、大学ホームページ等において広く周知している。

点検・評価項目3：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点①：各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

- ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
- ・授業期間の適切な設定
- ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
- ・個々の授業科目の内容及び方法
- ・授業科目の位置づけ（必修、選択等）
- ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定
- ・初年次教育、高大接続への配慮（【学士】）
- ・教養教育と専門教育の適切な配置（【学士】）
- ・コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等（【修士】【博士】）
- ・教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり

評価の視点②：学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

<各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置>

- ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性

各学科及び各研究科・専攻では、CPを基盤として教育課程を編成している。

各学科のCPは、上述のとおり、DPに明示した4カテゴリーごとに教育内容及び授業科目区分等を定め、教育課程の内容を明確にしている（資料1-8【ウェブ】）。さらに、カリキュラムマップを作成し、CPに設定された各項目を満たす上で必要な授業科目が過不足なく開設されているかを検証し、また、それを授業科目の開設や授業内容の検討に活用しており、CPと教育課程は整合している（資料4-11【ウェブ】）。

各研究科のCPは、編成方針、実施方針及び学修成果の評価で構成し、教育課程を構成する科目部門を説明した編成方針に基づき教育課程を編成しており、CPと教育課程は整合している。

例えば、法学研究科法律学専攻博士前期課程のCPでは、編成方針において、コースワーク及びリサーチワークで教育課程を構成すること、及び「論文作成法」や「専門外国語」といった具体的な科目部門について説明している（資料2-10【ウェブ】）。さらに、カリキュラムマップを作成し、CPに設定された各項目を満たす上で必要な授業科目が過不足なく開設されているかを検証し、また、それを授業科目の開設や授業内容の検討に活用しており、CPと教育課程は整合している（資料4-12）。

- ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮

学部では、1～2年次に「導入科目」等の入門的・基礎的な内容の科目、2～3年次に「専門基礎科目」等の専門的・応用的な内容の科目、3～4年次に「専門展開科目」等の実践的・発展的な内容の科目、4年次に「演習・卒業論文」等の卒業論文や卒業研究といった

最終的・統合的な内容の科目を配置し、順次性及び体系性に配慮している。2023年度からは、順次性及び体系性をより明確に示す観点から、全学科において、カリキュラムツリー及び履修モデルを運用している（資料 4-11【ウェブ】）。加えて、学修の順次性及び各学位課程における授業科目の位置付けや水準等を示すナンバリングを運用している（資料 4-11【ウェブ】）。

研究科では、2022年4月の三つのポリシーの全面改正を踏まえ、2022年5月に授業科目の年次・学期配当が適切か、各研究科・専攻委員会及び大学院委員会において確認した。授業科目が順次的に配置され体系だったものかどうかを確認する中で、科目の削減、名称変更、科目に付与されるローマ数字とアルファベットの意味を全研究科・専攻で確認し、統一を図った。さらに2022年10月に、学修の順次性についてカリキュラムツリーを策定し、2023年度から運用している（資料 4-13）。2022年度末にも次年度に向けて科目配置の確認を行い、履修モデルを修正して体系性を確保した（資料 4-14）。

加えて、学修の順次性及び各学位課程における授業科目の位置付けや水準等を示すナンバリングを運用している（資料 4-15）。

- ・授業期間の適切な設定

「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～（2012年8月28日文科省中央教育審議会答申）」の観点から、例えば、一部授業科目の開講学期の調整による実質的クォーター制への移行や、0.5コマの授業時間設定等、より柔軟かつ多様な授業設計が可能となるよう、2022年度から、1コマの授業時間を90分から100分に変更し、授業期間を半期15週から14週に変更した（資料 4-16～4-18）。

- ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定

学則第11～14、17、25条、履修規程30、32条、大学院学則第11～14、45条及び西南学院大学大学院研究科規則（以下「研究科規則」という。）第6条において定める単位制度に則り、授業時間数や事前事後の学修時間を踏まえ、授業科目の種別に応じて単位を設定している（資料 1-4【ウェブ】、4-19、1-5【ウェブ】、4-20【ウェブ】）。

- ・個々の授業科目の内容及び方法

- ・授業科目の位置づけ（必修、選択等）

- ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定

学部では、学則第15、19～21条及び別表第1、研究科では、大学院学則第12～16条及び別表第1において、教育課程、授業科目及び単位について明示している（資料 1-4【ウェブ】、1-5【ウェブ】）。

授業科目とDPとの関係性を明示するカリキュラムマップにより、課程修了時の学修成果と授業の到達目標との関係性を明確化している。それを踏まえ、個々の授業科目の内容及び講義形式や演習形式等の授業方法を決めている（資料 4-1、4-2、4-11【ウェブ】、4-12、4-21【ウェブ】）。

また、各学位課程にふさわしく養成する人材像や想定される進路先ごとに、必修科目



あるいは選択科目等の授業科目の位置付けを含めたうえで、履修モデルを運用している（資料 4-11【ウェブ】、4-14）。

各学位課程において、当該学位課程の特性や専門分野の学問体系に配慮したうえで、DP 及び CP に基づき授業科目の位置付けや年次配当を決定し、各学位課程にふさわしい教育内容を設定している。

例えば、神学科では、キリスト教神学の 4 つの部門である聖書学、歴史神学、組織神学及び実践神学を幅広く、また深く学ぶことができるよう構成されている。具体的には、1・2 年次向けの専門基本科目において、「旧約概論 A/B」、「新約概論 A/B」を必修としている他、古典語学・外書講読科目、聖書学科目、歴史神学科目、組織神学科目、実践神学科目、キリスト教人文学科目と諸分野にわたって、各自のレベルに応じて様々な科目を履修できる教育内容としている（資料 4-22【ウェブ】、4-23【ウェブ】）。

また、法学研究科博士前期課程では、基礎法学、国内法学、国際法学、政治学、国際政治学の分野を広く網羅し、学生は自らの専攻分野を定め、担当指導教員の研究・論文指導を受けるとともに、広く他分野を受講し、指導を受けることができる（資料 4-24、4-25）。

#### ・初年次教育、高大接続への配慮（【学士】）

学部では、高校から大学への教育を円滑に進めるための初年次教育を実施している。高大接続の観点から推薦入試等の年内入試合格者に対して、各専門分野に応じた課題提示や学習講座の受講指示等を行い、適宜コメントを出している（資料 4-26）。また、1 年次には入学後の履修指導の他、基礎演習や入門科目による各学問分野の基礎的な概念・知識の修得を通じて、2 年次以降の専攻科目の本格的な学修へのスムーズな移行を目指している。こうした学修の進め方については、学生便覧の各学科の履修指導のページにおいて説明している（資料 4-1）。

#### ・教養教育と専門教育の適切な配置（【学士】）

学部では、共通教育について、基幹科目と教養科目の大区分を設け、基幹科目のなかにライフデザイン領域科目及びリテラシー領域科目、教養科目のなかに人文科学、社会科学、自然科学及び超域科学をそれぞれ区分し、授業科目を配置している（資料 4-1）。専攻科目では、専門領域に関する理論や知識を修得するための科目及び専門的知識を深め研究法を学ぶための科目を設け、カリキュラムツリー及び履修モデルに示すとおり、順次性を確保しつつ、専門分野の学問体系を考慮して教育課程を編成している（資料 4-11【ウェブ】）。

#### ・コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等（【修士】【博士】）

研究科では、博士前期課程・修士課程全体の三つのポリシー及び博士後期課程全体の三つのポリシーを踏まえ、各研究科・専攻が開設する授業科目をコースワーク科目、リサーチワーク科目に分類し、大学院学生便覧にて明示している。さらに、2022 年度から博士後期課程にコースワーク科目（「特別講義」）を設置し、コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育を実施している（資料 4-2）。

・教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり

教学マネジメント委員会は、各学部・各研究科における教育課程の編成について、現状の検証及び問題点の抽出を促し、自己点検・評価結果について取りまとめ、全学点検評価委員会へ報告するとともに、内部質保証推進委員会からの改善方針の提言を受け、教学事項に関する意思決定を行い、各学部・各研究科に対して改善対応に関する助言や支援を行っている（資料 2-19、2-20、4-27、2-39、4-28）。

なお、2019 年度から教学マネジメント委員会の下部組織として、時限的に設置した教育課程見直し検討委員会は 2022 年度をもって活動を終えたことから、教学マネジメント委員会の機能及び構成員の見直しを行った。これにより、2023 年度以降も教学改革を継続して実施し、全学的な内部質保証のうち、特に教学事項に関する内容を実質化するため、各学部・各研究科・各部局間における全学的なマネジメント体制を整備した（資料 3-26、3-27、4-29、4-30）。

特に、学部では、その教育課程の編成について、教学マネジメントガイドラインを策定し、各学部の教育課程の見直しの進捗を確認することによって、教育課程の編成を運営・支援し、その適切性を担保している（資料 2-14～2-16）。

全学点検評価委員会及び内部質保証推進委員会は、本学内部質保証に関する各規程を根拠として、上記の体制に関する適切性を検証している。

<学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施>

学生の社会的及び職業的自立を図り、適切な科目選択が可能となるように、大学ホームページにてキャリアガイダンスを、学生便覧にて教養科目と専門科目を含めた履修モデルや資格取得に関わる科目要件等を示している（資料 4-1、4-31【ウェブ】）。例えば、心理学科では、公認心理師、社会調査士に関する学生便覧等における履修案内や、授業外の独自の活動としてキャリアトーク講座、内定者報告会と心理学科就活フェス、キャリアデザイン講座、エントリーシート作成・業界企業研究講座等を実施している（資料 4-1、4-31【ウェブ】、4-140【ウェブ】）。

以上のとおり、CP に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、学生が学修成果を十二分に修得できるよう、教育課程を体系的に編成している。

点検・評価項目 4 : 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点① : 各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

- ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）
- ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）
- ・授業の内容、方法等を変更する場合における適切なシラバス改訂と学生への周知
- ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法（教員・学生間や学生同士のコミュニケーション機会の確保、グループ活動の活用等）
- ・学習の進捗と学生の理解度の確認
- ・授業の履修に関する指導、その他効果的な学習のための指導
- ・授業外学習に資する適切なフィードバックや、量的・質的に適当な学習課題の提示
- ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数【学士】
- ・研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施【修士】【博士】
- ・各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり（教育の実施内容・状況の把握等）

<各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置>

CPに対応し、知識の理解を目的とする教育内容は講義形式、態度・志向性及び技能の修得を目的とする教育内容は演習形式、理論的な知識及び技能を実務に応用する能力を身に付けることを目的とする教育内容は実習形式及び実践形式といった教育方法を採用する等、CPと教育方法は、整合している（資料1-8【ウェブ】）。

また、教育研究上の目的及び課程修了時に求める学修成果に応じて、上記に示す授業形態及び教育方法以外に、演習科目や実習科目を中心に、学生が主体的に関与するディスカッションやディベート、グループワーク、ロールプレイといったアクティブ・ラーニングの手法を採り、修得した知識・技能等の転移を図る授業内容及び教育方法を展開している（資料1-8【ウェブ】）。

- ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）

学部では、学則第17条において授業科目の単位算定の基準、履修規程第9条及び別表において学科ごとに年次別履修単位数を定め、1年間に履修登録可能な単位数の上限を設定している（資料1-4【ウェブ】、4-19）。なお、学士入学等の場合においては、この上

限を緩和しており、今後も継続して履修登録単位数の上限緩和措置について向上を図る。研究科では、2022年度に単位の実質化について協議を行い、2023年度から履修単位数の上限を定め、学生が主体的に学ぶ意思がある場合や、資格取得に必要な場合には、指導教員の許可を得たうえで、履修単位数の上限緩和を認める制度を策定した(資料4-32【ウェブ】)。

- ・シラバスの内容(授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示)及び実施(授業内容とシラバスとの整合性の確保等)

- ・授業の内容、方法等を変更する場合における適切なシラバス改訂と学生への周知

シラバスには、DP観点別の到達目標、授業の概要、各回の授業内容・方法及び計画、事前・事後学修の指示、成績評価の方法、DP観点別の評価規準及び尺度等を明示し、学生が履修科目選択時や授業科目受講中に確認できるようにするとともに、量的・質的に適当な学修課題の提示によって事前・事後学修を促進し、主体的に授業を受講するように促している(資料4-21【ウェブ】)。

授業の内容、方法等を変更する等の場合に依じたシラバスの改訂は、各授業科目担当教員によって、初回講義において授業資料をもとに説明されるとともに、本学標準の学習管理システム(LMS)であるMoodleの授業コースにおいて公開・周知している。

学部では、シラバスを事前に開示し、初回講義において説明するとともに、授業内容がシラバスに沿ったものであったかについて学修に関するアンケートを実施することにより、授業内容とシラバスとの整合性を確保している(資料4-33【ウェブ】)。2023年9月には、学生・教職員FD推進部会を開催し、学修に関するアンケート結果を参照しつつ、授業内容とシラバスの整合性及び事前事後学修時間の実態について、現状を把握し、今後の改善・向上の方策等について協議した(資料4-86、4-87)。

研究科では、2023年度からシラバスの公開方法を学部と同一とし、内容の確認や検索の利便性を向上させたほか、事前事後学修の実態について把握できるよう、在学生、修了生アンケートにおいて設問を追加することとしている(資料4-88、4-89)。

- ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法(教員・学生間や学生同士のコミュニケーション機会の確保、グループ活動の活用等)

講義では、講義時間中の課題提示や事例問題の活用、講義時間外に取り組む課題の提示等により、学生の主体的な参加及び学生間の対話を促進している。Moodleの活用によって、教員・学生間でオンデマンド型のコミュニケーションを図り、課題に関する相互検討の時間を確保している。また、アクティブ・ラーニングの実施を直接的に目的とした授業ではなくとも、多くの教員が演習科目において体験学習、調査学習、ディスカッション、グループワーク等のアクティブ・ラーニングの要素を多分に含んだ授業を実践している。例えば、商学科及び経営学科では、PBL型の授業である「ビジネスキャリア形成演習」において、学生の現在の社会人基礎力水準を把握後、能力要素ごとに向上計画(行動計画)を策定し、この行動計画に沿い、学生はグループワークに取り組む。グループワークでは、企業や地方自治体等、組織が抱える課題や問題について、重要な関連

性のある情報（データや事実等）を見出し、その課題や問題の根源をつきとめ、解決策を提案している（資料 4-34）。

- ・学習の進捗と学生の理解度の確認

学習の進捗や学生の理解度については、各授業科目担当教員において小テストやコメント用紙、Moodle の授業用フォーラム等を活用し、確認している。また、学修に関するアンケートにおいて、授業内容や資料等の理解度を確認している（資料 4-33【ウェブ】）。

- ・授業の履修に関する指導、その他効果的な学習のための指導

学部では、在学生に対しては 3 月に Moodle を通じて、新入生に対しては 4 月の新入生オリエンテーション期間において対面で、履修指導を実施している（資料 4-35、4-36）。加えて、これらの資料については、教務課のホームページにおいて公開し、学生が常時確認できるようにしている。また、授業内外の学生の学修を活性化し、効果的に教育を行うために、講義時間外に取り組む課題を用意することにより、学生に対して事前・事後学修を通じた知識・理解の定着の機会を用意しているほか、大学院修了者・院生・学生をティーチング・アシスタント（以下「TA」という。）、スチューデント・アシスタント（以下「SA」という。）として雇用し一定の講義に配置し、講義時間における補助や講義時間外の課題の解答の添削を行わせる仕組みを設けることにより、学生に寄り添った学修体制を構築している（資料 4-37）。さらに、Moodle を通じて、教材の配布、課題の設定、コミュニケーションの円滑化が図られている。各種テストやレポートを Moodle に集約することで、学生のみならず教員にとっても、より効果的かつ効率的な授業参加が可能となっている（資料 4-38、4-39）。

研究科では、入学前にオリエンテーションを実施し、学生に対して履修に関する情報の提供に努めている。入学式後に開催されるガイダンスにおいて、当該年度に開講される科目のシラバスを提示し、履修指導を行っている（資料 4-40）。また、各学位課程や分野の特性に応じ、授業内外の学生の学修を活性化する取組を実施している。例えば、文学研究科フランス文学専攻では、毎年、夏、学生と教員による研究発表会を行い、学生の積極的な学修活動を促している。2022 年 7 月 25 日「九州二大学フランス語学・フランス文学研究発表会」、及び 2023 年 2 月 28 日「第 2 回 文学研究科英文・仏文合同研究発表会」を学外の研究者、学生へもホームページ上で呼びかけて行った。これにより、大学内外、授業内外の学生たちが相互に刺激をうけ、学修の活性化につながった。

- ・授業外学習に資する適切なフィードバックや、量的・質的に適当な学習課題の提示

シラバスにおいて、量的・質的に適当な学修課題を提示し、事前・事後学修を促進するとともに、フィードバックの方法を明示して、主体的に授業を受講するように促している。また、学修に関するアンケートを通じて授業内外における課題量の適切性を確認している（資料 4-33【ウェブ】）。

- ・授業形態に配慮した 1 授業あたりの学生数【学士】

学部では、1 授業あたりの学生数について、専門演習等の科目を除く実験・実習・実技

科目は施設・設備等の関係から制限を設けている。また、法令等の規定がある場合等はそれに準拠し、その他では、各学位課程の特性や資格課程における授業内容や到達目標に沿う適切な学生数を設定し、運用している学科もある（資料 4-41）。また、共通科目の英語（実技科目）については、35 名を上限として授業運営を行っている（資料 4-42、4-43）。

・研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施【修士】【博士】

研究科では、研究指導の実質化のため、学位授与基準に関する申し合わせに基づいて 2022 年度から「学位取得のためのガイドライン（修士、博士）」の運用を開始している。また、この「学位取得のためのガイドライン（修士・博士）」及び「研究指導計画書」を大学院ホームページにおいて掲載し、あらかじめ学生に明示している。「研究指導計画書」については、学生が教員の指導・助言のもと作成して、その内容を学生及び教員にて共有し、研究活動を進めている。各年度末にも、これまでの研究内容を振り返り、論文の構想を固めるために、研究活動の進捗状況に関する「研究指導報告書」を学生が作成し、教員と共有している。これらにより、学生の計画的な学びの実現に向けた取組を実現している（資料 4-44【ウェブ】、4-45【ウェブ】、4-32【ウェブ】）。

・教育活動に係る COVID-19 への対応・対策

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、2019 年度末（2020 年 2 月 4 日）に、大学に学長を対策本部長とした新型コロナウイルス感染症対策本部を設置した（資料 4-90【ウェブ】）。2020 年度においては、2020 年度前期の授業開始を 1 週間延期することを新型コロナウイルス感染症対策本部にて決定し、これを受け、各学部・各研究科の教育活動が円滑に実施されることを念頭に、2020 年度学年暦を修正した（資料 4-91、4-92）。

その後も、新型コロナウイルス感染症対策本部において、感染拡大防止の観点から、継続的に授業実施方法に関わる方針を更新した。

学部では、教育の質を保証するため、以下の対応を取った。

- ①教員に対する、対面授業代替措置の具体例の提示（資料 4-93）
- ②教員に対する、対面授業代替措置実施手順の提示（資料 4-94～4-96）
- ③教員に対する、遠隔授業実施に際しての留意事項の提示（資料 4-97、4-98）
- ④教員に対する、成績評価の方法・基準の見直しに関する考え方の提示（資料 4-99）
- ⑤教員に対する、定期試験の中止の決定に伴う、評価基準見直しの依頼（資料 4-100）
- ⑥教員に対する、対面授業の必要性の確認（資料 4-101、4-102）
- ⑦学生に対する、オンラインでの学習環境整備に関する手順等の提示（資料 4-103）
- ⑧学生に対する、学習意欲維持のための文書配信（資料 4-104）
- ⑨学生に対する、定期試験の中止の決定に伴う、評価基準見直しについての周知（資料 4-105）

また、学生課において、学生のオンラインでの学習環境整備のため、PC 等の機器購入費の補助を行う経済的支援を実施した（資料 4-106～4-108）。

研究科では、新型コロナウイルス感染症対策本部の方針に基づき、2020年度前期は全面的に遠隔授業を実施したが、少人数教育であることや教育内容等に鑑み、2020年度後期から、流行拡大期以外は原則として対面授業とした（資料 4-109～4-112）。

併せて、情報処理センターにおいては、教員及び学生に対し、遠隔授業実施のためのサイトを開設し、利用マニュアルの充実を図った（資料 4-141、4-142）。加えて、教員向けに LMS (Moodle) の講習会の実施及び情報交換のための掲示板を LMS 上で稼働させた（資料 4-113、4-114）。

これら全学的な方針に基づき、各教員において、主に次のとおりの対策を講じた。教育内容については、授業実施方法の変更に伴う授業内容の変更は、随時受講生に周知し、当初の授業計画を最大限に活かすことを前提に、質の維持に努めた。教育方法については、授業内容に応じ、オンデマンド型、オンライン型、もしくは両方の組み合わせを採った。特に、本学においては、円滑な授業実施のため、個人情報保護等の安全性の確保や、事務局の支援による安定的な運用、大人数かつ長時間の接続が可能といった観点から、Webex を全学的に導入した。成績評価については、当初の授業計画において、定期試験における学習成果を最大限に反映させる授業科目が多いことが想定されたことから、遠隔授業実施を開始した当初より、早急に、成績評価基準及び方法を見直し、受講生へ周知した。

毎年、学生を対象に実施している学修に関するアンケートにおいては、遠隔授業に対する評価が一定程度ある。教材（パワーポイント資料、動画、レジュメ等）と授業実施方法（オンライン型、質疑応答用サイト等）の効果的な組み合わせにより授業が展開され、各学部の教育活動に係る新型コロナウイルス感染症への対応・対策は、教育の質の維持・向上の観点から適切かつ有効であったといえる（資料 4-115）。

2021年度以降においては、2020年度に定めた各種方針に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえながら、「警戒レベル（I～IV）、局面（流行終息期～流行拡大期）、授業の実施有無、授業形態の確認方法」を定め、対面授業と遠隔授業を組み合わせで実施した。また、西南学院大学における「多様なメディアを高度に利用して行う授業」の実施等に関する内規及び西南学院大学における「面接授業の一部を遠隔授業によって実施する場合」に関する内規を制定し、多種多様な授業の実施を促進し、新型コロナウイルス感染症拡大という未曾有の状況に臨機応変に対応しつつ、教育の質の維持・向上に努めた（資料 4-116、4-117）。

- ・各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり（教育の実施内容・状況の把握等）

教学マネジメント委員会は、各学部・各研究科における教育の実施について、現状の検証及び問題点の抽出を促し、自己点検・評価結果について取りまとめ、全学点検評価委員会へ報告するとともに、内部質保証推進委員会による改善方針の提言に基づく全学点検評価委員会からの助言・指摘、改善指示の提示を受け、教学事項に関する意思決定を行い、各学部・各研究科における改善対応に関する助言や支援を行っている。

以上のとおり、学生の授業内外の学修を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じ、学修成果を学生が修得できるよう配慮している。



点検・評価項目5：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点①：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

- ・ 単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ・ 既修得単位等の適切な認定
- ・ 成績評価の客観性、厳格性、公正性、公平性を担保するための措置
- ・ 卒業・修了要件の明示
- ・ 成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

評価の視点②：学位授与を適切に行うための措置

- ・ 学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表
- ・ 学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ・ 学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- ・ 適切な学位授与
- ・ 学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

<成績評価及び単位認定を適切に行うための措置>

・ 単位制度の趣旨に基づく単位認定

学部では、学則第 17、24～26 条において授業科目の単位算定の基準を定め、1 単位に対して必要な授業時間を示すとともに、履修規程第 30～40 条において試験及び成績について定め、各授業科目のシラバスにおいて事前・事後学修の方法及び時間を明示することで、単位制度の趣旨に基づき単位を認定している(資料 1-4【ウェブ】、4-19、4-21【ウェブ】)。

同様に、研究科では、学則による授業科目の単位算定の基準に準じ、研究科規則第 6 条において試験及び成績について定め、各授業科目のシラバスにおいて事前・事後学修の方法及び時間を明示することで、単位制度の趣旨に基づき単位を認定している(資料 1-5【ウェブ】、4-20【ウェブ】、4-21【ウェブ】)。

・ 既修得単位等の適切な認定

学部では、転・編入学者等の単位換算について、「転入学生等の既修得単位の認定について」に基づき適切に認定している(資料 4-46)。また、留学先で修得した既修得単位について、「海外派遣留学生及び内規適用私費留学生単位換算基準」に基づき適切に設定している(資料 4-47、4-48)。

研究科では、留学先での既修得単位について、外国の大学に留学する学生の取扱いに関する内規に基づき適切に認定している(資料 4-118)。加えて、リカレント教育を支援するため、本学大学院に入学する前に修得した単位を本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなす既修得単位の認定制度を制定し、2024 年 4 月 1 日から施行することとしている(資料 4-119～4-122)。

・ 成績評価の客観性、厳格性、公正性、公平性を担保するための措置

学部では、学則第 17、24～26 条及び履修規程第 30～40 条にて定められた方法・基準に則り、各学位課程の特性や授業科目の性質に応じた方法を採用し、厳正かつ適正な成績評価・単位認定を実施している（資料 1-4【ウェブ】、4-19、4-21【ウェブ】）。成績評価にあたっては、シラバスに DP 観点別評価規準及び尺度、DP 寄与率を明記することにより、成績評価の際の判定基準の精緻化と客観性を高めていく仕組みを導入している。また、複数のクラスを開講する同一科目（共通科目教養科目を除く）においては、到達目標と評価基準（規準及び尺度）の共通化を全学的に推進し、科目同一性を担保している（資料 4-49、4-50）。成績評価の訂正には、教授会の承認を必要とし、成績評価の厳格性を担保している。

研究科では、2022 年 4 月の三つのポリシーの全面改正を踏まえ、DP の内容に沿った成績評価基準により学生一人ひとりの評定を、客観的、厳格、かつ公正に決定する仕組みを構築するため、全研究科共通のコモン・ルーブリックを作成し、2023 年度から運用している（資料 4-51～4-53）。研究科全体として、授業科目の性質（例：コースワーク科目とリサーチワーク科目の違い）に配慮しながら、DP 寄与率に対する全体の方針を決定しており、授業科目の性質にふさわしい方法及び基準を用いて、厳正かつ適切な成績評価に基づいた単位認定を行っている。

- ・卒業・修了要件の明示

学部では、各学位課程の特性に応じ、学則第 6、15～27 条、履修規程第 2、5、12、30～40 条、西南学院大学規程第 50、55 条に定める内容を卒業要件としている（資料 1-4【ウェブ】、4-19、3-2）。また、学生便覧において、卒業要件の内容を明示・公表している。

研究科では、各学位課程の特性に応じ、大学院学則第 9、10、12～15、39～44 条、研究科規則第 2～7 条に定める内容を修了要件としている（資料 1-5【ウェブ】、4-20【ウェブ】）。また、大学院学生便覧及び大学院ホームページにおいて、修了要件の内容を明示・公表している。

- ・成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

学部では、大学及び各学科のアセスメント・ポリシーを策定し、成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールに関する基盤整備を行っている（資料 4-54～4-57）。成績評価の厳格化等に関する取組については、全学 FD 推進委員会を中心に 2019 年度から協議を重ね、2023 年度からの全学 FD 推進委員会の発展的解消後は、教学マネジメント委員会において検討している。成績評価については、2019 年度に履修規程の改正を行い、多様な評価方法、成績評語及び評語の水準等、グレード・ポイント・アベレージ（以下「GPA」という。）をそれぞれ規定化している（資料 4-58、4-59）。成績評価について継続発展的に協議を続けるなかで、各授業科目の到達目標と DP との関連性の担保の観点からも、DP の精査の必要性について認識を共有するとともに、全学 FD 推進委員会がその原案となる科目ルーブリックの導入を提起し、2023 年度から DP 観点別評価を実施している（資料 4-49、4-50）。

研究科では、大学院 FD 委員会及び大学院委員会において協議を進め、成績評価及び単位認定に関わる研究科全体としてのルールとして、2023 年度から大学院共通・ルーブリックによる成績評価を導入している（資料 4-51～4-53）。

教学マネジメント委員会においても、科目ルーブリックの導入等、成績評価に関する協議を行っている（資料 4-60～4-63）。また、全学的に検討を進めるべき事項として、「成績評価の適切性（客観性や厳格性等の担保）に係る考え方の策定」を教学マネジメントガイドラインにおいても明記している。教学マネジメント委員会では、成績標語の定義の再確認や、成績標語の分布の考え方、DP 観点別評価のさらなる精緻化について協議しており、2024 年度中には、成績評価及び単位認定に係る全学的なルールを策定できるよう、検討を進めている（資料 2-16、4-123～4-127）。

このように教学マネジメント委員会は、各学部・各研究科における成績評価及び単位認定について、現状の検証及び問題点の抽出を促し、自己点検・評価結果及び今後の予定について取りまとめ、全学点検評価委員会へ報告するとともに、内部質保証推進委員会からの改善方針の提言を受け、教学事項に関する意思決定を行い、各学部・各研究科における改善対応に関する助言や支援を行っている。

#### <学位授与を適切に行うための措置>

- ・学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表

学部では、「卒業論文」を開設している各学科において、各学位課程の特性に応じ、卒業論文審査基準を定め、学生便覧において明示・公開している（資料 4-1）。

研究科では、学位授与基準に関する申し合わせにおいて論文の審査基準を定めており、2022 年度から運用している「学位取得のためのガイドライン（修士、博士）」においても具体的な学位論文審査基準を明記している。この内容は学生、教員に明示されており、大学院ホームページを通して外部にも公表されている（資料 4-44【ウェブ】、4-45【ウェブ】）。

- ・学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- ・適切な学位授与

学部では、学則第 6、15～27 条及び履修規程第 2、5、12、30～40 条に基づき単位を厳格に認定し、全専任教員が参加する教授会において資料に基づき卒業判定を行い、恣意性を排除した明確な手続と体制のもと学位授与判定を行っている。その学位授与の判定基準（卒業要件）については学生便覧等にて公開している（資料 1-4【ウェブ】、4-19）。例えば、神学科では、学位授与の判定基準（卒業要件）を、「学生は、本学則及び別に定める履修規程に従って、在学期間中に所定の授業科目を履修し、その試験に合格し、128 単位以上を修得しなければならない。」と学則に明示しており、これに基づき作成された卒業判定資料を全専任教員にて確認・審議し、学位授与判定を行っている。

研究科では、大学院学則第 9、10、12～15、39～44 条、学位規則第 4～20 条及び研

究科規則第2～7条に基づき、単位を厳格に認定し、研究科委員会において資料に基づき修了判定を行い、恣意性を排除した明確な手続と体制のもと厳格に修了認定を行っている（資料1-5【ウェブ】、4-20【ウェブ】、4-64～4-67）。例えば、法学研究科博士前期・修士課程では、修士学位論文中間報告として論文構想を発表し、指導教員の許可を得て修士論文提出後、研究科委員会によって選出された主査1名及び副査2名以上の審査委員により、口述試問が行われる。審査委員は研究科委員会に可否の提案とその理由を記した審査結果報告書を提出し、研究科委員会は審査委員からの報告をもとに、審議のうえ可否を決定する。研究科委員会で合格と認められた者には、修士学位が授与される（資料4-44【ウェブ】）。さらに、2022年度は、明確な手続と体制をより意識した上で、各研究科・専攻において学位論文の審査委員会の妥当性を確認し審査を実施した。学位論文審査委員会の委員長は論文の指導教員以外の教員が務めるべきとの意見もあったが、各研究科・専攻の委員会及び大学院委員会で十分に協議した結果、専門性の観点から主査が委員長になることを容認するが、その一方で、審査委員会の妥当性については各研究科・専攻委員会において厳格な審議において承認をとることとした（資料4-66、4-67）。

- ・ 学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり  
学位授与に関わる全学的なルールとして、学部では、学則第6条において卒業判定に責任を持つ体制、第15～27条及び履修規程第2、5、12、30～40条において学位授与の判定基準（卒業要件）を定めている（資料1-4【ウェブ】、4-19）。  
研究科では、大学院学則第39～44条において学位授与に責任を持つ体制、第9、10、12～15条及び学位規則第4～20条並びに研究科規則第2～7条において学位授与の判定基準を定めている（資料1-5【ウェブ】、4-64、4-20【ウェブ】）。さらに、研究科では、2021年度に協議し、2022年度から修士、博士の学位取得のためのガイドラインを運用している（資料4-44【ウェブ】、4-45【ウェブ】）。  
教学マネジメント委員会は、各学部・各研究科における学位授与について、現状の検証及び問題点の抽出を促し、自己点検・評価結果について取りまとめ、全学点検評価委員会へ報告するとともに、内部質保証推進委員会からの改善方針の提言を受け、教学事項に関する意思決定を行い、各学部・各研究科における改善対応に関する助言や支援を行っている。これまでの改善方針の提言として、学位授与に関連し、学部における論文審査基準の明文化が指摘され、卒業論文を学則において規定している学部・学科にあっては、学生便覧において、卒業論文審査基準及び評価方法を明記していることを確認した（資料2-39、4-28）。

以上のとおり、授業科目の性質等にふさわしい方法・基準を用い、厳格かつ適正に成績評価・単位認定を行い、明確な手続と体制によって学位授与は行われている。

点検・評価項目6：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点①：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定
評価の視点②：学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発 《学習成果の測定方法例》 ・ アセスメント・テスト ・ ルーブリックを活用した測定 ・ 学習成果の測定を目的とした学生調査 ・ 卒業生、就職先への意見聴取
評価の視点③：学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

＜各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定＞

学部では、学修成果を適切に把握及び評価するため、2022年度に大学及び各学科のアセスメント・ポリシーを策定し、2023年度以降、アセスメントマップに示す各種調査等を用いて、DPに示した学生の学修成果を測定するための整備を行った（資料4-54～4-57）。

主な指標は、外部機関作成の資質・能力アセスメントテスト、基幹調査（入学時・在学時・卒業時）、学修に関するアンケートといった間接評価に加え、成績評価（GPA）、DP観点別評価、課題別ルーブリック、卒業論文・卒業研究や英語プレイスメントテストといった直接評価によるものが挙げられる（資料4-68、4-69）。

各学科では、当該学位課程の分野の特性に応じた指標を設定している。例えば、児童教育学科では「履修カルテ」を導入し、年次終了時に履修科目や設定された指標に対して学生が自己評価を行っている（資料4-70）。社会福祉学科では、「ソーシャルワーク実習」において自己評価シート及び評価シートを導入し、実習の最終段階において、態度、知識及び技術等をどのくらい身に付けることができたかについての自己評価と実習機関・施設による評価を導入している（資料4-71、4-72）。また、心理学科では、公認心理師法第7条第3号に基づく受験資格認定に沿い、公認心理師となるために大学等で修めるべき科目や公認心理師のカリキュラムの到達目標を充足している。これにより、専門的な職業との関連性が強い学修成果を測定するための指標として、公認心理師受験資格に必要な能力の修得状況を適切に把握できている（資料4-73）。

研究科では、大学院アセスメント・ポリシーに基づいてアンケートや学生の成績評価等のデータを収集している（資料4-74）。

例えば、人間科学研究科臨床心理学専攻では、専門的な職業である臨床心理士及び公認心理師の受験資格に関わる授業科目において、法令に準拠した資格課程における学修成果の指標に沿い、担当教員及び学外の実習先の実習指導者がそれぞれ評価している（資料4-75）。こうした学修成果は、各学位課程の特性を踏まえつつ、各研究科・専攻において把握している。今後、各学位課程の専門分野の性質、学生に求める学修成果の内容に応じ

た学修成果を測定するための評価指標の導入について、2023年度から導入しているコモン・ルーブリックの結果や、GPAの把握を通じて、大学院全体として検討することとしている。

＜学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発＞

学部では、DPに明示した学生の学修成果を把握及び評価するための方法として、全学的に実施する授業科目DP観点別評価を開発し、2023年度から運用している（資料4-76）。これは、カリキュラムマップによって、DPと各授業科目の関係性が明確になったことをうけ、各授業科目における成績評価の結果、DPに明示した学修成果の達成度を測定可能とするものである。また、基幹調査においても、DPに明示した学修成果について、自身でその到達状況を振り返る設問を設け、達成度を測定可能としている（資料4-68、4-69）。加えて、各種学修成果の系統的な選択、学修過程を含めた到達度の評価、次に取り組むべき課題の発見によって自己省察を行い、自律的な学修をより深化させることを目的に、学修ポートフォリオを開発し、2023年度から運用している（資料4-77、4-78）。これにより、学生は、学修過程及び各種学修成果（例えば、目標、学修時間サマリ、振り返りサマリ、成績サマリ等）を長期にわたって収集し、記録することができる。

研究科では、各学位課程の特性に応じ、研究発表、筆記による客観テスト、論文構想発表会等といった学修成果の把握と評価の手段をとっている。また、2023年度から全研究科の取組として、DPに明示した学生の学修成果を把握及び評価するための方法として、DPの3つのカテゴリーと関連させた大学院コモン・ルーブリックを導入している。加えて、従来実施している在学生、修了生に対するアンケートについて、DPに明示する学修成果としての資質・能力が身についたかどうかを問う設問を加える予定としている（資料4-82、4-83、4-88、4-89）。

＜学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり＞

教学マネジメント委員会は、各学部・各研究科における学修成果の測定、把握及び評価について、現状の検証及び問題点の抽出を促し、自己点検・評価結果について取りまとめ、全学点検評価委員会へ報告するとともに、内部質保証推進委員会からの改善方針の提言を受け、教学事項に関する意思決定を行い、各学部・各研究科における改善対応に関する助言や支援を行っている。

学部では、2022年度において、各学位課程の専門分野の性質や、学生に求める学修成果の内容に応じ、学修成果を測定するための評価指標を盛り込んだ大学及び各学科のアセスメント・ポリシー及びアセスメントマップを策定した（資料4-54～4-57）。これにより、各学科はアセスメント・ポリシーに定める主な授業科目における学修到達度を把握・評価するとともに、アセスメントマップに記された各種調査法の結果を用いて、IRを組み込みながら学修成果を多角的に把握・測定している。すでに、入学時・卒業時調査結果の分析にあたっては、企画課IR推進室が関与している（資料4-79～4-81）。さらに、各学部・学科及び各部局がそれら測定結果を踏まえ、各FD活動を通じて、教育課程レベル、授業科目レベルの改善に繋げるため、教学マネジメント委員会が主導し、自己点検・評価のプロセスも視野に入れたPDCAのサイクル及びスケジュールである教学事項に係る

内部質保証サイクルの構築に向け、準備を進めている（資料 4-128、4-129）。

研究科では、学生の学修成果を把握した結果を大学として評価し、教育改善等に活用するため、大学院 FD 委員会及び大学院委員会において、在学生、修了生に対するアンケート結果の集計及び情報の共有を行い、留意点については各研究科・専攻 FD 委員会にて協議を行うよう依頼している（資料 4-82、4-83）。さらに、アセスメント・ポリシーの実質化を図るため、アセスメント・ポリシーに掲載の各種調査法の結果とその活用に関し、研究科・専攻において必要となるデータや資料、検討したい事項等について大学院 FD 委員会を中心に継続して協議を進めている（資料 4-130、4-131）。

以上のとおり、DP に明示した学修成果の内容に沿った指標・方法を用いて学修成果の把握を行い、学修成果を把握するとともに、大学としてその結果を把握・評価し、教育改善に活用する体制を整えている。

点検・評価項目 7：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点①：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

・学習成果の測定結果の適切な活用

評価の視点②：点検・評価結果に基づく改善・向上

<適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価>

本学では、内部質保証に関する規程、自己点検・評価規程及び自己点検・評価規程細則に基づき、毎年「自己点検・評価実施要領」を作成し、定期的に教育課程及びその内容、方法の適切性を検証している（資料 2-3【ウェブ】～2-5【ウェブ】）。

2022 年度においては、各部局が「自己点検・評価実施要領」に基づき自己点検・評価シートの中の大学基準 4（教育課程・学習成果）の点検・評価項目に沿って、根拠資料をもとに自己点検・評価を実施した（資料 2-2）。続いて教学マネジメント委員会が自己点検・評価シートの内容を検証した上で自己点検・評価報告書を作成し、これらに対する全学点検評価委員会の検証結果をもとに、内部質保証推進委員会が大学基準 4（教育課程・学習成果）について 11 件の提言を策定した（資料 2-19、2-20、1-28、1-29、2-30、2-31、2-35、2-36）。全学点検評価委員会は、内部質保証推進委員会から受けた提言について審議し、教学マネジメント委員会を通じて各部局に助言・指摘を行った（資料 1-30、1-31、2-37）。助言・指摘を受けた各部局は改善活動に取り組み、改善状況については、教学マネジメント委員会及び全学点検評価委員会を通じて、内部質保証推進委員会に報告し、進捗を管理している（資料 2-39、2-41、1-32、1-33）。

・学習成果の測定結果の適切な活用

学部では、各授業科目の担当教員が学修成果の測定結果等をもとに、当該授業科目の内容及び方法について点検を行うとともに、教育の実施主体である各学部の自己点検・評価委員会及び教授会や各学科協議会において、教育課程及びその内容、方法について、自己点検・評価を行っている。例えば、間接評価指標及び直接評価指標を用いて測定した学修成果を、次のとおり活用している。

間接評価指標の測定結果の活用として、3 年次生を対象に実施した外部機関作成の資質・能力に関するアセスメントテストの結果を、教学マネジメント委員会において全学的に共有し、学生の学修成果及び傾向を把握した（資料 4-84、4-85）。また、入学時調査及び卒業時調査の結果は、部長会議を通じて各学部教授会において共有し、学生の学修実態、学修成果及び傾向の把握に努めている。

直接評価指標の測定結果の活用として、1 年次当初に実施する英語プレイスメントテストの結果は、授業科目である「英語」の能力別クラス編成の基礎資料とするとともに、能力に応じた内容・方法を用いて授業を行い、本学が定める達成水準に到達するようにしている。

今後は、DP 観点別評価結果及び課題別ルーブリックの直接評価指標等によって、学修成果の測定を精緻化するとともに、教育課程、教育内容及び方法の改善に適切に活用す



る予定である。例えば、各授業科目における DP 観点別評価結果の集計によって、DP に明示している学修成果としての資質・能力の育成状況が可視化され、4 つのカテゴリの資質・能力のいずれかの育成状況が芳しくないと判断されうる場合、当該資質・能力の育成のための教育課程の点検・改善（DP 及び CP に基づく授業科目の再配置や、授業科目の内容や到達目標の再確認等）を実施するといったことが可能となる。また、アセスメントマップに掲載している学修成果の情報を確実に蓄積していくと同時に、学修成果の適切な把握・把握及び改善・向上への活用について、アセスメント・ポリシーの実質化を図ることが肝要となってくる。アセスメント・ポリシーを実質化し、教育課程の点検・改善を実現する教学事項の内部質保証サイクルを構築するため、アセスメント・ポリシーに記載された複数の調査法により得られる各種結果を、IR を通じて統計的に集計・分析し、いくつかのパターンに定型化した統計資料「教学 IR 定型レポート」を用いることとしている（資料 4-128、4-129）。2023 年度においては、試行的に 2 学部 3 学科の教育活動に関する「教学 IR 定型レポート」を作成の上、各学部の FD 委員会において協議した。これを踏まえ、2024 年度以降、運用を開始することを確認している（資料 4-133～4-137）。

研究科では、大学院点検評価委員会において、教育課程及びその内容、方法の適切性について点検・評価を実施しているほか、内容によって、大学院委員会及び大学院 FD 委員会においても協議を行っている。2022 年度は、在学生・修了生アンケートを実施し、その結果を全研究科合同 FD 委員会及び各研究科・専攻の FD 委員会に共有した。今後、在学生・修了生アンケートのほか、入試制度、学生の単位修得状況や成績評価等、学修成果に係るアセスメント調査法やその結果の把握時期、また結果の活用方法を明示した大学院の教学事項に係る内部質保証サイクルの構築に向け、協議を進めている（資料 4-138、4-139）。

#### <点検・評価結果に基づく改善・向上>

学部では、既に把握している学修成果や、更なる学修成果の可視化に向けた取組の過程において、学生が何を学び、身につけることができるのか、学修者本位のカリキュラムへの転換を図り、全学的な教育課程の見直しを 2019 年度から行い、三つのポリシーを改正した。

DP では、学生が身につけるべき資質・能力について、A：知識・技能、B：思考力・判断力・表現力等、C：総合的な学習経験・創造性、D：態度・志向性と改めて区分して設定したことに伴い、各学部では、カリキュラムマップを用いて、各授業科目において育成する資質・能力を再確認し、明確に示した。また、DP を二層構造とし、全学科統一内容の第一層、共通科目に関する全学科統一内容の共通科目第二層、各学科独自内容の専攻科目第二層と区分したことに伴い、各学部では、カリキュラムツリー及び履修モデルを用いて、授業科目を精選するとともに教育課程の順次性及び体系性の確保に努めた。

さらに、各教員は、担当科目の寄与する DP 専攻科目第二層に定める資質・能力を意識した到達目標を定め、当該到達目標のもと、学生の学修状況を確認するための評価の観点及びそれに対応する評価の規準（観点の尺度）を定めることとし、2023 年度以降、シラバスに掲載している。

2022年度に、大学及び各学科のアセスメント関連情報を整理し、アセスメント・ポリシーを策定したことに伴い、今後は、科目ループブックを使用した観点別評価を行って学修成果の測定を精緻化するとともに、学修ポートフォリオに学修成果を反映して、それに基づく履修相談・指導の高度化を行う予定である。

一方で、学修成果を踏まえた教育内容・方法の改善・向上は、組織的に実施されているとは言い難いことから、上述の「教学 IR 定型レポート」の活用等、教学マネジメント委員会が主導して学修成果を踏まえた教育内容・方法の改善・向上に努める。

研究科では、大学院 FD 委員会（大学院学務部長、研究科長・専攻主任）が中心となり自己点検・評価を実施した。入試関係資料、学生の単位修得状況、履修単位数、在学生、修了者アンケート、「研究指導計画書」、「学位取得のためのガイドライン（修士、博士）」等に基づいて、教育課程の在り方を検討し、各研究科・専攻委員会に対して、科目の削減・統合、教育内容を踏まえた科目名の変更に関する提案・依頼を行った。その結果、教育課程の全面的な見直しを実現できた。具体的には、教育課程の順次性と体系性を実現するために、カリキュラムツリー、カリキュラムマップを新規に作成し、履修モデルも改訂した。今後、上述の教学事項の内部質保証サイクルに則り、各研究科・専攻の自己点検・評価委員会において自己点検・評価を行い、毎年度末に問題点を確認して、次年度の改善、改革を推進できる体制を確立する。

以上のとおり、教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに改善・向上に向けた取組を行っている。

## 2. 長所・特色

2018年度に教学マネジメント委員会を設置し、本学の教育の構想・立案、運用、検証及び改善のプロセスが円滑に機能するように各種活動を展開している点が、本学の長所・特色である。

学部では、2019年度から2022年度まで、教学マネジメント委員会の下部に、教育課程見直し検討委員会を設置し、「教育課程編成の考え方」として、「学修者本位のカリキュラム」及び「責任をもって授業科目を提供するカリキュラム」を掲げ、学生が「何を学び、身に付けることができるのか」という観点から、集中的かつ全学的に教育課程の見直しを進め、2023年度に新しい教育課程を施行した。

3. 問題点に触れているとおり、今後は、学修成果を踏まえた学生への履修・相談指導の改善及び教育内容・方法の改善等の実施が課題となっているが、教育の構想・立案及び運用並びに検証・改善といった教学マネジメントの基本的考え方及び実施手順を教学マネジメントガイドラインにまとめて、教学改革を継続して実施するための基盤が強化されたことは、長所・特色として提示できる内容だと評価している。

この結果、教育課程及びその内容、方法について、従来各学部独自に進められていた点検・改善のみではなく、学部全体として共通した情報や認識のもと点検・改善を進めることが可能となり、三つのポリシーの検証と再設定、各学部でのカリキュラムマップを用いた各授業科目において育成する資質・能力を再確認及び明示、カリキュラムツリー、履修モデル及びナンバリングを用いた授業科目の精選及び教育課程の順次性及び体系性の確保等を進めてきた。

また、アセスメント・ポリシー及びアセスメントマップを作成するとともに、DP観点別評価及び基幹調査を導入し、学修ポートフォリオにおいて学生の能力の伸長を可視化して示す仕組みを構築した。それらの学修成果を活用する教学事項の内部質保証サイクルの構築も開始できている。

研究科では、教学マネジメント委員会とも連携し、大学院委員会及び大学院FD委員会を中心となって教学改革を進めている。特に、2022年度においては、教育の構想・立案及び運用並びに検証・改善といった教学マネジメントの基本的な考え方を背景に、大学院全体として、教学改革を継続して実施するための基盤が強化された。この結果、研究科全体として、アセスメント・ポリシーの策定、カリキュラムマップ、カリキュラムツリー、ナンバリング及びコモン・ルーブリックの導入、シラバスの第三者確認体制の実現を実施できた。加えて、さらなる改善・向上に向け、大学院FD委員会を中心に各研究科・専攻が一体となり教育活動に取り組むため、学修成果に基づく教学事項の内部質保証サイクル等を踏まえ、教学マネジメント委員会との連携により、大学全体との一貫性を保持しつつ教学改革を実施している。

## 3. 問題点

(1) 学部では、以下の点が、問題点であると認識している。

- ①教学マネジメントガイドラインに「成績評価の適切性（客観性や厳格性等の担保）に係る考え方の策定」を明記しているとおり、成績評価及び単位認定に係る全学的なルールについて、引き続き協議を行い、策定する予定である。関連し、DP観点別評価結果及び

課題別ルーブリックの直接評価指標等によって、学修成果の測定を精緻化する予定である。

- ②アセスメント・ポリシーに定める主な授業科目における学修到達度の把握・評価、アセスメントマップに記された各種調査法の結果の把握、それらの結果を多角的に用いた学修成果の可視化について、すでに実施されているものを有機的に関連させ、把握する予定である。関連し、基幹調査結果及び各学部・学科並びに各部局の各種測定結果等、アセスメントマップに掲載している学修成果の情報を確実に蓄積していくと同時に、学修成果の適切な把握及び改善・向上に向けた把握結果の活用について、アセスメント・ポリシーの実質化を図る予定である。
  - ③上記①の測定結果及び②の可視化の結果を基に、教育課程レベル、授業科目レベルの教育内容及び方法の改善につなげるため、2024年度以降、自己点検・評価のプロセスも視野に入れた PDCA のサイクル及びスケジュールである教学事項の内部質保証サイクルを実質化する予定である。
- (2) 研究科では、把握した学修成果の評価を教育改善への活用に結びつける体制整備等が挙げられる。すでにこれらの事項に取り組むことについて学内で認識を共有できていることから、一層の教育改善が見込まれる。

#### 4. 全体のまとめ

理念と目的に基づき、大学または大学院全体の DP のもと、各学科及び各研究科・専攻において、授与する学位ごとに DP を設定しており、修得すべき知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学修成果を明示している。それらの学修成果を修得させるため、DP と関連した CP を定め、学問分野の特性に応じ、順次性及び体系性を考慮した教育課程を編成している。また、カリキュラムマップ、カリキュラムツリー、ナンバリング及び履修モデルの策定によって、学生が到達したい人材像や獲得したい学修成果に応じ、履修計画を効果的に立てることができる体制を整備している。

学部では、高校から大学への教育を円滑に進めるため、高大接続の観点から推薦入試等の年内入試合格者に対して、入学前に各専門分野に応じた課題提示や学修講座の受講指示等を行っている。入学後には履修指導の他、基礎演習や入門科目を開設し、各学問分野の基礎的な概念・知識の修得を通じて、専攻科目の本格的な学修が始まる 2 年次へのスムーズな移行を目指している。また、体験学習、調査学習、ディスカッション、グループワーク等のアクティブ・ラーニングの要素を多分に含んだ授業を実践し、学生の学修の活性化を図っている。

研究科では、各研究科・専攻が開設する科目をコースワーク科目、リサーチワーク科目に分類し、2022 年度から博士後期課程にコースワーク科目（「特別講義」）を設置したことで、すべての学位課程においてコースワークとリサーチワークを組み合わせた適切な教育を展開している。

学部・研究科のいずれにおいても、アセスメント・ポリシーを策定し、学生の学修状況及び学修成果を把握・評価している。今後は、評価の指標や把握の方法についての開発・精査を続けるとともに、学修成果を把握した結果を教育活動の改善のために活用し、より一層、教育課程の向上を進めることが可能である。

教育課程の点検・評価にあたっては、各学部・学科及び各研究科・専攻において、自己点検・評価規程及び自己点検・評価規程細則に基づいた活動を行うとともに、教授会や研究科委員会等の折にも自律的に教育活動・内容を見直し、改善・向上を図っている。そのうえで、教学マネジメント委員会、全学点検評価委員会及び内部質保証推進委員会が関与し、全学的に教育課程、その内容及び方法の適切性について検証している。

以上のことから、一部に関して継続的な検討が求められるものの、教育課程・学習成果については、大学基準に照らして良好な状態にあり、概ね適切であると言える。

## 第5章 （基準5）学生の受け入れ

### 1. 現状説明

点検・評価項目1：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点①：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

評価の視点②：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

<学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表>

<下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定>

- ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

学生の受け入れ方針（以下「AP」という。）は、理念と目的、DP 及び CP を踏まえて、入学前の学習歴、学力水準及び能力等の求める学生像及び入学希望者に求める水準等の判定方法を示して、学位ごとに設定している。

AP には、DP に明示した学修成果に対応して入学前の知識、技能及び態度等を学力の3要素で分類し、具体的に示すことによって、理解しやすさに配慮している。

また、AP は、大学ホームページ、大学院ホームページ、入学案内、入学試験要項及び学生便覧にて公表し、様々なステークホルダーが情報を得やすいよう配慮している（資料1-8【ウェブ】、2-10【ウェブ】、1-10、5-1、5-2）。

教育課程の見直しの一環で、受け入れる学生像及び受け入れる学生に求める知識、技能及び態度等を、学士課程の AP、博士前期課程・修士課程の AP 及び博士後期課程の AP の3つに区分して設定した（資料4-3～4-6）。

これら全体の AP に基づき、各学科及び各研究科・専攻の AP の精査を行った。学部では、全学的な AP と各学科の AP が連関し一貫性を維持できるよう、AP の改正に際する手順を策定した（資料4-7、4-8）。

例えば、神学部神学科、法学研究科法律学専攻（博士前期課程）及び法学研究科法律学専攻（博士後期課程）の AP は以下のとおりである。

#### 【学士課程】

- （1）入学者受入れの方針の考え方は、教育理念、卒業認定・学位授与の方針及び教育課程の編成・実施方針に基づく教育内容をふまえ、策定する。
- （2）入学者受入れの方針は、求める学生像及び入学者の選抜方法によって構成する。
- （3）求める学生像の策定においては、以下に掲げる点をふまえる。
  - ①卒業認定・学位授与の方針及び教育課程の編成・実施方針をふまえる。
  - ②入学前の学習歴、学力水準、能力等について具体的に示す。

③学力の3要素の観点から踏まえた、「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力等の能力」、「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度（目的意識・意欲）」を念頭におく。

(4) 選抜方法の策定においては、以下に掲げる点をふまえる。

- ①具体的な選抜方法を示す。
- ②入学希望者に求める水準等を具体的に示す。
- ③学力の3要素の観点から念頭において、選抜方法や水準を定める。
- ④多様な学生を評価できるような入学者選抜の在り方について、具体的に示す。
- ⑤どのような評価方法を多角的に活用するかを示す。
- ⑥評価方法をどの程度の比重で扱うか具体的に示す。

「西南学院大学教学マネジメントガイドライン」より抜粋

## 【神学部神学科】

### 1. 求める学生像

[知識・技能]

高等学校で履修する主要教科・科目の内容を幅広く理解し、高等学校卒業相当の知識を有する者

[思考力・判断力・表現力等の能力]

知識・技能を活用し、課題を解決するために必要な思考、判断、表現等が出来る者

[目的意識・意欲]

- ①歴史的、人文・社会的、国際的な文化への関心のある者
- ②神学コースは、キリスト教界における指導的な役割（伝道者・牧師、宣教師、教会主事など）を明確な目標に置く者
- ③キリスト教人文学コースは、幅広い教養を身に付け、社会奉仕の精神を持つことを目指す者

### 2. 選抜方法

神学科では、前項で述べた資質を有する者を、以下の方法によって選抜する。

#### (1) 一般選抜（一般入試、英語4技能利用型一般入試）

高等学校での学修の達成度をみるとともに、大学での学修に必要な基礎学力を有しているかを評価して判定する。

#### (2) 総合型選抜（総合型入試）

総合型入試では、小論文と面接を課し、出願時の学修計画書等を含めて、受験者の知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体性・協調性を総合的に判定する。

#### (3) 学校推薦型選抜（指定校推薦入試、併設高校からの推薦入試）

学校推薦型選抜では、高等学校において一定の基準の学力を修得したと認められる生徒の推薦を求める。また、神学部独自の指定先として、キリスト教学校教育同盟加盟高校及び日本バプテスト連盟加盟教会から、神学部での学びに強い意欲と理解をもった者の推薦を受け入れる。入試では受験者に小論文と面接を課しており、出願時

の志望理由書を含めて、受験者の目的意識・意欲、理解力・思考力・表現力を総合的に評価して判定する。

(4) その他の選抜（外国人入試、帰国生入試、国際バカロレア入試）

多様な学びの背景を持つ学生を受け入れるために、外国人及び帰国生のための入試を実施する。一定の語学力を有することを確認したうえで、外国人入試では日本語による作文と面接、帰国生入試では日本語による小論文と面接を課すことにより、受験者の目的意識・意欲、理解力・思考力・表現力を総合的に評価して判定する。国際バカロレア入試では、受験者に面接を課し、出願時の志望理由書を含めて、受験者の目的意識・意欲、理解力・思考力・表現力を総合的に評価して判定する。

【博士前期課程・修士課程、博士後期課程】

求める学生像及び学力について、各学位課程の教育の理念・目的及び学問分野の特性を基に策定。

【法学研究科法律学専攻（博士前期課程）】

法学研究科博士前期課程は、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに示す教育を行っている。こうした教育を受けるための条件として、次に掲げる知識、技能、関心、意欲、態度を備えた学生を求める。

- (1) 学修に必要な基礎学力及び専門分野における知識・技能
- (2) 学術的課題への関心と研究能力獲得への意欲
- (3) 社会への関心を有し、生涯を通じて学び続けようとする意欲・態度

また、そのために入学者選抜においては、以下のような評価方法を用いる。

- (1) 一般入学試験（飛び級進学、特別選考、特別入学試験、早期卒業候補者の入学試験を含む）
- (2) 社会人入学試験
- (3) 外国人等入学試験

【法学研究科法律学専攻（博士後期課程）】

法学研究科博士後期課程は、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに示す教育を行っている。こうした教育を受けるための条件として、次に掲げる知識、技能、関心、意欲、態度を備えた学生を求める。

- (1) 学修に十分な学力及び専門分野における豊かな知識・技能
- (2) 学術的課題への関心と高度な研究能力獲得への意欲
- (3) 生涯を通じて学び続けようとする意欲・態度

また、そのために入学者選抜においては、以下のような評価方法を用いる。

- (1) 一般入学試験
- (2) 社会人入学試験
- (3) 外国人等入学試験



点検・評価項目2：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点①：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定
評価の視点②：授業料その他の費用や経済的支援に関する情報提供
評価の視点③：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備
評価の視点④：公正な入学者選抜の実施 ・オンラインによる入学者選抜を行う場合における公正な実施
評価の視点⑤：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施 ・オンラインによって入学者選抜を行う場合における公平な受験機会の確保（受験者の通信状況の配慮等）

<学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定>

学部では、各学科のAPに基づき、入学者選抜のための多様な入試制度を整備している。

入学者選抜制度は、知識・技能、思考力・判断力・表現力等を中心に測定する一般選抜及びそれらに加えて目的意識・意欲も確認する学校推薦型選抜及び総合型選抜に大別され、APに沿った入学者選抜制度を実施している（資料5-1）。

研究科では、各研究科・専攻のAPに基づき、入学者選抜制度を整備している。

博士前期課程・修士課程及び博士後期課程ごとに、知識・技能、思考力・判断力・表現力等を測定する入学者選抜を、学士課程修了者、社会人及び外国人を対象に、区分して実施している（資料5-2）。

<授業料その他の費用や経済的支援に関する情報提供>

学部では、授業料その他の費用や経済的支援に関する情報について、大学ホームページ及び入学案内に掲載し、公表している（資料5-3【ウェブ】、1-10）。また、入試課が実施する各種説明会においても、学費や奨学金に関する説明を行い、適切に情報を提供できるよう配慮している。

研究科では、授業料その他の費用や経済的支援に関する情報を、大学院ホームページ、大学院学生便覧及び学生募集要項において明示し、公開している（資料5-4【ウェブ】、4-2、5-2）。

<入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備>

学部では、西南学院大学入試センター規程及び入試業務の処理体制に関する内規に、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制を定めている（資料3-7、5-5）。

各学部教授会における審議を経て全学部長及び事務局の責任者を構成員とする全学入試委員会が、学生募集及び入学者選抜の手続に関する原案を作成し、当該原案を部長会議に提案し、承認を経た後、連合教授会において決定しており、全学構成員の意見を反映でき、合理的かつ明確な手続となっている。

入試業務の処理体制に関する内規においては、各組織・役職者等の権限・役割を定めて

いる。学長を本部長、入試センター長を本部長代理とし、副学長、大学事務長、入試・国際・教育推進部事務部長等が入試本部に常駐し、教職員の組織全体が関与する形で適切に入学選抜を実施している（資料 5-5）。入試センター長は、入試監督を所管する責任者として、試験室の運営や環境整備、各種受験生の対応を担当する事務責任者を任命し、入学選抜を適切に実施できるよう体制を整備している。

研究科では、入学選抜の実施は、AP に基づいて、大学院委員会において、入学選抜実施のための体制を承認し、各研究科・専攻委員会が責任をもって公正に行っている。

#### <公正な入学選抜の実施>

- ・オンラインによる入学選抜を行う場合における公正な実施

#### <入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学選抜の実施>

- ・オンラインによって入学選抜を行う場合における公平な受験機会の確保（受験者の通信状況の配慮等）

学部では、大学ホームページ、入学案内、入学試験要項等に各学科の AP を明示し、公正かつ適切に学生募集を行っている。

入学選抜制度は、知識・技能、思考力・判断力・表現力等を中心に測定する一般選抜及びそれらに加えて目的意識・意欲も確認する学校推薦型選抜及び総合型選抜に大別され、AP に沿った入学選抜を実施している（資料 5-1）。

公正な入学選抜を実施するために、各入学試験に所定の教職員で構成される入試実施本部、試験場本部及び監督者控室を設置して運営している。各試験会場で試験監督者には、所定の機会に、当日の説明内容、問題・解答用紙の配付、答案の回収方法、注意事項等を記載した「入学試験監督要領」を配付してオリエンテーションを行っている（資料 5-6）。

また、入学試験実施後には、改めて内部で入学試験の設問の適切性について確認する仕組みを整えている。その他にも、入学試験に関する社会への説明責任を積極的に果たすために、一般入試の問題、解答、解説を冊子にまとめ、希望者に対して配付しており、公平性、適切性を担保するよう心掛けている（資料 5-7）。また、受験者からの申請に応じて成績結果を開示している。

障がいのある学生や特定の配慮が必要な志願者に対しては、別室での受験や障がいに対するサポートを提供する等、受験に際して可能な限りの配慮を行っている。2023 年度学校推薦型選抜、その他の選抜、一般選抜では 15 人の受験生に配慮を行った。

オンラインによっての入学選抜については、外国人入学試験において実施しているが、国内における対面受験と同一問題、同一試験時間帯で実施している。監督については AI を活用したオンライン受験監督システムを契約しており、かつウェブ会議システムを通じ人的にも試験監督を行っている。面接試験についてはウェブ会議システムを使用し実施しているが、通信状況の障害が発生した場合は国際電話等で連絡を取り、時間を繰り下げる等して他の受験者同様の条件で受験ができるよう配慮している（資料 5-8）。

新型コロナウイルス感染症等への対応としては、各入試制度においてその制度の趣旨や入試形態等に応じ、代替措置（追試験）や他の入試制度の利用案内について、あらかじめ大学ホームページにおいて周知し、受験機会の確保に努め、公平性及び公正性を担

保した（資料 5-22～5-25）。

また、AP に沿った学生を適切に受け入れることができているかについて、全学入試委員会を中心に、企画課 IR 推進室と連携し検証している。検証の対象は全入学者であり、入学後の在学成績、英語力、外部機関によるアセスメントテスト結果による思考力及び学びへの意欲等、退学率、就職実績等のデータをもとに分析している。その分析結果については、全学入試委員会において報告し、学生の受け入れの適切性の検証及び入学者選抜制度の見直しにつなげている（資料 5-15、5-16）。

研究科では、各研究科・専攻の AP に基づき、入学者選抜制度を整備している。

博士前期課程・修士課程及び博士後期課程ごとに、知識・技能、思考力・判断力・表現力等を測定する入学者選抜を、学士課程修了者、社会人及び外国人を対象とし、区分して実施している（資料 5-2）。

公正な入学者選抜を実施するために、各入学試験に所定の教職員で構成される委員会を設置して運営している。各試験の試験監督者には、所定の機会に、当日の説明内容、問題・解答用紙の配付、答案の回収方法、注意事項等を記載した「入学試験監督要領」を配布してオリエンテーションを行っている（資料 5-9、5-10）。

2022 年度入試においては、新型コロナウイルス感染症罹患者のための入試受験救済策を講じ、当該感染症の罹患疑いのある受験生のための入学試験を別日に実施した。2023 年度入試においても同様の措置を取るべく準備を整えたが、発生しなかった。なお、オンラインによる入学者選抜は行っていない。

また、AP に沿った学生を適切に受け入れることができているかについて、大学院委員会を中心に、在学生・修了生アンケート結果や、GPA データ、修業年限内修了率等の学修成果の把握等を通じ、確認している。

以上のとおり、AP に整合した学生募集及び入学者選抜を、規程等に示された権限・役割の運営体制のもと、公正かつ適切に実施しており、AP に沿った学生を受け入れている。

点検・評価項目 3：適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点①：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

- ・ 入学定員に対する入学者数比率（【学士】）
- ・ 編入学定員に対する編入学生数比率（【学士】）
- ・ 収容定員に対する在籍学生数比率
- ・ 収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

<入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理>

APに基づき、近年の社会情勢や受験者の志望状況等を考慮して、各学科及び各研究科・専攻の入学定員及び収容定員を適切に設定し、学則第3条及び大学院学則第8条に定めている（資料1-4【ウェブ】、1-5【ウェブ】）。

・ 入学定員に対する入学者数比率（【学士】）

学部では、学生の受け入れに際し、学長、副学長、事務局長等を構成員とする原案作成会議を開催している。当該原案を部長会議に提案し、承認を経た後、連合教授会において決定しており、全学構成員の意見を反映でき、かつ合理的な仕組みを形成している。また、入学者数が入学定員を割り込むことが見込まれる場合、追加合格の措置を講じ、入学定員充足率を100%に極めて近い比率で維持するよう努めている。2023年度入学者選抜（2023年4月入学）においては、入学定員1,955名に対して1,985名（入学定員に対する入学者数比率101.5%）が入学し、適切な入学定員管理を行っている（大学基礎データ表2）。

・ 収容定員に対する在籍学生数比率

学部では、2023年度入学者選抜（2023年4月入学）における1,985名の入学を踏まえ、収容定員7,820名に対して7,872名が在籍（収容定員充足率100.7%）している。学部及び年度によって増減はあるものの概ね適切な収容定員管理を行っている。また、追加合格の措置を講じることによって、収容定員充足率を100%に極めて近い比率で維持するよう努めている。

研究科では、収容定員充足率は、過去5年間平均50%前後で推移している（大学基礎データ表2）。

・ 収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

学部では、収容定員に対する在籍学生数比率は、100%台で推移しており、過剰または未充足の状況は発生していない。

研究科では、2021年度に収容定員の充足率が低いことを大学院委員会で情報共有し、2023年度から入学定員を約35%削減した（資料5-35、5-36）。2022年度は、志願者確保のために大学院オープンキャンパスの強化や大学院進学応援イベントの開催に加え、就職課との連携により大学院進学を進路選択のひとつとして学内で明示するよう試みた。早期卒業制度を神学部と経済学部が新たに導入し、学部生への広報活動を強化し、オー

ブンキャンパスの参加者等も増加している。2024年度入試から臨床心理学専攻では特別入試を導入し、受験者及び合格者を確保する等、引き続き、入学者確保に向け、改革を進めている（資料 5-11～5-12、5-26～5-29）。

以上のとおり、入学定員及び収容定員に即した学生の受け入れ及び在籍学生数となっており、入学者数、在籍学生数は、教育効果の観点から妥当な数となっている。

点検・評価項目 4 : 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。

また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点① : 適切な根拠 (資料、情報) に基づく定期的な点検・評価

評価の視点② : 点検・評価結果に基づく改善・向上

<適切な根拠 (資料、情報) に基づく定期的な点検・評価>

本学では、内部質保証に関する規程、自己点検・評価規程及び自己点検・評価規程細則に基づき、毎年「自己点検・評価実施要領」を作成し、定期的に教育課程及びその内容、方法の適切性を検証している (資料 2-3【ウェブ】～2-5【ウェブ】)。

2021 年度に、各部局が「自己点検・評価実施要領」に基づき自己点検・評価シートの大学基準 5 (学生の受け入れ) の点検・評価項目に沿って、根拠資料をもとに自己点検・評価を実施した (資料 3-32)。続いて教学マネジメント委員会が自己点検・評価シートの内容を検証した上で自己点検・評価報告書を作成し、これらに対する全学点検評価委員会の検証結果をもとに、内部質保証推進委員会が大学基準 5 (学生の受け入れ) について 7 件の提言を策定した (資料 5-30、3-34、5-31、3-36～3-39)。全学点検評価委員会は、内部質保証推進委員会から受けた提言について審議し、教学マネジメント委員会を通じて各部局に助言・指摘を行った (資料 3-40、3-41、5-32)。助言・指摘を受けた各部局は改善活動に取り組み、改善状況については、教学マネジメント委員会及び全学点検評価委員会を通じて、内部質保証推進委員会に報告し、進捗を管理している (資料 5-33、3-44～3-46)。

学部では、全学入試委員会での協議内容を踏まえ、各学部教授会及び各学科協議会において、学生の受け入れの適切性の点検・評価を実施している。

例えば、AP の求める学生像に明示した知識・技能、思考力・判断力・表現力等の能力、目的意識・意欲の 3 つの知識、技能及び態度等を有する学生を適切に受け入れることができているかについて、企画課 IR 推進室と連携し検証している。検証の対象は全入学者であり、入学後の在学成績、英語力、外部機関によるアセスメントテスト結果による思考力及び学びへの意欲等、退学率、就職実績等のデータをもとに分析している。その分析結果については、全学入試委員会において報告し、学生の受け入れの適切性の検証及び入学者選抜制度の見直しにつなげている (資料 5-15、5-16)。

研究科では、大学院委員会及び各研究科・専攻委員会において、学生の受け入れについて、点検・評価を実施している。大学院 FD 委員会では入学者数の過去の推移等の数値を用いて、入学者確保に向けた施策等について継続的に検討を進めている (資料 5-17、5-18)。

<点検・評価結果に基づく改善・向上>

学部では、入学者選抜における志願者数、合格者数、入学後の成績動向等を踏まえ、指定校推薦の対象校を毎年見直している。例えば、外国語学部は、指定校推薦入試の志願者数を増加させるため、2024 年度入試から大幅に対象高校を拡大することとした。

研究科では、大学院委員会において全研究科合同 FD 委員会を開催し、収容定員の充足と新型コロナウイルス感染症の感染拡大期における入学者選抜制度の安定的な運用のため、研究科・専攻の枠を超えて将来の大学院の在り方について、特に志願者確保のための方策について複数回の全体協議を行っている (資料 5-19)。その後、各研究科・専攻の FD 委員

会において、全体協議の内容を踏まえて入学者選抜制度について協議を行った。その結果、全研究科での入学試験時間及び入学試験開始時間の見直しを実施し、APに基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の改善が図られた（資料 5-20、5-21）。

## 2. 長所・特色

入学者選抜制度や運営体制は適切に整備され、各学部・各研究科が定める AP に基づき、公正に入学者選抜を実施している。学部では、知識・技能、思考力・判断力・表現力等の能力を中心に測る一般選抜、それらに加えて目的意識・意欲も確認する総合型選抜、学校推薦型選抜も実施している。また、外国人や帰国生、国際バカロレア資格取得者に対する個別選抜も実施しており、多様な学生を受け入れるための入学者選抜制度を整備している。外国人入学試験においては、オンラインでも実施しており、広範にわたる受験生のニーズに対応している。なお、実施にあたっては、通信状況の障害が発生した場合は国際電話等で連絡を取り、時間を繰り下げる等、他の受験者同様の条件で受験ができるよう配慮している。さらに、障がいのある学生に対しては、受験に際しての特別措置に関する申請書を受け付けるとともに、入学後の体制について本人の希望により授業や学生生活におけるサポート等の情報提供を丁寧に行っている。

## 3. 問題点

研究科では、収容定員充足率が過去 5 年間平均 50%前後で推移しており、適正な数としては充足していない状況であると認識している。2021 年度に入学定員を見直し、2023 年度から改正後の収容定員を適用している。入学者確保に向けた各種政策を実行しており、収容定員を充足できる在籍学生数の増加について、引き続き改善策を講じる。

## 4. 全体のまとめ

大学及び大学院全体の AP のもと、各学科及び各研究科・専攻において、授与する学位ごとに AP を設定しており、大学ホームページ、大学院ホームページ、大学入学案内、大学院学生募集要項等によって広く周知している。

学部では、教科の学力を測る一般選抜に加え、思考力・判断力・表現力等の能力、目的意識・意欲を総合的に測る総合型選抜、学校推薦型選抜、帰国人入試や外国人入試を実施し、多様な学生の受け入れのための体制を整備している。

研究科では、各専門分野の特性に応じ、各研究科・専攻委員会の責任のもと、入学者選抜を実施しており、引き続き、収容定員を充足できるよう入学者の確保に向け改善を図っている。

学生の受け入れの点検・評価にあたっては、全学入試委員会及び大学院委員会を中心に、教授会や研究科委員会等において、自律的に学生の受け入れに関する事項を見直し、改善・向上を図っている。そのうえで、教学マネジメント委員会、全学点検評価委員会及び内部質保証推進委員会が関与し、全学的に学生の受け入れの適切性について検証している。

以上のことから、一部に関して継続的な検討が求められるものの、学生の受け入れについては、大学基準に照らして良好な状態にあり、概ね適切であると言える。



## 第6章 (基準6) 教員・教員組織

### 1. 現状説明

点検・評価項目1：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点①：大学として求める教員像の設定

・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

評価の視点②：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示

<大学として求める教員像の設定>

・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

2022年度には、大学全体の大学として求める教員像に関する記述のうち、「本学の教員としての能力及び教育に対する姿勢等」に関する部分を、学校法人西南学院倫理綱領も参照して改善した（資料6-1【ウェブ】、1-2【ウェブ】）。大学全体、各学部・学科及び各研究科において求める教員像を大学ホームページにて公開し、共有している（資料6-1【ウェブ】）。

#### 【大学として求める教員像】

- (1) 本学の建学の精神及び大学の教育理念と目的並びに本学が定める「学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」を理解し、専門分野での継続した研究実績又は実務上の業績を背景として学生への適切な教授、指導が可能な能力を有している者。
- (2) 「学校法人西南学院倫理綱領」に基づき、本学の教育、研究、社会貢献及び大学運営の諸活動において、目的達成及び使命遂行に倫理観をもって貢献することができる者。

2023年度以降、大学全体の「大学として求める教員像」の内容に照らし、各学部等の求める教員像についても、必要に応じ見直しを行う予定である。

例えば、現行の神学部及び法学研究科の求める教員像は次のとおりである。

#### 【神学部】

神学部が育成する人間像及び神学部が定める各種方針への理解と、聖書、キリスト教思想・哲学・芸術分野での継続した研究実績を背景として、学生への適切な教授、指導が可能な能力を有していること。

#### 【法学研究科】

法学及び政治学の専門分野での継続した研究実績を背景として、基礎法学、国内実定法学、国際関係法学及び政治学の各分野において、精深な学識をもって創造的学術研究を担う卓越した研究能力と教育ニーズに応え得る確かな教育能力を備えた研究者の育成と、今後の知識社会の基盤を担う人権感覚と批判精神に富んだ知的人材を養成

するための適切な教授、指導が可能な能力を有していること。

＜各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示＞

大学全体、各学部・学科及び各研究科・専攻の教員組織の編制方針を定めている。同方針には、各学位課程の教育研究の目的を踏まえた人材育成や、学生の関心・ニーズに対応可能な学問分野と教育水準を継続して維持できる教員組織を編制することを明示し、大学ホームページにおいて公開し、共有している（資料 6-1【ウェブ】）。なお、求める教員の在り方、教員の分野構成、各教員の役割・責任、連携のあり方及び教育研究に係る責任所在等については、一部不十分であったため、2022 年度に、大学全体の教員組織の編制方針を見直した（資料 6-2、6-3）。教員組織の編制方針については、上述のとおり一部不十分な事項があるため、見直す必要がある旨、全学的に認識を共有している（資料 2-14～2-16）。例えば、現行の神学部及び法学研究科の教員組織の編制方針は以下のとおりである。

#### 【神学部】

キリスト教界の指導者、教会の伝道者・牧師などの専門職業人、ならびにキリスト教精神を基盤として社会に貢献する人の育成と、学生の関心やニーズに対応可能な学問分野と教育水準を継続して維持できる教員組織を編制する。

#### 【法学研究科】

精深な学識をもって創造的学術研究を担う卓越した研究能力と教育ニーズに応え得る確かな教育能力を備えた研究者、及び人権感覚と批判精神に富んだ知的人材の育成と、学生の関心やニーズに対応可能な学問分野と教育水準を継続して維持できる教員組織を編制する。

以上のとおり、大学として求める教員像及び教員組織の編制方針については、大学及び各学部・各研究科において定めている。今後、体系的・効果的な教育や、理念・目的に沿って教育研究等の諸活動を行っていく観点から妥当であるかを確認し、求める教員の在り方、教員の分野構成、各教員の役割・責任、連携のあり方、教育研究に係る責任所在等を明確にする必要がある。

点検・評価項目2：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点①：大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数
評価の視点②：適切な教員組織編制のための措置 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 教員組織の編制に関する方針と教員組織の整合性</li><li>・ 各学位課程の目的に即した教員配置</li><li>・ 国際性、男女比</li><li>・ 特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮</li><li>・ 教育上主要と認められる授業科目における専任教員の適正な配置（専任教員については教授又は准教授）</li><li>・ 研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置</li><li>・ 教員の授業担当負担への適切な配慮</li><li>・ 教員と職員の役割分担、それぞれの責任の明確化と協働・連携</li></ul>
評価の視点③：指導補助者を活用する場合の適切性（資格要件、授業担当教員との責任関係や役割の明確化、指導計画の明確化等）
評価の視点④：教養教育の運営体制

<大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数>

各学部・各研究科において、大学設置基準及び大学院設置基準の定める必要専任教員数及び必要教授数を充足し、各学位課程の教育研究活動の成果を上げるために十分な教員組織としている（大学基礎データ表1）。例えば、神学部の専任教員数は8名、うち教授は5名である。

<適切な教員組織編制のための措置>

- ・ 教員組織の編制に関する方針と教員組織の整合性
- ・ 各学位課程の目的に即した教員配置
- ・ 国際性、男女比
- ・ 特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮
- ・ 教育上主要と認められる授業科目における専任教員の適正な配置（専任教員については教授又は准教授）

各学位課程において、教員組織の編制方針に基づき、当該課程の教育・研究の目的を達成するため、特定の年齢や性別に偏ることなく適切に教員を配置し、さらに、各学位課程特有の目的に応じ、国際性を考慮している（大学基礎データ表1、表4、表5）。例えば、学士課程においては、教員の年齢構成は、50～59歳台が他と比較し若干多いものの、どの世代にも満遍なく教員が配置され、適切に教員組織が編制されている。国際性については、学位課程の特性に応じ、欧米やアジア圏等多岐にわたる国々出身の専任教員を配置し、11.0%を外国人教員が占めるとともに、男女比については、27.8%を女性教員が占めており、毎年度の人事計画において、年齢及び国際性並びに男女比を考慮している。今後、現状の教員組織やこれまでの経緯を踏まえながら、教員組織編制の考え方を整理のうえ、明文化する必要がある。

さらに、各学位課程の専門分野において、例えば学士課程における導入部門や応用、研究部門といった、教育上主要となる授業科目については、各教員の専門分野を考慮し、専任教員のうち主に教授または准教授が担当するよう、調整している。また、兼任教員が担当する場合も、専任教員が責任をもって関与している（大学基礎データ表 4、資料 4-1）。上述のように、各学位課程の教員組織について、教育研究上の必要性を踏まえ、教育と研究の成果を上げるうえで十分な教員で構成している。

- ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置

研究科の開設科目は、各研究科の教員組織の編制方針及び西南学院大学大学院担当教員資格審査内規（以下「大学院担当教員資格審査内規」という。）に基づき、担当する専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力があると認められるか、教育・研究業績等を確認し、適切な資格審査に適合した学部所属の教員が担当している（資料 6-4）。2023 年度は、研究科担当教員の資格の明確化のため、大学院担当教員資格審査内規を改正した（資料 6-35、6-36）。

この結果、大学院設置基準を満たすよう、適正に教員配置を行うとともに、教育研究上の必要性を踏まえた教員組織を編制している。

- ・教員の授業担当負担への適切な配慮

教員の担当時間については、西南学院大学担当時間に関する規程において定めるとともに、授業科目数や学生数に応じた開講クラス数を踏まえ、適切に配慮している（資料 6-5）。

- ・教員と職員の役割分担、それぞれの責任の明確化と協働・連携

教員と職員の役割分担及びそれぞれの責任は、西南学院大学規程第 4 条及び 7 条において明確にされており、「教授、准教授及び講師は、学生の教育の任に当たるとともに、研究に従事するとし、職員は、事務を掌る」と定めている（資料 3-2）。教員と職員の職務については、西南学院本部規程、西南学院大学規程及び西南学院本部・大学事務分掌規程に定めており、それぞれの役割や責任を明確にしている（資料 6-6、6-7）。大学付属機関の運営委員会は教員及び職員の両方で構成され、また、当該機関を所管する事務組織を明確にすることで、教職員が協力し合いながら各機関の円滑な管理・運営に努めている。例えば、教育活動の一連のプロセス（過程）のマネジメント（管理及び運営）を通じ教育活動の内部質保証を推進し、本学の教育理念及び目的の実現に資することを目的として設置している教学マネジメント委員会は、教員及び職員によって構成され、教職協働・連携を実現している（資料 2-6【ウェブ】）。

<指導補助者を活用する場合の適切性（資格要件、授業担当教員との責任関係や役割の明確化、指導計画の明確化等）>

本学では、指導補助者を活用する場合の体制に関し、西南学院学生アシスタントに関する規程及び西南学院大学教育推進プログラムに係るステューデント・アシスタント及びティーチング・アシスタント実施要項を定めている（資料 6-8、6-9）。これらにおいて、学生

が教育的補助業務に従事する際の資格要件や役割を定めている。資格要件としては、業務に係る授業科目又は当該授業科目と密接な関連のある授業科目等において優秀な成績を修めている者や、研究科における研究状況が良好である者等としている。また、業務としては、レジュメの作り方、レポートの書き方、資料調査及び収集、ゼミ発表及びプレゼンテーション等に関する指導や、ディベート、グループ学習等の支援、実験及び実習の補助等を、その役割としている。

#### <教養教育の運営体制>

学士課程の教養教育は、共通教育という名称で設定し、基幹科目と教養科目の大区分を設け、基幹科目のなかにライフデザイン領域科目及びリテラシー領域科目、教養科目のなかに人文科学、社会科学、自然科学及び超域科学を区分して授業科目を配置し、各学部・学科、キャリアセンター、言語教育センター、情報処理センター、ラーニングサポートセンター及び体育館が運営している(資料4-1)。科目提供元の各学部・学科及びセンターが、科目の趣旨及び開講クラス数に鑑みて担当教員の調整を行い、兼任教員が授業を担当することもある。

教学マネジメントガイドラインに各学部の共通教育への関与の考え方を策定しており、今後、専任教員と兼任教員の担当クラス数の適正化を図り、授業科目担当教員の調整を行うことを通じて、共通教育の運営体制の実質化に向けた協議を行う予定である(資料2-16、6-10【ウェブ】)。

以上のとおり、本学の理念・目的及び教員組織の編制方針に基づき、専任教員の専門分野を考慮して主要科目を担当できる教育体制を構成していることから、適切に教員組織を編制している。今後、現状の教員組織やこれまでの経緯を踏まえながら、教員組織編制の考え方を整理のうえ、明文化するとともに、共通教育の運営体制の実質化に向けた協議を行う必要がある。

点検・評価項目3：教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点①：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する  
基準及び手続の設定と規程の整備

評価の視点②：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

＜教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続  
の設定と規程の整備＞

＜規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施＞

教員の募集、採用、昇任等に関わる基準及び手続は、西南学院大学教員任用基準及び西南学院大学教員任用基準細則に定めている（資料6-11、6-12）。

学部教員の募集、採用については、毎年、当該年度の学部人事計画を学部長が学長に報告し、学長は部長会議の議を経て、常任理事会に付議している。昇任については、学長が学部人事計画を部長会議に報告している。教員の資格については、その身分ごとに業績及び年数を含む経歴の要件を定めるとともに、各学位課程の特性に応じ、各学部・学科において適宜申合せ事項を定めている（資料6-13）。

研究科の担当教員については、大学院担当教員資格審査内規に基づき、学部教員を任用している。

なお、教員の募集、採用、昇任等に際しては、上述の規程に加え、各学位課程の特性に応じ、募集、採用、昇任等のための人事委員会を教授会・研究科委員会とは別途に設置すること、その人事委員会には対象分野以外の分野の教員が関わること、退任予定者は人事委員会には含めないこと、候補者の教育・研究業績等の資料を人事委員会以外も閲覧可能とすることといった事項によって、公正性及び適正性を担保している（資料6-13）。

以上のとおり、教員の募集、採用、昇任等について、西南学院教員任用基準等に基づき、公正性及び適正性を担保し、適切に実施している。

点検・評価項目 4：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点①：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

評価の視点②：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

評価の視点③：指導補助者に対する研修の実施

＜ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施＞

学生・教職員 FD 推進部会（以下「FD 部会」という。）及び大学院 FD 委員会において、全学的かつ組織的な FD 活動を推進している（資料 6-14、6-15）。

学部では、2023 年度から、全学的なマネジメント体制のなかで、教学改革を継続して実施し、教学事項の内部質保証を実質化するために、全学 FD 推進委員会の機能を教学マネジメント委員会へ移管し、各学部の学生及び教員の代表各 1 名から構成する FD 部会を設置した（資料 3-26、3-27、6-16）。併せて、本学における教育に関する FD に係る体制、実施方針、実施内容等について一元的に定めた西南学院大学における教育に関するファカルティ・ディベロップメント規程を制定した（資料 6-17、6-18）。

また、FD 部会では、全学 FD 推進委員会の下部組織として設置していた授業評価検討委員会の機能も引き継いでおり、学修に関するアンケート等、本学における教育の質を保証するために授業評価の改善や教育課程に係る取組の適切性に関する事項を取り扱っている（資料 6-14）。

各学部・学科 FD 委員会では、学部固有の課題に対する協議・検討を行っている。2022 年度は、特に、全学的に進められている教育課程の見直しに伴う科目の精査、成績評価の基準及び方法における観点別評価の導入への協議等を行ったほか、授業手法についての事例報告等を行った（資料 6-19）。

研究科では、大学院 FD 委員会において、教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善につなげるための組織的な取組を推進しており、特に 2022 年度には、授業内容をはじめ教育課程全体の改善・向上に向け大学院の今後の在り方について集中的に協議を重ねた。例えば、大学院アセスメント・ポリシーを定め、在学生・修了生アンケートを実施し、その結果を大学院委員会及び全研究科合同 FD 委員会並びに各研究科・専攻 FD 委員会に共有した（資料 4-82、4-83）。さらに修了生、在学生からの意見をもとにして、大学院の学修環境や教育課程等の問題を探求し、今後の大学院の改善と改革を見据えた協議を行った。2023 年度には、西南学院大学大学院ファカルティ・ディベロップメント委員会規程について、従来慣例的に開催していた各研究科・専攻の FD 委員会を明記する改正を行い、大学院として一体的に FD 活動を推進する体制を確立している（資料 6-37、6-38）。

上述の FD 活動に加え、教育・研究推進機構による大学改革フォーラムを、時事の情勢に応じた主題を取り扱い、全学的かつ組織的な FD 活動として毎年度実施している（資料 6-20、6-21）。2023 年度からは、教育・研究推進機構の発展的解消や、全学 FD 推進委員会の機能を教学マネジメント委員会へ移管したことを機に、より全学的かつ長期的な視点から、本学の教育・研究について情報共有と意見交換を行う場として、名称を「西南フォーラム」と改め開催している（資料 6-39、6-40）。また、宗教部によるファカルティ・リトリートに

についても、取り扱うテーマに応じ、FD活動の機会としている。2022年度は、第52回ファカルティ・リトリートの内容が、職業的専門領域の能力開発を促す取組としての側面も持ち合わせていることに鑑み、宗教部と全学FD推進委員会の共催とした(資料6-22)。また、2023年度においても、教育及び学生生活の両面を含んだ学生支援における姿勢を涵養するテーマであることから、FD活動を掌る教学マネジメント委員会との共催として開催する予定である(資料6-41)。

教員の研究活動及び社会貢献等については、2022年度に、その諸活動の活性化及び資質向上を図るため、学内論集で発表された論文その他、学外で発表された著書・論文その他、社会における活動、学会における研究発表、学位授与及び研究賞受賞実績が掲載されている「学術研究所報」から、各教員の5年分の業績を抽出し、一覧化した資料を作成した。教育・研究推進機構運営委員会及び部長会議を経て、各学部・学科においてその現状を検証し、改善方策を求めた(資料6-23～6-25)。

2023年度は、教育・研究推進機構の後継組織である研究マネジメント委員会において、西南学院大学研究活動及び社会活動に関するファカルティ・ディベロップメント規程を整備するとともに、教員の研究及び社会(貢献)活動の業績一覧を更新し、業績の状況に応じて、教員への聞き取り調査を実施することとしている(資料6-42～6-47)。

さらに、「本学の共同研究・社会連携の活性化を考える～学内グッドプラクティスの共有」と題する研究活動・社会活動に関するFDセミナーを開催した(資料6-48～6-52)。

#### <教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用>

2023年度に、教員の教育活動、研究活動及び社会(貢献)活動の業績を適切に把握し、把握した業績を教員の教育活動、研究活動及び社会(貢献)活動の活性化の取組に反映することを目的として、教員の業績評価に関する申合せを制定した(資料6-53、6-54)。教員の教育活動に関する評価としては、毎年度前後期に実施している、学生による学修に関するアンケートが挙げられる。学修に関するアンケートは、学生・教員双方が学修や授業について振り返り、その実態を把握することで授業科目の内容及び方法等の改善に役立てるとともに、その結果を組織的に活用することでFD活動を促進し、ひいては本学の教育の質の向上を図り、また、その質を保証することを目的としている(資料4-33【ウェブ】)。

教員の研究活動及び社会貢献等は、上述のとおり、「学術研究所報」から、各教員の5年分の業績を抽出し一覧化した資料を作成し、教育・研究推進機構運営委員会及び部長会議を経て、各学部学科において現状を検証し、改善方策を求めた(資料6-23～6-25)。

また、2022年度に学部等から提示された改善方策のうち、研究業績の評価指標について研究マネジメント委員会において協議し、それらを踏まえ、各学部・学科において評価指標の原案を検討している(資料6-44、6-45、6-55、6-56)。

教員の研究活動及び社会貢献等の実績は、大学ホームページにおいても公表している。また、学部ごとに論集を発行しており、各教員の研究活動を把握することができる。加えて、教員の業績評価については、西南学院大学研究等に対する表彰規程によって、博士号取得や外部機関等より表彰を受賞した場合に、本学においてもその功績を称える制度を設けており、2022年度は5名の教員を表彰した(資料6-26～6-28)。

さらに、パートナーシップ・プログラムや福岡未来創造プラットフォーム、地域・自治



体・企業や大学・小学校・中学校・高等学校との連携、公開講座を通じ、本学教員の研究活動及び社会活動を公表している（資料 6-29【ウェブ】、6-30【ウェブ】）。

<指導補助者に対する研修の実施>

各取組の目的や内容の理解を促進するため、SA 及び TA が雇用されており、取組ごとに、受講学生の需要や、教育活動の一端を担う者としての職務内容を踏まえた研修を実施している（資料 6-8、6-9、6-31、6-32）。例えば、教育課程内における当該授業科目の位置付け、授業内容の概要、到達目標の内容、課題内容や回数の概要といった授業科目に関する内容に加え、SA・TA としての姿勢や態度といった教育活動の一端を担う者に関する内容について、教職員が学生に教授している。さらに、2024 年度以降、「西南学院大学 SA・TA ハンドブック」を刊行し、その中で SA 及び TA に求める資質や能力、心構え等を定めるとともに、全学的に均一的な指導やオリエンテーションを実施する予定である（資料 6-57～6-60）。

以上のとおり、FD 活動を組織的かつ多面的に実施することで、教員の各種活動の活性化や資質向上につなげている。

点検・評価項目 5：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点①：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点②：点検・評価結果に基づく改善・向上

<適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価>

本学では、内部質保証に関する規程、自己点検・評価規程及び自己点検・評価規程細則に基づき、毎年「自己点検・評価実施要領」を作成し、定期的に教育課程及びその内容、方法の適切性を検証している（資料 2-3【ウェブ】～2-5【ウェブ】）。

2022 年度においては、各部局が「自己点検・評価実施要領」に基づき自己点検・評価シートの大学基準 6（教員・教員組織）の点検・評価項目に沿って、根拠資料をもとに自己点検・評価を実施した（資料 2-2）。続いて教学マネジメント委員会が自己点検・評価シートの内容を検証した上で自己点検・評価報告書を作成し、これらに対する全学点検評価委員会の検証結果をもとに、内部質保証推進委員会が大学基準 6（教員・教員組織）について 4 件の提言を策定した（資料 2-19、2-20、1-28、2-25～2-27、2-30、2-31、2-35、2-36）。全学点検評価委員会は、内部質保証推進委員会から受けた提言について審議し、教学マネジメント委員会を通じて各部局に助言・指摘を行った（資料 1-30、1-31、2-37）。助言・指摘を受けた各部局は改善活動に取り組み、改善状況については、教学マネジメント委員会及び全学点検評価委員会を通じて、内部質保証推進委員会に報告し、進捗を管理している（資料 2-39、2-41、1-32、1-33）。

学部では、各学部・学科において、教員組織の適切性について点検・評価を実施している。例えば、経済学科及び国際経済学科各協議会では、現在の教員組織の年齢構成や国籍等の資料をもとに、今後の人事計画について協議した（資料 6-33、6-34）。

今後は、教学マネジメントガイドラインに要策定事項として明記しているとおり、全学的な課題として、共通教育等の全学的教育への寄与も踏まえた人事計画も点検・評価する必要がある（資料 2-16）。

研究科では、大学院点検評価委員会において、教員組織について点検・評価を実施しているほか、内容によって、大学院委員会及び大学院 FD 委員会においても協議を行っている。

<点検・評価結果に基づく改善・向上>

上述のとおり、人事計画の立案や教員の採用・昇任等を通じ、各学部教授会及び各学科・専攻協議会並びに各研究科・専攻委員会を中心に、自律的に改善・向上を図っている。例えば、経済学部では、学科協議会にて教員の新規採用を検討する際に教員組織の編制についての検討結果を踏まえた人事計画を策定することとしており、2022 年度においては、経済学科協議会において教員の採用を検討した際に教員組織の年齢構成等に配慮し、年齢構成の改善を目指して募集要項を策定することになった。

以上のとおり、教員組織の適切性について、根拠に基づき点検・評価を行っており、今後、より精査する教員組織の編制方針や考え方にに基づき、実際の編制状況を把握のうえ、

定期的に点検・評価する必要がある。

## 2. 長所・特色

大学の求める教員像及び教員組織の編制方針について、大学基準に照らし、改正を行った。これにより、大学として求める教員の資質・能力について明記することができた。

また、FD活動において、教学マネジメント委員会及びFD部会並びに大学院FD委員会は、各学部教授会及び各学科・専攻協議会並びに各研究科・専攻委員会と連携し、全学的かつ組織的に取り組むことができている。特に2022年度は、学部では、授業科目の成績評価の在り方、シラバスの改良、教育支援制度等に関し協議を行った。この結果、授業科目におけるDP観点別評価を2023年度から導入することができ、学生の学修成果の把握・評価をDPと連関させて実施することが可能となった。また、教員にとっても、授業計画における到達目標の明確化や授業内容の改善につながっている。これは、内部質保証の観点からも、自律的に改善・向上できた良い結果と言える。

加えて、学部では、2022年度までの授業評価検討委員会及び2023年度以降のFD部会において、教職員だけでなく、学生の代表者も参加し、一体となって、本学における教育の質を保証するための活動を行っている。

## 3. 問題点

教員組織の編制方針について、各学部・学科及び各研究科・専攻において、求める教員像と併せて定めているが、分野構成や各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等について検討し、策定する必要がある。

教養教育の運営体制については、2022年度に定めた教学マネジメントガイドラインに基づき、共通教育への関与の考え方を実質化するための継続的な協議が必要である。

## 4. 全体のまとめ

大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や教員組織の編制方針を定めている。教員組織は、各設置基準を満たし、これらに基づき適切に編制している。今後、各学科及び各研究科・専攻の求める教員像、教員組織の編制方針いずれも、教員組織の適切性の向上につながるよう、さらに十分な内容となるよう見直しを進める。

また、教員の募集、採用、昇任等にあたっては、各規程に基づき、公正性、適正性を担保し実施している。

FD活動にあたっては、FD部会及び大学院FD委員会の精力的な活動を通じ、各学部・各研究科において組織的に実施している。

教員・教員組織の点検・評価にあたっては、各学部・学科及び各研究科・専攻において、自己点検・評価規程及び自己点検・評価規程細則に基づいた活動を行うとともに、教授会や研究科委員会等の折にも自律的に教員・教員組織に関する事項を見直し、改善・向上を図っている。そのうえで、教学マネジメント委員会、全学点検評価委員会及び内部質保証推進委員会が関与し、全学的に教員・教員組織の適切性について検証している。

以上のことから、一部に関して継続的な検討が求められるものの、教員・教員組織については、大学基準に照らして良好な状態にあり、概ね適切であると言える。

## 第7章 （基準7）学生支援

### 1. 現状説明

点検・評価項目1：学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点①：大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

<大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示>

本学は、建学の精神を踏まえて、「学生支援の方針」を定めている（資料7-1【ウェブ】）。「学生支援の方針」は、2015年度に西南ビジョンに基づいて策定し、2020年度には、学生自身が建学の精神に基づいて主体的に、また目標を持って学生生活、修学及び進路選択ができるように学生の多様な活動を通じた成長を促すことを目的として設置した学生支援見直し検討委員会において、「学生支援の方針」を検証し、修正した（資料7-2、7-3、7-7、7-8、7-154、7-155）。

「学生支援の方針」は、「学生が自律して学び、自らが掲げた目標を達成することにより、自身の成長を実感できる学生を育てるために、教職員が『学生と共に成長する』という意識の下に、学生からの情報、意見及び要望の収集並びに交換に努め、学生を支援する体制を充実させ、入学から卒業までの一貫した学生支援を行う。」という考えに基づき、修学支援、学生生活支援、障がいのある学生に関する支援、進路支援の4つに分けて方針を定め、それぞれの方針において、必要な取組の種類や内容等を明確に定め、明示している。

「学生支援の方針」は大学ホームページに掲載し、学内外に広く公開している（資料7-1【ウェブ】）。

以上のとおり、本学の学生支援については、建学の精神を踏まえて「学生支援の方針」を明確に定め、大学ホームページで適切に公表している。

点検・評価項目 2：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点①：学生支援体制の適切な整備

評価の視点②：学生の修学に関する適切な支援の実施

- ・学生の能力に応じた補習教育、補充教育
- ・正課外教育
- ・自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談対応、その他学習支援
- ・オンライン教育を行う場合における学生の通信環境への配慮（通信環境確保のための支援、授業動画の再視聴機会の確保など）
- ・留学生等の多様な学生に対する修学支援
- ・障がいのある学生に対する修学支援
- ・成績不振の学生の状況把握と指導
- ・留年者及び休学者の状況把握と対応
- ・退学希望者の状況把握と対応
- ・奨学金その他の経済的支援の整備
- ・授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点③：学生の生活に関する適切な支援の実施

- ・学生の相談に応じる体制の整備
- ・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備
- ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮
- ・人間関係構築につながる措置の実施（学生の交流機会の確保等）

評価の視点④：学生の進路に関する適切な支援の実施

- ・キャリア教育の実施
- ・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備
- ・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施
- ・博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供

評価の視点⑤：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

評価の視点⑥：その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

<学生支援体制の適切な整備>

学生支援を行うための体制は、「学生支援の方針」に沿って修学支援、生活支援、障がいのある学生に関する支援、進路支援に係る体制を整備しており、教員組織及び関連部署が「学生支援の方針」や課題を共有し、教職協働で方針に沿った適切な支援を行っている。

修学支援は教務部会議が主に所管している。教務部会議は教務部長を議長とし、学科主任等、課程主任及び言語教育センター主任を構成員としている（資料 3-2）。生活支援は学生部会議が主に所管している。学生部会議は学生部長を議長とし、学生主任を構成員としている（資料 3-2）。障がいのある学生に関する支援は保健委員会及び学生相談室が主に所

管している。保健委員会は学生部長を委員長とし、学生主任、学生相談室主任、学医、常勤カウンセラー（事務局専門職員）、保健師のうちから学生部長が指名する者1名、学生支援部事務部長、学生課長、大学院課長を構成員としている。学生相談室は相談室主任、常勤カウンセラー（事務局専門職員）、常勤カウンセラー（契約職員）、非常勤カウンセラー、学医（精神科医）を構成員としている（資料7-4～7-6）。進路支援はキャリアセンター長、各学部長（大学院学務部長を含む）、各学部の専任教員のうちからそれぞれ1名以上、センター長の推薦に基づき学部教授会の承認を得た者、学生支援部事務部長、就職課長を構成員とした西南学院大学キャリアセンター委員会の下で行っている（資料3-12）。

学生支援業務に関する部局として、教育支援部に配置されている教務課、言語教育センター事務室及び大学院課が主に修学支援を担っている（資料6-7）。また、学生支援部に配置されている学生課及び就職課が主に生活支援及び障がいのある学生に関する支援、進路支援を担当している（資料6-7）。各部署は、適宜、情報を共有しながら、連携及び協力して学生支援を行っている。

2020年度に、学生自身が、建学の精神に基づいて主体的に、また目標をもって学生生活、修学及び進路選択ができるように、学生の多様な活動を通じた成長を促すことを目的として、教学マネジメント委員会の下部組織として、学生支援見直し検討委員会を設置した（資料7-7、7-8）。学生支援見直し検討委員会は、学生支援に係る体制及び取組の整備状況の確認及び改善等について協議し、学生支援見直し検討委員会で取組むべき課題として、①SA・TAの育成及びSA・TAの活用（学内アルバイトの拡充）、②ピアサポートの制度化と運用及び③学修ポートフォリオの構築と運用を設定した（資料7-9、7-10）。

①SA・TAの育成及びSA・TAの活用（学内アルバイトの拡充）については、学生課が調整役として教務課、教育・研究推進課及び図書情報課と連携して検討を進め、学生アシスタント、SA・TAを雇用している部署間で連携し、制度を構築し、運用することとなった（資料7-9～7-12）。②ピアサポートの制度化と運用については、学生課が主導のもと学生支援に係る各部署が連携して制度を設けて運用することとなった（資料7-9～7-12）。③学修ポートフォリオの構築と運用については、学生課が主導し、学生支援に係る各部署が連携して学修ポートフォリオの構築を進め、2023年度から運用を開始した（資料7-9～7-11、7-13～7-15）。

なお、学生支援見直し検討委員会については、設置時の予定どおり2023年3月31日をもって廃止し、同委員会の所管事項や抱える懸案については、既存の組織を活用して連携して課題に取り組むこととなった（資料7-16、7-17）。

#### <学生の修学に関する適切な支援の実施>

##### ・学生の能力に応じた補習教育、補充教育

本学では、補習教育、補充教育として入学前教育、初年次教育、図書館での文献検索、資料収集及びレポートの添削指導等を実施し、学生の能力に応じた学生の能力向上を図っている。

入学前教育においては、学校推薦型選抜や総合型選抜の入学試験で合格した者に対し入学前学習講座の受講、TOEIC等の語学力検定テストの受検、課題図書に対するレポートの作成等を課し、入学後の円滑な高等教育への接続を実現している（資料7-18、7-19）。

また、全学部の学生に対して、「入学手続きのしおり」4頁に記載のとおり、英語プレイスメントテストとして英語の検定試験である TOEIC-IP テストを入学前に実施し、そのスコアによりレベル別にクラス編制を行い、習熟度に応じた授業を行っている（資料 7-20）。

初年次教育においては、神学部を除く全ての学部において1年次に演習科目を配置しており、各学部・学科がカリキュラムに沿って、少人数かつ個別の指導を通して大学での学びの基礎となる教育を実施している（資料 7-21）。また、新入生の共通の基本スキル及び学生の学修意識を向上させるために副教材として e-Learning コンテンツを導入し、学内外から自由に自己学修できる環境を整備している（資料 7-22、7-23）。

本学の教育・研究を推進する目的で学部教育推進プログラムを設けており、入学前教育、初年次教育についても各学部からの申請に応じて経費の補助を行い、学生の費用負担軽減、教育効果の向上を図っている（資料 7-24、7-25）。

図書館での文献検索、資料収集及びレポートの添削指導においては、図書館にラーニングサポートエリアを設け、TA 及び SA がレポートの書き方やまとめ方、資料の探し方、情報検索の仕方、発表やプレゼンの準備・練習等、自らが考え、調べ、表現する力を伸ばすためのサポートを行っている（資料 7-26【ウェブ】）。

なお教学マネジメント委員会においては、大学での学修及び社会に必要な基本的知識やスキル、姿勢を涵養する全学的な教育の実施のため、2023 年度からスタディスキル科目を導入するとともに、ラーニングサポートセンターを設置した（資料 7-27～7-35）。

大学院においては、2019 年度から大学院チューター制度を導入し、外国人留学生への支援として、日本語を母語とする大学院生による修士論文の添削等を行っている（資料 7-36、7-37）。

#### ・正課外教育

建学の精神を具体化する場としてチャペルアワーを実施している（資料 7-38【ウェブ】）。チャペルアワーはキリスト教の礼拝形式で行われ、学内外から招かれた講師が週ごとに設けられたテーマに沿って講話している（資料 7-39）。チャペルアワーは授業期間中の毎週火・水・木曜日に実施し、1年に2回、ロングチャペルの時間を設けている（資料 7-40、7-41）。

ボランティア活動を支援及び促進するためにボランティアセンターを設置している（資料 3-15）。ボランティアセンターにボランティアセンター運営委員会を置き、5つの分野（災害、国際協力、教育、福祉、環境）を活動の柱と定めて、ボランティア活動の企画及び立案を行っている（資料 7-42、7-43）。本学では、ボランティア登録制度を用いて、登録した学生に対して、学内外から寄せられたボランティア情報をメールで配信している（資料 7-44、7-45）。2022 年度のボランティア登録学生は 1,452 名にのぼり、本学学生のボランティアへの関心の高さを示している。ボランティアの事例として、一般財団法人日本国際飢餓対策機構の協力のもと 2003 年度からフィリピンの貧困地域で海外ボランティア・ワークキャンプを実施している。「2022 年度ボランティアガイドブック」14 頁に記載のとおり、海外ボランティア・ワークキャンプでは、マニラ郊外にて教育施設の整備や子どもたちへの衛生教育等を行い、学生が国際的な社会問題について直接学び、課題解決のために考え実行する機会となっている（資料 7-46）。なお海外ボラン



ティア・ワークキャンプは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により実施できない状況が続いていたが、2022年度は3年ぶりに再開でき、2023年2月24日から3月3日にかけて実施された海外ボランティア・ワークキャンプには12名の本学学生が参加した（資料7-47～7-49）。なお、2023年4月のチャペルアワーでは、参加学生が海外ボランティア・ワークキャンプでの活動内容を報告した（資料7-50【ウェブ】、7-51）。

本学の教育効果や質の向上を図るための支援制度として教育支援プログラムを提供し、毎年、多種多様な研修やプロジェクトの実施を支援している（資料7-52【ウェブ】）。各学部・学科におけるプロジェクト型・問題解決型学習(Project/Problem Based Learning)を中心とする新しい取組を意識した教育を支援するために、学部教育推進プログラムを実施している（資料7-24）。学部教育推進プログラムに関しては、チューターによる正課外学修支援制度を整備している（資料6-31、6-32）。また、学生の主体的な学びを実現するために、学生グループでの特色あるプロジェクトを募集し、採択された取組を支援する学生創発プロジェクトを実施している（資料7-53、7-54）。2022年度は、3件のプロジェクトが採択され、実施内容は大学ホームページにて公開している（資料7-52【ウェブ】）。2022年度の最終審査会で1位を取得したKARDIANOIA 模擬入管は、学生が講義の受講や入国管理センターへの訪問等を通して入国管理や難民の問題について学び、そこで得た知識をもとに一般市民も参加可能な講演会等を実施した（資料7-55）。また、2位を獲得したPEERS MEGは、学生目線で合理的配慮について記載した「みんなちがってみんない。～学内の「バリア」をなくすために～さまざまな“配慮”について」を刊行した（資料7-56）。さらに、2022年12月には西南学院小学校において4年生に授業を行い、障がいや障がい者へのサポート、PEERS MEGの活動等について説明した（資料7-57【ウェブ】）。学生の国際感覚を養うための正課外教育として日本人学生と留学生が国際交流できるスペースとしてGlobal Student Loungeを設置し、年間を通して国際交流イベントを実施している（資料7-58）。Global Student Loungeでは、毎月定期的に1、2回のイベントを実施し、毎回30～40人の日本人学生及び留学生が参加している。イベント実施にあたっては、国際センター公認の学生団体であるSeinan Global Societyが主体となり、イベントの企画・運営を行っている。Seinan Global Societyには、常時20人ほどの学生が所属している。新メンバーの募集は、所属学生により応募書類の審査、面接が行われ、トライアル期間を経て、正式メンバーに採用している（資料7-156）。国際交流イベントの企画・運営からメンバーの募集・採用まで部員だけで行っており、ピアサポート体制が構築されている。また、2020年度には既存の3つの学生寮を再編し、様々な国籍や文化をもつ学生が混住する混住型国際教育寮（インターナショナルハウスⅠ、Ⅱ、Ⅲ）として新たに設置、運営している（資料7-59【ウェブ】）。混住型国際教育寮の運営は、RA（レジデント・アシスタント）と呼ばれる寮生のリーダー役となる学生が中心となり行っている。RA（レジデント・アシスタント）は、日本人学生と留学生が安心して寮生活を送れるように寮生の相談役となるだけでなく、寮生間の交流を促進するイベントの企画及び運営等を行っている（資料7-60【ウェブ】）。混住型国際教育寮には、共有のキッチンやラウンジ、談話室等、留学生と交流できるスペースを複数備えており、日本人学生と外国人留学生とが共同生活を通して多文化共生を実践している。年間を通して、ウェルカムパーティー、お月見会、ハロウィンパーティー、サンクスギブ

ング、クリスマスパーティー、豆まき大会等のイベントを実施し、日本人学生と外国人留学生が日本や海外の文化を理解し、親睦を深める機会となっており、混住型国際教育寮で生活した外国人留学生、日本人学生どちらの満足度も高い（資料 7-157、7-158）。このような活動を通して、異文化を理解する力や語学力に加えて主体性や創造性等の能力を育成している。

言語教育センターでは、外国語教員や学部生・大学院生の指導により外国語会話の学習方法を学び実践する語学ラボや、派遣留学経験者とのフリートークを通じて会話の練習ができるワールドカフェ等、複数の課外プログラムを無料で提供している。プログラムには、日本人学生だけではなく外国人留学生が参加することもあり、語学力だけでなく異文化理解を深める機会となっている（資料 7-61）。さらに語学学習の効果的な学習方法及び教材や参考書籍の推薦などについて相談や質問ができる制度として、外国語教員によるオフィスアワーを週回数設けている（資料 7-61）。

宗教部では、宗教部傘下の学生団体である外国語バイブルクラスの活動を支援することを通して、各国の言語や文化、また聖書に関する自主的な学修を促進している（資料 7-62）。

- ・ 自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談対応、その他学習支援

自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談については、内容によって所管部署が電話やメール、窓口で対応している（資料 7-63【ウェブ】）。また学習支援として、情報処理センターにおいて遠隔授業の受講に関するウェブサイトを開設し、公開している（資料 4-142）。

また学生が持参したパソコン又は貸出パソコンが利用できる専用教室を設置し、授業形式が対面、遠隔と混在する状況に対応している（資料 7-64）。さらに学内各施設に無線 LAN（Wi-Fi）を設置し、個人のパソコンやスマートフォンをインターネットに接続できる環境を整備している（資料 7-65、7-66）。

- ・ オンライン教育を行う場合における学生の通信環境への配慮（通信環境確保のための支援、授業動画の再視聴機会の確保など）

遠隔で実施する授業については、西南学院大学における「多様なメディアを高度に利用して行う授業」の実施等に関する内規を定め、授業時間や修得単位数等を定めている（資料 4-116）。

その上で学生への通信環境への配慮として、自宅の通信環境が整わない学生向けに、Wi-Fi を利用できる教室を開放している（資料 7-64）。また新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、オンライン形式での授業が増加していた状況に鑑み、学生の通信環境への配慮として携帯端末専用の学内 Wi-Fi サービスである NeMoS をパソコンでも利用できるようにしている（資料 7-64）。さらに、動画コンテンツのような大容量のファイルにも対応できるよう Google と提携をしており、Google ドライブを活用し、教員が作成した動画コンテンツや授業動画等を学生が視聴できる環境を整備している（資料 7-67）。

就職支援においては、授業の合間に学内からオンラインでの企業説明会や選考等への参加を希望する学生への配慮として就職課内に半個室ブースを試行的に設置し、運用し

ている（資料 7-68）。

- ・留学生等の多様な学生に対する修学支援

留学生に対する支援は国際センターがその役割を担っている。国際センターは国際センター所長を委員長として、国際センター主任及び各学部の代表者で構成される国際センター委員会の下で運営している（資料 3-9）。

学部留学生に対する支援として、国際センターにおいて、入学時オリエンテーション、履修指導、奨学金の支給及び就職情報の案内等の学生生活全般における支援を行っている。毎年、「学部留学生のための学生生活ハンドブック」を発行し、学年暦や在留資格、奨学金制度、アルバイト等、大学の基本的な情報や留学生が日本で生活するにあたって役立つ情報を掲載している（資料 7-69）。さらに国際センター主任及び職員が、留学生に対し、年間複数回の面談を実施し、学修や学生生活等に関する相談の機会を設けている。

また留学生を対象とした授業料減免及び学習奨励金の制度を設けて、留学生の修学を経済面でも支援している。授業料減免額は他大学と比較しても手厚く、年間授業料の 50%相当額を減免している（資料 7-70【ウェブ】）。

大学院においては、大学院課が国際センター事務室と連携して留学生の修学を支援している。上述のとおり、2019 年度から大学院チューター制度を導入し、大学院生による留学生の修士論文の添削等を行っている（資料 7-36、7-37）。

- ・障がいのある学生に対する修学支援

障がいのある学生に対する修学支援については、2015 年度に教職員向けに発行した「西南学院大学における障がい学生修学支援ガイド」に基づき、統一的な認識のもと全学的な支援体制を構築している。主に身体障がいについては保健委員会が、発達障がい及び精神障がいについては学生相談室が中心となって支援を実施している（資料 7-71）。

身体障がいのある学生に対する修学支援は、「西南学院大学における障がい学生修学支援ガイド」8-9 頁に記載のとおり保健管理室が窓口となり、障がいのある学生の申し出に基づいて、学医及び保健師、所属学部の学生主任、教務課等の関連部局にて面談を行い、支援のニーズや相談内容の開示範囲について確認を行いながら支援を行っている。修学支援会議において、学生主任を中心に支援の目的、具体的支援について検討し、必要に応じて保健委員会を開催して支援方針や支援内容を審議・決定している（資料 7-71）。

発達障がい及び精神障がいのある学生に対する修学支援は、「西南学院大学における障がい学生修学支援ガイド」10-11 頁に記載のとおり、学生相談室が窓口となり、個別カウンセリング等を通して当該学生の学生生活への適応を支援している。また必要に応じて学生のための支援会議を開催し、関連部局、教員と連携しながら支援を実施している（資料 7-71）。

加えて定期健康診断時の調査において身体的及び精神的な障がいがある、もしくは、悩みがある旨回答した学生に対して、保健管理室又は学生相談室から連絡し、支援につなげている（資料 7-71）。また、「西南学院大学における障がい学生修学支援ガイド」12-21 頁に記載のとおり、障がいのある学生の能力が発揮され、努力に見合った成果を出すことができるように、教員や関係部局と連携して、授業や試験等に関する環境を整備し

ている（資料 7-71）。このように教職員が一体となり、障がいのある学生の修学支援を実施し、学生の安定した学生生活の実現につなげている。

また、障害者差別解消法の改正に伴って私立大学の合理的配慮への対応が義務化されることに際して、2023 年度から学生部会議において、組織体制や規程の整備、合理的配慮の提供フローの再構築を進めており、2024 年度から各学部・各研究科・各部局が連携し、組織的に対応することが決定した（資料 7-159～7-161）。

- ・成績不振の学生の状況把握と指導
- ・留年者及び休学者の状況把握と対応
- ・退学希望者の状況把握と対応

成績不振の学生及び留年者、休学者、退学の恐れがある学生については教務課が主体となり、学修の継続に困難を抱える学生を早期に発見し、支援につなげるために、成績不良者面談や履修規程第 12 条該当者通知を実施している。

教務課において、前年度の修得単位数を基に成績不振の学生をリスト化し、状況把握の上で、該当学生に対して教務課員が面談指導を行っている（資料 7-72、7-73）。学生の成績は保証人にも通達し、保証人と連携して支援及び対応を行っている。また履修規程第 12 条該当者通知として、在学 2 年間における修得単位数が本学の履修規程第 12 条に定める最低必要単位数に満たない学生に対しては、同規程に基づき在学期間を 1 年延長する旨、保証人及び学生に通達している（資料 4-19、7-74）。

成績不振や長期欠席等については精神的な問題が起因となっていることもあり、そのような学生にはまず学生相談室が対応し、学科主任、学生相談室主任、教務課、学生課、保健管理室及び学生相談室で構成される支援会議で情報共有し、支援につなげている（資料 7-75）。休学者及び退学者の状況は、学籍相談対応や支援会議への出席を担当する学生主任が学部教授会において共有し状況を把握しており、教職員が一体となって修学に困難を抱える学生への支援に携わっている（資料 7-76、7-77）。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、教務課員と学生による対面での面談が実施できず、またオンライン授業が主流となったことで学生間の交流が減った状況を鑑み、教務課が主体となり、2021 年度から学生が学修方法を教え合う学修支援コミュニティである TSUNAGARU コミュニティを運営している。教務課は、履修単位をすべて修得している学生をメンターとして募集し、Slack を活用した学修相談会やメンターによる学修方法等に関するコラムの連載、Webex を活用したオンライン勉強会等、多岐にわたって活動を行い、学生間の学修に関する協力体制の構築、ひいては成績不良者の減少を目指している。2022 年度は 39 名の学生がメンターとして活動を支え、約 100 名の学生がコミュニティのメンバーとなり活動に参加している（資料 7-78～7-81【ウェブ】）。

- ・奨学金その他の経済的支援の整備

本学は、本学独自の奨学金、日本学生支援機構奨学金、地方公共団体の奨学金及び民間団体の奨学金等の奨学金制度を設けている（資料 7-82【ウェブ】、7-83【ウェブ】、大学基礎データ表 7）。本学独自の奨学金としては、西南学院大学給付奨学金、西南学院大

学緊急支援特別奨学金、西南学院大学成績優秀者奨学金、西南学院大学教職員による奨学金、C.K. ドージャー記念奨学金等を設けている（大学基礎データ表 7）。例えば、西南学院大学教職員による奨学金は 2011 年 4 月に設置し、教職員有志による寄付を原資とし、学資の援助が必要な学修意欲のある学生に支援を行っている（資料 7-84）。

大学院においては、大学院特別奨学生奨学金、大学院給付奨学金及び大学院私費外国人留学生授業料減免等の制度を設けて、支援を行っている（資料 7-85【ウェブ】、大学基礎データ表 7）。

- ・授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

授業その他の費用や経済的支援に関する情報は、「入学案内」や「学生手帳」、「学生生活の手引き」、大学ホームページに掲載し、学生や受験生、保護者が確認できるようにしている（資料 1-10、7-86～7-88【ウェブ】）。また、経済的支援に関する情報は、ポータルサイトで随時周知している（資料 7-89）。

#### <学生の生活に関する適切な支援の実施>

- ・学生の相談に応じる体制の整備

本学では学生相談室を設置し、学生が抱える諸問題に関する相談に対応し、学生が安定した学生生活を過ごせるよう支援している。学生相談室は、学生部長を委員長として、学生相談室主任、常勤カウンセラー、学医及び保健師、学生部長の推薦に基づいて学長が委嘱する教員若干名、学生支援部事務部長及び学生課長で構成する学生相談室運営委員会の下で運営している（資料 7-5、7-6）。学生相談室の相談員として、常勤カウンセラー（専任職員）1 名、常勤カウンセラー（契約職員）1 名及び非常勤カウンセラー 5 名、並びにインテーカー 1 名を配置し、学生の相談に応じている（資料 7-90～7-92）。2022 年度の学生相談室の延べ相談件数は 2,352 件であった（資料 7-93）。

学生相談室は、相談室の利用促進のため、大学院生や卒業生がメンター（相談役）として相談に対応する取組である寺子屋や、学生を対象としたメンタルヘルスに関するセミナーの開催を行っている（資料 7-90、7-91【ウェブ】）。メンタルヘルスセミナーは、2022 年度は 5 回開催しており、参加学生からは概ね好評であった（資料 7-162）。また、学生相談室に関する情報を掲載した「学生相談室たより」の発行を行っている（資料 7-92）。さらに上述のとおり、定期健康診断時の調査結果を活用して、学生相談室又は保健管理室から障がいがある又は悩みがある旨回答した学生に連絡し、支援につなげている。

学生相談室は、障がいのある学生や心理的、精神的不調を抱えている学生に対し、それぞれの特性や状態、支援のニーズに応じた修学支援や進路支援を行うため、各学部の教員や教務課、就職課等の支援関係者と連携しながら支援を行っている。その事例として、学生相談室及び就職課が共催で、共催企業の協力のもと障がいのある学生や心理的、精神的不調を抱えている学生、進路や就職活動に不安や悩みがある学生を対象とした就職支援プログラムとして西南プログラムを実施している（資料 7-94）。当プログラムは、学生の状況や状態に応じ履歴書・エントリーシート対策や面接練習等のワークショップを、就職活動に関する悩みを共有するお悩み相談タイムを交えながら実施し、参加学生が安心して就職に向けて歩みを進めることができる内容となっている。2022 年度は、10

名の学生を対象に実施し、就職活動への不安を軽減することが出来た（資料 7-163）。また、全学的な支援体制を構築するため、学生相談室は、支援関係者との情報共有や支援内容に関する協議に加え、毎年、教職員を対象に、心の問題を抱える学生や多様な背景を持つ学生への支援に関する研修会を開催している（資料 7-95）。2022 年度は、73 名の教職員が出席し、アンケートに回答した全ての教職員が「大変参考になった」「参考になった」と回答した（資料 7-164）。

・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備

西南学院ハラスメント防止・対策に関する規程に基づき教員組織及び職員組織それぞれにハラスメント防止対策委員会を設置し、ハラスメントの未然の防止及び排除のための措置、並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置の体制を整備している。さらに学生及び教職員を対象にリーフレットを配付し、啓発に努めている（資料 7-96、7-97）。併せて学生及び教職員の相談窓口として相談員を配置し、「学生手帳」「学生生活の手引き」及び大学ホームページへの掲載を通じて学内に周知している（資料 7-86、7-87、7-98【ウェブ】）。また「西南学院ハラスメント防止・対策ガイドライン」を作成し、大学ホームページにて公開している（資料 7-98【ウェブ】）。

・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

本学では、心身の健康に関する情報を提供し、食事、運動、病気の自己管理方法等健康に関する多様な相談に応じるために保健管理室を設置している（資料 7-4）。保健管理室では、怪我や体調不良等の応急処置を始め、定期及び臨時の健康診断、学医及び保健師による健康相談等を実施している。定期健康診断は、学校保健法に基づき、年に 1 回、3 月に全学生を対象に実施している（資料 7-99）。

新型コロナウイルス感染症への対応として、西南学院大学危機管理規程に基づき 2020 年 2 月に設置された新型コロナウイルス感染症対策本部の統括のもと大学ホームページに特設ページを設け、学生、教職員等に行動指針を示すとともに、情報提供や注意喚起を行っている（資料 7-100、7-101）。学生に対しては、保健管理室が作成した「新型コロナウイルス感染症対応フロー」を用いて、罹患した場合や感染の疑いのある場合の行動指針を示している（資料 7-102）。また、新型コロナウイルス感染症に関する情報提供や注意喚起を行うため、適宜ポータルサイトを通して新型コロナウイルス感染症に関する情報を発信し、学内の感染症蔓延の防止に努めている（資料 7-103）。また、基礎疾患を持ち、配慮を希望する学生については、申し出に基づいて配慮許可証明書を発行するとともに、受講する科目において教員が配慮するよう対応した（資料 7-104～7-107）。

・人間関係構築につながる措置の実施（学生の交流機会の確保等）

人間関係構築につながる措置として、上述のとおり、2021 年度に教務課が主体となり、TSUNAGARU コミュニティを立ち上げ、学生が交流できる機会を提供している（資料 7-78～7-80）。

学生相談室では、ピアサポートとして学生相談室利用学生によるグループ活動の機会を提供している。この取組は、学生のメンタルケアに加えてソーシャルスキルを身に付

ける機会となっている（資料 7-90）。

その他、上述のとおり、Global Student Lounge では、Seinan Global Society が主催して、日本人学生及び留学生が対面又はオンラインで交流できるイベントを実施している（資料 7-58、資料 7-108【ウェブ】）。

ボランティアセンターでは、ボランティアに興味のある学生を対象とした交流会を実施している。2022 年度はボランティアセンターが主催し、各事務室が募集しているボランティア情報を紹介する学内ボランティア合同説明会を実施した（資料 7-109）。また、複数の学生ボランティア団体がブースを出し、それぞれの活動を紹介するせいなんボランティアカフェを開催した（資料 7-110）。

就職課においては、学生主体でのキャリア支援の拡充等を目的として 2022 年 1 月に就職課直属の学生団体 Branch を設立した。Branch では、就職課員のサポートを受けながら学生が就職イベントの企画立案、運営しており、メンバー同士の協力のもとに職業観を醸成する機会を提供している（資料 7-111、7-112）。

#### <学生の進路に関する適切な支援の実施>

##### ・キャリア教育の実施

2015 年度から、希望する学部・学科においてキャリア教育としてキャリアデザイン講座を開講している。キャリアデザイン講座は、1 年次を対象とした基礎演習の中で原則として 3 コマ連続のコースとして開講している。2022 年度は、商学部商学科、経営学科及び人間科学部児童教育学科、社会福祉学科において開講した（資料 7-113、7-114）。また、演習科目の担当教員からの要望に応じ、就職課員が授業においてキャリア形成や就職活動に関する説明会を行うキャリアゼミナールも実施しており、学生が就職活動に関する知識を習得し、進路について考える機会を提供している（資料 7-115～7-117）。2020 年度にはキャリア教育科目の開講に向けた体制等を検討する「キャリア教育に関する検討委員会」を設置し、検討の結果、2023 年度からの全学的なキャリア教育科目の開講が答申された（資料 7-118）。教学マネジメント委員会等の審議を経てライフデザイン科目を開設する方向性が定まり、科目開設に向けてライフデザイン科目開設準備部会を設置した（資料 7-119～7-122）。2022 年度はライフデザイン科目開設準備部会において、ライフデザイン科目のシラバス作成やゲストスピーカー動画等の教材準備の他、学修ポートフォリオとの連携等について検討・準備を進めた（資料 7-33、7-123）。ライフデザイン科目は、当初予定のとおり 2023 年度に開講した。

##### ・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備

学生のキャリア支援を行うための体制としてキャリアセンターを設置している（資料 3-12）。キャリアセンターは、1 年生のキャリア形成支援から就職活動期における就職支援までを実施している。キャリアセンターにキャリアセンター委員会を設置し、キャリアセンター長を委員長とし、キャリアセンター委員（各学部長及び各学部の専任教員から 1 名ずつ）、学生支援部事務部長及び就職課長を構成員している。キャリアセンター委員会において、教職員間で学生のキャリア支援に関する課題等を共有し、改善に向けた協議を行い、学生支援部就職課がその事務を所管することにより、教職協働でキャリア

支援を実施できる体制を整備している（資料 3-12）。

さらに、国家資格であるキャリアコンサルタントを有するキャリアアドバイザーを配置しており、個々の学生に応じた細やかな支援を行う体制を整備している（資料 7-124【ウェブ】～7-126）。

#### ・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施

本学では、学生一人ひとりの目標や適性にあわせて、それぞれの可能性を引き出すために、キャリア形成支援プログラム、就職支援プログラム、各種試験対策の 3 つの柱を設けて体系的に進路選択に関する支援を行っており、2022 年度は延べ 7,117 名の学生が参加した（資料 7-127【ウェブ】～7-129）。

キャリア形成支援プログラムは、将来に対するイメージや職業観を養うきっかけを学生に提供することを目的とした、1 年生から参加できるプログラムである。入学直後の新入生オリエンテーションから始まり、業界・仕事研究セミナー、OBOG 懇談会等、様々なプログラムを提供している。2022 年度においては、新たな取組として西南キャリア・就活 EXPO を企画、開催した。第 1 部では就職課講師による年次別対策・支援セミナーを、第 2 部では業界・仕事研究フェアと題し、約 30 の企業・団体を招致して対面型の合同説明会を実施した。第 2 部の企画・運営は、学生団体 Branch が担当し、学生自身で出展企業・団体の選定から、出展交渉、学内に向けた参加企業・団体紹介記事の作成、当日運営までを行うことで、学生の目線を活かしたイベントとなっており、参加のしやすさ、スタッフの対応、イベント満足度のいずれも参加学生から非常に高い評価を得た（資料 7-130、7-165）。

就職支援プログラムは、学生が就職活動に必要な知識やテクニックを修得することを目的とした 3～4 年次対象のプログラムである。就職説明会や西南就活フェス、各種就職対策講座に加えて、企業セミナーとして春季集中企業セミナーや学内企業セミナー等を実施している（資料 7-128）。加えて、難関企業・団体等への就職を目指す学生を対象とした就活ゼミナールを実施しており、エントリーシートや面接対策等に関する講座を実践的且つ高度な内容で複数回提供した（資料 7-131）。また 2022 年度から就職スケジュールサポーター制度を設け、就職活動を終えた学生に登録を促し、就職課から就職イベント等への協力を依頼する体制を整備した（資料 7-132）。

各種試験対策は、教員や福祉関連、公務員等、特殊な試験対策が必要な業界に特化した内容のプログラムで、試験対策説明会や試験対策講座を実施している（資料 7-128）。

その他、上述のキャリアアドバイザーや就職課員による個別相談、西南就活フェスにおける内定者による個別相談会等を通して、個々の学生に応じた細やかな支援を行っている（資料 7-124【ウェブ】～7-126、7-133）。2022 年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を注視しつつ、就職イベントやキャリアアドバイザーとの個別面談を、対面及びオンラインを使い分けながら実施した（資料 7-134、7-135）。進路報告、就職実績に関する情報は、大学ホームページで公開している（資料 7-136【ウェブ】）。

本学は、2021 年度に福岡中央公共職業安定所と外国人留学生の国内就職支援に関する協定を締結しており、日本での就職を希望する留学生を対象に就職課とハローワークが協働し、外国人留学生対象就職イベントやインターンシップを開催している（資料 7-137



～7-141)。

- ・博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供

博士後期課程における学識を教授するために必要な能力を培うための機会については、全学的な取組が無かったことから、2020年度及び2022年度の自己点検・評価結果に基づき内部質保証推進委員会が提言を示し、全学点検評価委員会が助言・指摘を行った(資料7-142、7-143、1-30、1-31)。全学点検評価委員会からの助言・指摘を受け、大学院で検討を行い、2022年度は学内外におけるプレFDに関する情報を収集して「プレFD活動のススメ」を作成することとし、博士後期課程に在籍する大学院生に対して情報の提供を行った(資料7-144、7-145、1-32、1-33)。

#### <学生の正課外活動(部活動等)を充実させるための支援の実施>

本学では、課外活動を行う団体として、体育会、学術文化会、応援指導部、文化部会、その他の公認団体、宗教部グループ活動、スポーツ系及び文化系愛好会がある(資料7-146【ウェブ】)。体育会に所属する各団体へは、西キャンパスグラウンド、東キャンパスグラウンド及び田尻グリーンフィールドを、学術文化会等に所属する各団体へは西南会館を提供して活発な活動を促している(資料7-147【ウェブ】)。また活動を支援することを目的とした経費補助として、課外活動における学外施設使用費、用具購入費及び大会遠征費補助の制度を設けている(資料7-148～7-150)。

本学では、チャペルクワイア、ハンドベルクワイア、外国語バイブルクラス等のキリスト教に関する団体の活動が盛んであり、キリスト教活動支援課が主体となり、紹介冊子等の作成、新入生勧誘支援、活動場所の提供及び外部からの出演依頼に関する調整等を通じて活動を支援している(資料7-62)。

#### <その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施>

学生と学長が同じテーブルで昼食を囲みながらカジュアルな雰囲気に対話する取組である学長ランチを毎年複数回実施しており、学生の学生生活の状況や大学への要望等、学生の意見を学長が直接聞く機会となっている(資料7-151【ウェブ】)。また、学生の要望を収集するために、学内に学長意見箱を設置している。学長意見箱の内容は、秘書課が集約し学長に報告するが、必要に応じて学長の命によって大学事務長、担当部署へと伝達され、改善につなげている。

その他、学生の要望に対応する取組として、「本学及び西南学院大学学生自治会との連絡を密にし、もって相互の理解及び融和とを深め全学一体となって、学生生活の向上及び建学の精神の昂揚を期すること」を目的として、大学と西南学院大学学生自治会との間に西南学院大学及び西南学院大学学生自治会による協議会を設置していた(資料7-152、7-153)。2023年度に学生自治会は、現状を踏まえ、「すべての学生のための組織」とするために、学生自治会の組織体制を改編することを学生大会で決議し、西南学院大学学生自治会から西南学院大学学友会へ組織改編した(資料7-166)。西南学院大学学友会は、「西南学院大学の学生が協力し、建学の精神に則り、学生の自治と学問の自由を確立させ、学生生活全

般の充実向上に努めるとともに、本学ならびに地域社会の発展に寄与すること」を目的としている。西南学院大学学友会は、学友会事務局の学生によって主体的に運営されており、必要に応じて、学生課がその運営を支援している（資料 7-167【ウェブ】～7-169）。

以上のおり、本学では、「学生支援の方針」及び各種規程に基づき、教職協働で学生生活の支援体制を整備しており、修学支援、生活支援、障がいのある学生に関する支援、進路支援を適切に行っている。

点検・評価項目 3：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点①：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点②：点検・評価結果に基づく改善・向上

<適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価>

本学では、内部質保証に関する規程、自己点検・評価規程及び自己点検・評価規程細則に基づき、毎年「自己点検・評価実施要領」を作成し、定期的に学生支援に関する適切性を検証している（資料 2-3【ウェブ】～2-5【ウェブ】）。

2022 年度においては、各部局が「自己点検・評価実施要領」に基づき自己点検・評価シートの大学基準 7（学生支援）の点検・評価項目に沿って、根拠資料をもとに自己点検・評価を実施した（資料 2-2）。続いて基本問題点検評価委員会が自己点検・評価シートの内容を検証した上で自己点検・評価報告書を作成し、これらに対する全学点検評価委員会の検証結果をもとに、内部質保証推進委員会が大学基準 7（学生支援）について 2 件の提言を策定した（資料 2-21～2-23、1-28、2-24、2-26、2-27、2-30、2-31、2-35、2-36）。全学点検評価委員会は、内部質保証推進委員会から受けた提言について審議し、基本問題点検評価委員会を通じて各部局に助言・指摘を行った（資料 1-30、1-31、2-38）。助言・指摘を受けた各部局は改善活動に取り組み、改善状況については、基本問題点検評価委員会及び全学点検評価委員会を通じて、内部質保証推進委員会に報告し、進捗を管理している（資料 2-40、2-41、1-32、1-33）。

<点検・評価結果に基づく改善・向上>

学生支援に関する自己点検・評価結果に基づく改善・向上の事例として、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供に関する取組の実施が挙げられる。

2022 年度においては、2020 年度からの継続事項として、2022 年度自己点検・評価報告書に基づき内部質保証推進委員会が提言を示し、提言を受けた全学点検評価委員会が大学院に対し、「博士後期課程において、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供に関する取り組みの実施が望まれる。」との助言・指摘を行った（資料 7-142、7-143、1-30、1-31）。自己点検・評価結果に対する対応・改善状況管理シート No. 67 のとおり、この助言・指摘に基づき、大学院で検討した結果、学内外におけるプレ FD に関する情報を収集して「プレ FD 活動のススメ」を作成することとし、博士後期課程に在籍する大学院生に対して情報の提供を行った（資料 7-144、7-145、1-32、1-33）。

## 2. 長所・特色

本学の学生支援における長所・特色は大きく3つある。

1つ目は、学修の継続に困難を抱える学生への丁寧な支援である。本学は、学生の実態を把握し、問題や悩みを抱えた学生を早期に発見及び対応することに重きを置いている。上述のとおり、成績不良者面談、履修規程第12条該当者通知や健康診断時の保健面接及び学生相談室による個別カウンセリング等を通して問題や悩みを抱える学生を早期に把握し面談を実施する等、丁寧な支援が退学率の低さにつながっている。

2つ目は、障がいのある学生への組織的な支援である。障がいのある学生への支援は、「障がいのある学生に関する支援方針」及び「西南学院大学における障がい学生修学支援ガイド」に基づき、保健管理室及び学生相談室が主体となり実施し、学生相談室と就職課が共催で就職支援プログラムを実施する等、全学的な支援体制を構築している。また、合理的配慮の義務化に際しては、学内体制の整備を行っており、2024年度から、各学部・各研究科・各部局が連携し、組織的に対応する予定である。

3つ目は、学生の主体的な活動を教職員が支援し、相互に連携することで、本学の学生支援を活性化している点である。国際交流においては、学生団体 Seinan Global Society や RA (レジデント・アシスタント) が様々な国際交流イベントを実施しており、学生が主体的に国際交流を活性化させている。ボランティアにおいては、せいなんボランティアカフェ等を通して、学生自身が学生のボランティア参加へのきっかけを提供している。就職支援においては、学生団体 Branch が一部就職イベントを企画立案、運営しており、企画イベントは参加学生から非常に高い評価を得ている。上述したいずれの学生団体の活動も、教職員が適宜アドバイスを行う等の支援を行っている。

このように、学生の主体的な学びを支援するために、教職員だけでなく学生も一体となって学生一人ひとりに寄り添った丁寧な支援を行っていることが本学の学生支援の特徴と言える。

## 3. 問題点

特になし。

## 4. 全体のまとめ

学生自身が、建学の精神に基づいて主体的にまた目標を持って学生生活、修学及び進路選択ができるように、学生の多様な活動を通じた成長を促すことを目的として、またそれらを実現するための環境を整備することが必要であるとの考えにより、「学生支援の方針」を定め、学生及び教職員並びに社会一般に対して、周知・公表している。

本学では、「学生支援の方針」に基づき、教職員が一体となり、問題や悩みを抱えた学生を早期に発見及び対応することに重きを置き、学生に寄り添った丁寧な支援を行っている。また、学生と教職員が協働し、一体となって本学の学生支援に取り組んでいる。

学生支援の適切性の検証については、自己点検・評価規程及び自己点検・評価規程細則に基づき、学生支援に関する各種取組の改善を図っている。自己点検・評価で明らかになった課題については、内部質保証推進委員会が全学点検評価委員会を通して各部局等に提言を行い、改善活動につなげている。

以上のことから、本学の学生支援については、大学基準に照らして良好な状態であり、概ね適切であると言える。

## 第8章 （基準8）教育研究等環境

### 1. 現状説明

点検・評価項目1：学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点①：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

<大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示>

本学では、2011年度に、建学の精神及び使命に基づき、今後のキャンパス整備の方針として、「キャンパスグランドデザイン」を策定した（資料8-1、8-2【ウェブ】）。「キャンパスグランドデザイン」は、「西南学院大学を発信する5つの“顔づくり”」、「未来の大学インフラのあり方を提示するキャンパス」、「地域に開かれ、地域に貢献するキャンパス」の3つのコンセプトを柱としている。策定にあたっては、学生及び教職員の意見を収集し、ワーキングチーム、大学総合計画委員会及び部長会議が連携して検討を行った。「キャンパスグランドデザイン」は、理事会の承認を受けた後に、教職員説明会で周知するとともに、大学ホームページに掲載しており、財政状態や社会環境等に鑑みてフェーズや計画内容の見直しを適宜行っている（資料8-3【ウェブ】～8-5）。

2015年度に本学の教育研究等環境の整備に関する方針として、建学の精神及び使命並びに西南学院ビジョンに基づき、「教育研究等環境整備の方針」を策定した（資料8-6【ウェブ】）。「教育研究等環境整備の方針」においては、「本学は教育研究のビジョンの実現に向けて、一人ひとりの個性を引き出す教育力の充実、総合的な『知』を志向した教育機会の提供、社会を先導し、社会に貢献することを目指した研究機能の充実・強化を目指す。この目標を達成するため、教育研究の質を保証し、学問分野の領域を越えて考え行動することのできる知識と能力を学生に身につけさせると共に、学術研究体制が十分に機能するように、施設、設備、環境の整備を行う。」と定めている。「教育研究等環境整備の方針」についても大学ホームページに掲載している。

以上のとおり、本学は建学の精神及び使命に基づき、今後のキャンパス整備の方針を「キャンパスグランドデザイン」、教育研究等環境の整備に関する方針を「教育研究等環境整備の方針」に適切に明示しており、これらの方針を大学ホームページに掲載して、学生及び教職員に周知し、社会に公表している。

点検・評価項目 2：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点①：施設、設備等の整備及び管理

- ・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備、情報セキュリティの確保
- ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

評価の視点②：教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

<施設、設備等の整備及び管理>

本学は、「キャンパスグランドデザイン」及び「教育研究等環境整備の方針」に基づき、施設、設備等の整備及び管理を行っている（資料 8-1、8-2【ウェブ】、8-6【ウェブ】）。本学の校地は、福岡市早良区の西新キャンパスと、正課外活動の運動場として活用している福岡市西区の田尻校地からなる。校地面積は 223,987 m<sup>2</sup>（大学設置基準：78,200 m<sup>2</sup>）、校舎面積は 90,848 m<sup>2</sup>（大学設置基準：37,054 m<sup>2</sup>）を確保しており、ともに法令上の設置基準を満たしている（大学基礎データ表 1）。

「キャンパスグランドデザイン」に基づき、2020 年度には西新キャンパスにおける新体育館・プール棟の建設を常任理事会において承認し、2021 年度に着工した（資料 8-7）。新体育館は、「学修・研究の機能を満たす空間」、「本学学生および教職員の課外活動および健康増進活動を可能とする空間」、「各種式典に対応できる機能と空間」の 3 つを基本理念としており、これらの理念は、教育力の充実、教育機会の提供、研究機能の充実・強化を目指す「教育研究等環境整備の方針」と整合している。新体育館の新築工事は 2023 年 6 月に概ね終了し、同年 9 月から供用を開始している（資料 8-90）。加えて、2021 年度に、新西南会館の建設を常任理事会において承認し、2022 年度は、設計会社の選定及び基本設計に至る準備を行った（資料 8-8）。新西南会館については、2024 年度に着工し、2025 年度の竣工を予定している。

- ・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備、情報セキュリティの確保

ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備については、西南学院大学情報処理センター規程に基づき情報処理センター委員会を設置して対応している（資料 3-8）。

本学では、全学の IT 環境として「西南学院大学総合情報ネットワークシステム（以下「SAINS」という。）」を整備している。2019 年度の SAINS 更新時には、「機能性、安定性、安全性を維持することで利用者の利便性を維持することはもとより学修者の主体的、能動的な学修への参加を支援する」ことを目的として、最新のシステムを導入するとともに、学内の情報アクセス基盤を強化した（資料 8-9）。

ネットワーク環境については学内各施設に無線 LAN（Wi-Fi）を設置しており、個人機器登録申請を行うことによって学生及び教職員が個人のパソコンやスマートフォンを学

内ネットワークに接続できるようにしている。情報通信技術（ICT）等機器、備品等については、1号館にパソコン教室7教室、大学院にパソコン教室1教室、図書館に自習利用専用のSAINSルームを設け、約650台のパソコンを設置している（資料8-10【ウェブ】、8-11）。なお、パソコン教室はパソコンの利用状況を踏まえて整備している。例えば、1号館のパソコン教室は6教室であったものを2020年度に増設し、7教室とした。学内には、教卓パソコン、プロジェクター、スクリーンを整備したマルチメディア教室が100教室以上あり、ICTを活用した授業を展開することができる。1号館には学生向けパソコン貸出窓口を設置しており、授業利用、自習利用のためのノートパソコンを300台用意して学生の学修を促している。情報セキュリティについては、システム利用時の安全性を維持し、快適に利用できる環境実現のためのウイルスチェック、スパムフィルター、不正侵入防止システム等のサーバ導入や、VPN接続サービス、eduroamサービス等、教育研究活動に資する情報環境等を提供している（資料8-10【ウェブ】）。また、毎年、新入生及び新任職員に、ネットワークシステム利用にあたって、情報倫理テストを受講させている。

SAINSについては、学内ポータルサイトや情報処理センターが編集し、発行する情報誌によって情報提供を行い、学生及び教職員の活用を促進している（資料8-12）。

#### ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保

施設、設備等の維持及び管理については、業者と業務委託契約を締結し、毎年、時期や回数を定めて学内の建物、設備等の保守及び点検を行っている（資料8-13）。業者による点検の結果、問題が見つかった場合は、所管部署である施設課が主体となって、営繕や補修作業を行っている。加えて、警備員による巡回の日誌、技能・労務職員による定期点検報告、各部署からの修繕依頼書等を確認し、必要な対応を行っている（資料8-14～8-16）。施設、設備等の長期的な維持及び管理の計画については、定期点検や過去の更新実績を総合的に勘案し、大学第14次財政計画と連動させる形で施設、設備等の更新計画を策定し、実施している（資料1-20）。

学生の安全及び衛生の管理については、本学学生の健康の保持増進を図ることを目的として西南学院大学保健管理規程を定め、規程に基づき、保健委員会を設置して、学校保健計画及び学校安全計画に関する事項、学校環境衛生の維持改善に関する事項等を審議、実施している（資料7-4）。教職員の安全及び衛生の管理については、教職員等の労働災害及び健康障害を防止するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的として学校法人西南学院教職員安全衛生管理規程及び大学衛生委員会規程を定め、規程に基づき、大学衛生委員会を原則月1回開催し、産業医及び衛生管理者による定期的な職場巡視等を実施している（資料8-17～8-19）。また、防災体制として西南学院大学防火・防災管理規程を整備し、防火・防災対策委員会を設置して、同委員会で決定した年間活動計画に基づき対応している（資料8-20）。防犯体制については、警備業務を警備会社に委託し、巡回、巡視等を行うことで安全確保に努めるとともに、西南学院における防犯カメラの設置及び運用に関する規則に基づき、建物に防犯カメラを設置し、不審者対応等を実施し、安全を確保している（資料8-21）。



・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備

バリアフリーへの対応は、エレベーター、車椅子対応スロープ、車椅子対応多目的トイレ等を設置し、すべての建物において対応が完了している（資料 8-22）。本学では、利用者の快適性に配慮した上で、キャンパス環境を整備している。例えば、2017 年度に供用を開始した新図書館は、静謐を保つべきサイレント・ゾーンと利用者相互の交流を促すアクティブ・ゾーンに分かれており、閲覧席、カウンター席、キャレル席とタイプの異なる席が用意され、個別照明に加えて電源も配備し、別に飲食可能な休憩室も設ける等、利用者がそれぞれの目的に合わせて長時間過ごせるよう、快適性に配慮した環境を整備している（資料 8-23）。

本学では、利用者の多様性にも配慮し、キャンパス環境の整備を進めている。2022 年度には、新西南会館の建設にあたり、オールジェンダートイレゾーンについて、他大学調査や全学生へのアンケート調査、LGBTQ に関心のある学生団体へのヒアリングを行い、専門家の意見も踏まえた上で、多様性に配慮したトイレの設計図を作成した（資料 8-24、8-25）。

・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

学生の自主的な学習を促進するための環境整備として、上述のとおり学内各施設に無線 LAN を設置するとともに、パソコン教室や貸出用ノートパソコン等を整備する等、情報機器を活用した学修ができる環境を整備している。図書館においては、学生のディスカッションや、グループ学習等のアクティブな活動を支援する場として、プレゼンテーションエリア、多目的ホール及びグループ学習室 10 室を設けているほか、学部 3 年生以上の学生スタッフが常駐するラーニングサポートエリアを設置し、学生の能動的な学修をサポートしている（資料 8-26）。言語教育センター棟においては、外国語の修得と語学能力の向上を目的とした自習室であるメディア学習室を設置するほか、語学ラボやワールドカフェ等のコミュニケーションのための無料プログラムの開催、自学自習ができる e-Learning システムの無料提供等、学生の授業外での語学学習を促進する環境を整備している（資料 7-61）。3 号館においては、日本人学生と留学生が交流できる場として、1 階ラウンジを Global Student Lounge と名付け、ラウンジにおける国際色豊かな各種イベントの実施により、学生の国際交流や異文化体験等、キャンパス内での国際交流を促進する環境を整備している（資料 7-58）。

<教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み>

教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取組として、ネットワークシステムの利用にあたり、学部の新入生、大学院の新入生（本学の学部から進学した者を除く）及び新任職員に対し、学習管理システム Moodle を利用した情報倫理の学習及びテストの合格を義務づけている（資料 8-27、8-28）。情報倫理テストの未受験者及び不合格者に対しては、メールや電話による督促や情報処理センター主任との面談により受講を促し、情報倫理の確立を徹底している。情報倫理の学習コンテンツには、インターネットの基本的な注意点やセキュリティ対策、個人情報の漏えい、著作権と個人情報保護法等の内容を含んでいる。これらのコンテンツは、情報技術の発展に合わせて改訂されたものを毎年利用している（資料

8-29、8-30)。なお、新任教員については、2022年度まではオリエンテーションにて学内のネットワーク環境やメールサービス等の説明を行うのみとしていた。しかし、2023年度から新任教員に対しても、新入生及び新任職員と同様に情報倫理の学習及びテストの合格を義務付けた（資料 8-31～8-33）。

以上のとおり、本学では、「キャンパスグランドデザイン」及び「教育研究等環境整備の方針」に基づき、施設、設備等の整備を計画的に進めている。学内には、学修、教育研究活動を展開する上で必要な無線 LAN やパソコン等の機器、備品等を整備しており、図書館、言語教育センター棟、3号館等において、学生の自主的な学修を促している。各施設、設備等については適切な維持及び管理に努め、規程に基づき安全及び衛生を確保している。また、情報倫理テストの実施による啓発活動も含め、情報セキュリティ対策も十分に行われている。

このように、本学における施設及び設備等の整備及び管理や、情報倫理確立のための取組は適切である。

点検・評価項目3：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。  
また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点①：図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・ 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ・ 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- ・ 学術情報へのアクセスに関する対応
- ・ 学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

評価の視点②：図書館サービス、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

< 図書資料の整備と図書利用環境の整備 >

本学では、西南学院大学図書館規程に基づき、図書館資料を収集管理し、本学教職員並びに学生の学術研究及び教養に資することを目的として、図書館本館及び図書館法科大学院分館を置いている（資料3-3）。図書館には、図書館を統轄する館長を置き、館長及び委員をもって構成する図書館委員会において、図書の購入方針や図書館の管理運営等に関する重要事項を審議している。

・ 図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備

図書館本館及び図書館法科大学院分館の蔵書数は、図書1,250,606冊、学術雑誌14,098冊、電子ジャーナルが18,872種である（大学基礎データ表1）。図書は年間2万冊程度を受け入れており、加えて、データベース38種を整備している（資料8-34）。蔵書数は、学術基盤実態調査等における同規模私立大学と比較しても高い水準で推移しており、本学の教育研究に必要な蔵書数を十分確保している。図書、学術雑誌及び電子ジャーナル等は、図書館の専門的な知識を持った職員が総合的な分野を幅広く俯瞰して選書し、整備している。専門分野の図書等については、各学部を選書のための予算措置を行うことで、各分野の要望に対応している。

・ 国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備

国立情報学研究所の目録システム NACSIS-CAT、図書館相互貸借システム NACSIS-ILL に参加し、大学間での所蔵情報の共有や ILL を促進している（資料8-35【ウェブ】、8-36【ウェブ】）。また、学術機関リポジトリデータベース（IRDB）のメタデータ収集に対応した機関リポジトリを構築し、学術情報コンテンツとの連携を実現している。加えて、地方公共団体との相互協力事業として、福岡県図書館情報ネットワークに参加し、県内公共図書館及び一部の大学図書館との ILL を無料で実施する体制を整備している（資料8-37）。

・ 学術情報へのアクセスに関する対応

学術情報へのアクセスに関する対応については、蔵書検索システム（OPAC）によって、所蔵資料を検索できるようにしている（資料8-38【ウェブ】）。OPAC 画面では、専門の ASP

サービスと連携し、図書等の目次やあらすじ情報等を自動リンク表示できるようにしている。加えて、購入した電子ブックの書誌情報の OPAC への登録、リンクリゾルバやディスカバリーサービスの整備により、電子情報と紙媒体の情報と、媒体の境目なく情報検索ができるようにしている。学生及び教職員は、MyOPAC（個人ページ）から、貸出中の資料の確認や貸出期間の延長、資料の予約、学外からの文献取寄せ申込み等を行うことができる。

学外からの電子資料へのアクセスについては、VPN（Virtual Private Network）接続サービスを提供しており、自宅や外出先等からインターネットを使って安全に資料を閲覧することができる。

この他、本学において生産された学術研究成果及び教育成果については「西南学院大学オープンアクセス方針」に基づき、オープンアクセスの推進に取り組んでいる（資料 8-39【ウェブ】）。

#### ・学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

図書館本館は、2017 年度から新図書館として開館し、延床面積は 11,715 m<sup>2</sup>、閲覧席は 1,179 席を整備している（大学基礎データ表 1）。

機能面では、高層部分（4～6 階）は静謐を保つべきサイレント・ゾーンとし、低層部分（1～3 階）は「話す・聞く・考える」活動の場としてのアクティブ・ゾーンとするゾーニングを行っている（資料 8-23）。アクティブ・ゾーンには学生が学修成果をアウトプットするための施設・設備として、グループ学習室 10 室、プレゼンテーションエリア及び多目的ホールを整備し、電子黒板や可動机等を設置している（資料 8-26）。加えて、館内には無線 LAN の整備と併せて、閲覧席に学習スタンドと電源コンセントを設置しており、電子機器のバッテリーを気にせず学修に専念できる環境を整えている。

図書館本館はバリアフリーにも対応し、利用者が外部から図書館に入館する際に段差なしで入館することを可能としているほか、障がい者支援室を館内に 2 カ所設置し、視覚障がい者への対面朗読や聴覚障がい者のオンライン授業受講等に利用している（資料 8-40）。

上述の取組が評価され、本学図書館は 2019 年度に日本図書館協会建築賞を受賞している（資料 8-41【ウェブ】、8-42【ウェブ】）。この賞は、建築としての質はもとより、図書館運営のサービスの質も優れている図書館に授与される賞であることから、本学の図書館は客観的にも高い評価を得ており、学生の学習に配慮した図書館利用環境を整備している。

図書館の開館時間は、原則として、平日 8:30～22:00、土曜日 9:00～20:00、日祝日 13:00～20:00 としている。また、定期試験期間中は、土曜日の開館時間を 9:00～22:00 に延長しており、学生の学習に配慮している。

#### <図書館サービス、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置>

図書館に係る業務を所管する図書情報課には、2022 年 5 月 1 日時点で職員 11 名（専任職員 7 名、非専任職員 4 名）を配置し、そのうち 2 名（専任職員）が司書資格を有している。業務の一部は、業者へ委託し、20 名の業務委託職員が図書業務を担当している。業務

委託職員のうち17名は司書資格を有している。専任職員、非専任職員、業務委託職員を合わせると、司書資格保有者は31名中19名と、図書情報課の職員全体の6割を占める。司書資格を有する専門職員を多く配置することで、図書、学術雑誌及び電子ジャーナル等の選書やレファレンス・サービスの質を高め、学生及び教職員の学修・教育研究活動を支援している。

以上のとおり、本学の図書館は、教育研究活動に必要な蔵書数を十分確保しており、国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや福岡県内の他図書館とのネットワークも整備し、蔵書検索システム(OPAC)やVPN接続により、利用者が学術情報にスムーズにアクセスできる環境を整備している。館内は、利用者がそれぞれの目的に合わせて快適に学修できるように配慮しており、配置する職員の6割が司書資格を保有している。これらの取組により、本学の図書館の入館者数(延べ数)は、2017年度は671,567人で旧図書館(2016年度の入館者数(延べ数)は386,938人)の約1.7倍となり、大幅に増加した(資料8-43、8-44)。新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響により、2020年度の入館者数は98,128人と大幅に減少したものの、2021年度は328,173人、2022年度は467,491人となり、徐々に回復している(資料8-45～8-47)。

このように本学の図書館、学術情報サービスを提供する体制を備えており、適切に機能している。

点検・評価項目4：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点①：研究活動を促進させるための条件の整備

- ・ 大学としての研究に対する基本的な考えの明示
- ・ 研究費の適切な支給
- ・ 外部資金獲得のための支援
- ・ 研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- ・ ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制
- ・ オンライン教育を実施する教員からの相談対応、その他技術的な支援体制

＜研究活動を促進させるための条件の整備＞

本学では、学術研究所規程に基づき、学術の研究・調査及びその成果の刊行を通じて学術の進歩に寄与することを目的として学術研究所を設置し、学術研究所の所管事務局として学術研究所事務室を置くことで、研究活動に対する様々な支援を行っている（資料3-4）。加えて、本学では、2022年度まで、西南学院大学教育・研究推進機構規程に基づき、教育及び研究の水準維持並びに質の向上を図るために、各種事業を企画、立案並びに実施することを目的として、教育・研究推進機構を設置し、教育研究活動の促進を図ってきた（資料3-5）。2023年度からは、教育・研究推進機構を発展的に解消させ、研究分野の後継組織として研究マネジメント委員会を設置し、研究の水準及び質の向上に関する各種事業に、引き続き取り組んでいる（資料8-48、8-49）。

・ 大学としての研究に対する基本的な考えの明示

本学は、大学としての研究に対する基本的な考えに準ずるものとして、建学の精神に基づき、「西南学院大学の研究に関する基本方針」を策定している（資料8-50【ウェブ】）。

「西南学院大学の研究に関する基本方針」においては、「①真理の探究と普遍的な課題解決のための活動を通じ、世界の平和と文化の創造に貢献することを目的とし、研究成果や知見を積極的に社会に還元する。②深遠な学術研究を通じた教育および人間の育成を実施することを認識し、研究者一人一人の自由な発想による研究を行う。③知の拠点として大学の役割を果たすべく、地域社会および産業界や官公庁等との組織的連携を図り、地域に貢献する。④学問的良心と研究者倫理に基づき、不正行為や研究費の不正使用に対して厳しい姿勢で研究を遂行する。」と定めている。これらの内容は学則第1条の研究に関する部分をベースとしており、①は本学の特色であるキリスト教精神を研究全般において具現化するという考えのもと、②及び③は個人研究と共同研究の両方の視点で研究を活性化するという考えのもと、④は不正行為をせず研究者倫理に基づいて研究するという考えのもと策定している（資料8-91～8-95）。「西南学院大学の研究に関する基本方針」は大学ホームページに掲載し、学生及び教職員並びに社会に広く公表している。

・ 研究費の適切な支給

個人研究費規則に基づき、研究計画の遂行に必要な経費に充てることを目的として、専任教員に対して年額 612,000 円の個人研究費を支給している（資料 8-51）。また、西南学院大学図書館資料費予算配分・支出及び決算に関する内規に基づき、図書館資料費予算として、専任教員等に対して個人研究図書費を確保しているほか、学部ごとに教員共通の資料費、学部学生用の資料費を整備しており、高額図書制度により 50～100 万円程度の大型資料を選定することもできる（資料 8-52）。加えて、個人研究費規則に基づく個人研究費特別枠、論集及び研究叢書刊行規則に基づく論集原稿準備費及び研究叢書原稿準備費、講演料及び学会発表準備費規則に基づく研究発表準備費、事業費支給基準に基づく学会事業費、全国的学会等の開催に関する規則に基づく全国的学会補助金、研究会費支給基準に基づく研究会補助金、出版助成規則に基づく出版助成、国内研究規則に基づく国内研究費、在外研究規則に基づく在外研究費、海外短期語学研修補助規程に基づく海外短期語学研修補助金等を、規程に基づき、適切に支給している（資料 8-53～8-61、大学基礎データ表 8）。

- ・外部資金獲得のための支援

科学研究費補助金や、その他の受託研究・共同研究及び受託事業等の外部資金の申請窓口は、学術研究所事務室が担当している。本学では、科学研究費補助金採択件数増加に向けて、外部 URA 組織による科学研究費申請書の添削支援を行っている（資料 8-62）。このような取組が機能し、2021 年度に本学が受け入れた科学研究費補助金の総額 47,206,734 円（研究費総額に対する割合 26.7%）に対し、2022 年度に受け入れた科学研究費補助金の総額は 57,439,296 円（研究費総額に対する割合 28.5%）と増加している（大学基礎データ表 8）。

- ・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等

研究設備利用規則に則り、学術研究所棟、法科大学院棟、5 号館及び言語教育センター棟において、計 252 室の個人研究室を設けており、252 室中 220 室を、専任教員等が使用している（資料 8-63、8-64、大学基礎データ表 1）。学術研究所棟の個人研究室の 1 室あたりの床面積は 19.44～21.19 m<sup>2</sup>であり、教員 202 名が使用している。法科大学院棟の個人研究室の 1 室あたりの床面積は 28.47 m<sup>2</sup>であり、教員 5 名が使用している。5 号館の個人研究室の 1 室あたりの床面積は 19.09 m<sup>2</sup>～34.83 m<sup>2</sup>であり、教員 5 名が使用している。言語教育センター棟の個人研究室の 1 室あたりの床面積は 10.01 m<sup>2</sup>であり、教員 8 名が使用している。このように、専任教員等の数に対して十分な数の個人研究室を整備している。

専任教員の研究時間の確保については、西南学院大学教員就業規則及び西南学院大学担当時間に関する規程に基づき、授業の責任時間を定めて運用している（資料 8-65、6-5）。なお、中学 3 年卒業後の年数が 18 年未満の教員については、授業の責任時間を少なくしており、研究時間を確保できるよう配慮している。加えて、西南学院大学バイアウト制度に関する規程に基づき、専任教員、特別教員及び助教が研究時間を確保するため、競争的研究費の直接経費を用い、対象となる業務を他の者が代行できるようにしている（資料 8-66）。

研究専念期間の保障に関しては、在外研究規則及び国内研究規則に基づき、研究に専念できる期間を設けている（資料 8-60、8-59）。在外研究は目的や期間によって 3 つの区分に分かれ、国内研究は学年暦による前期又は後期に該当する 6 か月間、通常の教務義務を免除し、研究に従事することが可能となっている。

・ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制

TA、RA 等の教育研究活動支援体制については、西南学院学生アシスタントに関する規程に基づき、本学の教育の充実、学部学生及び大学院生の修学支援並びに大学院生の教育・研究能力の向上を目的として、学生アシスタントの雇用体制が整備されている（資料 6-8）。学生アシスタントは、簡易な業務に従事するアルバイト、本学学部学生に対する実験、実習、演習等の教育的補助業務に従事する SA、本学修士課程の大学院生及び学部学生に対する実験、実習、演習等の教育的補助業務に従事する TA、本学の研究等において、必要な補助的業務を行う研究補助者として従事する RA、その他必要と認められる業務に従事する者に区分して雇用され、教育研究活動を支援している。

例えば、学部においては特色ある学部教育実施経費、学部教育推進プログラム及びチューターによる正課外学修・教育支援制度において、各学部、各学科が SA 及び TA を雇用できるようにしており、法学部等で積極的に活用されている（資料 8-67、7-24、6-31、8-68【ウェブ】）。2023 年度開設のスタディスキル科目においては TA を雇用して受講状況や課題提出状況の管理等の授業補助を行い、ラーニングサポートセンターにおいても、SA 及び TA によるライティングやプレゼンテーション等のサポートを行っている（資料 7-33、7-34、8-96、8-97）。大学院においては、チューター制度を整備し、日本人学生による外国人留学生の論文執筆における日本語添削を実施している（資料 7-36）。

・オンライン教育を実施する教員からの相談対応、その他技術的な支援体制

オンライン教育を実施する教員からの相談対応等については、電話やメール、情報処理センター事務室窓口で、随時対応している。また、新型コロナウイルス感染症拡大をきっかけに遠隔授業等のオンライン教育を実施する教員に向けた情報をまとめた各種ウェブサイトを用意し、教員に案内している（資料 4-141）。加えて、週に 2 回、学術研究所棟 1 階に相談窓口を設置し、教員からの個別相談に対応している（資料 8-69）。さらに、2022 年度は、業者と業務委託契約を締結し、教員が遠隔授業を実施する際、教員の希望に基づき、授業の録画担当者を配置できるようにした（資料 8-70）。

以上のとおり、本学では、「西南学院大学の研究に関する基本方針」及び各種規程に基づき、研究費の支給や、研究室及び研究時間の確保、アシスタント体制の整備等を進めており、教員が教育研究活動を円滑に行えるように、適切な支援を行っている。



点検・評価項目5：研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点①：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

- ・ 規程の整備
- ・ 教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供（コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等）
- ・ 研究倫理に関する学内審査機関の整備

<研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み>

・ 規程の整備

研究倫理、研究活動の不正防止に関する取組として、文部科学省制定「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」及び文部科学大臣決定「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、本学における研究活動の不正防止に向けた取組を推進する観点から「西南学院大学における公正な研究活動の推進及び公的研究費の適正な運営・管理に関する基本方針」を定めている（資料8-71）。加えて、西南学院大学における公正な研究活動を推進するための行動規範、西南学院大学における研究不正防止計画、西南学院大学公的資金管理規程、科学研究費取扱い要領、研究活動の不正行為に関する取扱い規則、西南学院大学における公的研究費の内部監査取扱要領、西南学院大学研究倫理規程、西南学院大学研究倫理審査委員会規程、西南学院大学「人を対象とする研究」倫理規程、西南学院大学「人を対象とする研究」に関する倫理審査委員会規程を定めている（資料8-72～8-81）。

これらの規程は、学生便覧、大学院入学者説明会及び「大学専任教員ガイドブック」で紹介するとともに、大学ホームページや学術研究所ホームページにて周知している（資料8-82～8-85【ウェブ】）。

・ 教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供（コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等）

研究倫理確立のために、本学では、研究活動の不正防止ポスターを学内に掲示し、教員、学部生及び大学院生への啓発活動に取り組んでいる（資料8-86、8-87）。さらに、研究不正防止計画に基づき、公的研究費に関わる全ての教職員を対象に、研究倫理・コンプライアンス研修を毎年度実施し、コンプライアンスや研究倫理に対する意識を維持、向上させている（資料8-88）。大学院生に対しては、大学院入学者説明会時に研修受講の機会を設定することで、倫理教育を行き渡らせている（資料8-83）。また、教員に対しては、年に1度、公的資金の適正な管理と執行に努めるとともに研究活動において不正行為を行わないことを誓約する誓約書の提出を求めている（資料8-89）。

・ 研究倫理に関する学内審査機関の整備

西南学院大学研究倫理審査委員会規程に基づき、研究倫理審査委員会を設置して、研究倫理に関する審議や研究不正事案の調査を行っている（資料8-79）。その他、西南学院大学「人を対象とする研究」に関する倫理審査委員会規程に基づき、「人を対象とする研究」に関する倫理審査委員会を設置して、本学教員が人を対象とする研究を行う場合の

倫理審査を行い、不正を未然に防いでいる（資料 8-81）。

以上のとおり、本学では研究倫理、研究活動の不正防止に関する取組として、各種規程及び学内審査機関を適切に整備している。学生及び教職員に対しては、規程等について周知を行うとともに、教員及び大学院生を主な対象として、研究倫理・コンプライアンス研修を毎年度行う等、研究倫理を遵守するために必要な取組を行っている。

点検・評価項目 6 : 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。

また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点① : 適切な根拠 (資料、情報) に基づく定期的な点検・評価

評価の視点② : 点検・評価結果に基づく改善・向上

<適切な根拠 (資料、情報) に基づく定期的な点検・評価>

本学では、内部質保証に関する規程、自己点検・評価規程及び自己点検・評価規程細則に基づき、毎年「自己点検・評価実施要領」を作成し、定期的に教育研究等環境の適切性を検証している (資料 2-3【ウェブ】～2-5【ウェブ】)。

2022 年度においては、各部局が「自己点検・評価実施要領」に基づき、自己点検・評価シートの大学基準 8 (教育研究等環境) の点検・評価項目に沿って、根拠資料をもとに自己点検・評価を実施した (資料 2-2)。続いて基本問題点検評価委員会が自己点検・評価シートの内容を検証した上で自己点検・評価報告書を作成し、これらに対する全学点検評価委員会の検証結果をもとに、内部質保証推進委員会が大学基準 8 (教育研究等環境) について 1 件の提言を策定した (資料 2-21～2-23、1-28、2-24、2-26、2-27、2-30、2-31、2-35、2-36)。全学点検評価委員会は内部質保証推進委員会から受けた提言について審議し、基本問題点検評価委員会を通じて各部局に助言・指摘を行った (資料 1-30、1-31、2-38)。助言・指摘を受けた各部局は改善活動に取り組み、改善状況については、基本問題点検評価委員会及び全学点検評価委員会を通じて内部質保証推進委員会に報告し、進捗を管理している (資料 2-40、2-41、1-32、1-33)。

<点検・評価結果に基づく改善・向上>

教育研究等環境に関する自己点検・評価結果に基づく改善・向上の事例として、教員に対する情報倫理の学習及びテスト合格の義務化が挙げられる。

2022 年度においては、「2022 年度自己点検・評価報告書」に基づき内部質保証推進委員会が提言を示し、提言を受けた全学点検評価委員会が「新入生及び新任職員に対しては、情報倫理の学習及びテストの合格を義務付けているが、新任教員に対しては義務付けておらず、オリエンテーションで説明を行うのみにとどまっているため、改善が望まれる」との助言・指摘を行った (資料 1-31)。自己点検・評価結果に対する対応・改善状況管理シート No. 72 のとおり、この助言・指摘に基づき、情報処理センター点検評価委員会において対策を協議し、その結果 2023 年度から新任教員に対しても、新入生及び新任職員と同様に情報倫理の学習及びテストの合格を義務付けることを決定した (資料 8-31～8-33、1-33)。

## 2. 長所・特色

本学では、「キャンパスグランドデザイン」及び「教育研究等環境整備の方針」に基づき、老朽化や機能更新を必要とする建物の建替え及び新たな教育環境に対応した施設整備に取り組んでいる。「キャンパスグランドデザイン」は、大学の財政状況や社会環境等に鑑み、適宜見直しも行っている。

本学の長所は、学生の学修及び教員の教育研究活動の促進を常に意識して、環境整備に取り組んでいることである。2017年度に開館した新図書館においては、十分な蔵書数を確保し、高層部分（4～6階）と低層部分（1～3階）でゾーニングを行う等、学生の学修効果を最大化するための工夫を図っている。運営面においても、司書資格を有する専門職員を19名（専任2名、業務委託職員17名）配置しており、高い水準を維持している。2019年度には日本図書館協会建築賞を受賞しており、本学の図書館は客観的にも高い評価を得ている。また、学内ネットワークシステム SAINS においては、利用増加に合わせて設置パソコンを増設しており、キャンパス内の広範囲に無線 LAN を整備して、学生及び教職員が個人情報端末を接続できるようにする等、ネットワーク環境や情報通信技術等機器の面から、学修や教育研究活動をサポートしている。加えて、新西南会館の建設にあたり、オールジェンダートイレゾーンについて、全学生へのアンケート調査を行う等、キャンパス環境を整備する上で、学生の意見も積極的に取り入れるようにしている。これらの環境整備における取組が、学生の学修及び教員の教育研究活動の支えとなっている。

## 3. 問題点

特になし。

## 4. 全体のまとめ

学生の学修や教員による教育研究活動に関しての環境や条件の整備については、建学の精神及び使命を踏まえて、「キャンパスグランドデザイン」及び「教育研究等環境整備の方針」を定め、学生及び教職員並びに社会に対して周知・公表している。

本学では、これらの方針に基づき必要な校地及び校舎、施設設備の整備を行っている。具体的には、無線 LAN やパソコン等の機器・備品の整備、図書館、言語教育センター棟、3号館等における学生の自主的な学修を促進するための環境づくり、各施設・設備等の適切な維持・管理を行っている。教育研究活動を支える学術情報の基盤である図書館は、ゾーニングを行う等、利用者が快適な環境下で、それぞれの目的に合わせて、学修や教育研究活動に打ち込めるように設計されている。必要な学術情報資料の整備や、国立情報学研究所の NACSIS-CAT 及び NACSIS-ILL への参加、蔵書検索システム OPAC の整備、司書資格保有職員の配置等も行っており、学生及び教員が学修、教育研究活動を十分に展開できるように支援している。教育研究活動を支援する環境や条件としては、「西南学院大学の研究に関する基本方針」及び各規程に基づき、個人研究費をはじめとする研究費支給制度を整えており、科学研究費申請書の添削支援、必要な研究室及び研究時間の確保、アシスタント体制の整備等を通して、教員が教育研究活動に円滑に取り組めるようにしている。また、情報倫理テストの実施や、研究活動の不正防止のための各種規程・学内審査機関の整備、研究倫理・コンプライアンス研修の実施等によって、情報倫理及び研究倫理の確立にも力

を入れている。

なお、教育研究等環境の適切性については、責任主体・組織、権限、手続等を明確に定めて、検証プロセスを適切に機能させており、実際に改善につなげている。

以上のことから、教育研究等環境については、大学基準に照らして良好な状態にあり、概ね適切であると言える。

## 第9章 (基準9) 社会連携・社会貢献

### 1. 現状説明

点検・評価項目1：大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点①：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

<大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示>

本学は、2014年度に建学の精神及び使命を踏まえて西南学院ビジョンを策定し、西南学院ビジョンの5つの視点のひとつに「地域貢献（進化する福岡とともに歩む学院としての自覚と協働）」を掲げている（資料1-18【ウェブ】）。

2015年度には、西南学院ビジョンに基づき、「社会連携・社会貢献の方針」を策定した（資料9-1【ウェブ】）。「社会連携・社会貢献の方針」は、「地域社会との協働、国際交流都市福岡への貢献、地域に開かれ貢献する空間づくりを目指し、生涯学習の機会提供や産官学連携による地域産業の活性化など、本学の知的資源の地域社会への還元を通じて、教育、研究とならぶ大学の重要な使命として、社会連携・社会貢献の推進に積極的に取り組む」と定めている。地域社会との協働とは「地域社会の優れた担い手を輩出するに留まらず、生涯学習の機会提供や産官学連携による地域産業の活性化など、地域社会の知的基盤として教職員の知的資源の地域への還元や地域福祉の推進に積極的に取り組む」こと、国際交流都市福岡への貢献とは「国際化の進む福岡において、海外からの研究者の受入れなど学術研究的側面のみならず、外国人子弟に対する教育インフラの充実による貢献を行う」こと、地域に開かれ、地域に貢献する空間づくりとは「福岡のまちづくりとも協調し、コミュニティの活性化と質の向上に資する施設を、地球環境に配慮しながら整備すること」を意図している（資料9-60～9-63）。「社会連携・社会貢献の方針」は大学ホームページに掲載し、学内外に広く公開している。

以上のとおり、本学は建学の精神及び使命並びに西南学院ビジョンに基づき「社会連携・社会貢献の方針」を適切に策定し、同方針を大学ホームページに掲載して、学生及び教職員に周知し、社会に公表している。

点検・評価項目 2：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点①：学外組織との適切な連携体制

評価の視点②：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

評価の視点③：地域交流、国際交流事業への参加

学内における社会連携・社会貢献に関する取組の実施体制について、本学においては、西南コミュニティーセンターや西南子どもプラザ、ボランティアセンターを設置し、社会連携課及びキリスト教活動支援課が主な窓口となって取組を実施している。

本学では、西南コミュニティーセンター規程に基づき、大学の知的資源、情報、施設・設備等を社会、特に地域社会に提供し、また社会の大学に対する要請やニーズに適切に応えることにより、社会に奉仕し、社会に愛され、社会とともに教育・研究を発展させる大学を目指すことを目的として、西南コミュニティーセンターを設置し、所管部署を社会連携課としている（資料 3-13）。

また、西南子どもプラザ規程に基づき、大学が持つ資源を活用し、地域と連携することにより、社会の子育て支援の包括的環境づくりを行うことを目的として、西南子どもプラザを設置し、所管部署を社会連携課としている（資料 3-14）。

加えて、西南学院大学ボランティアセンター規程に基づき、ボランティア活動を建学の精神の具現化並びに大学の社会貢献の一つと位置付け、学生、教職員等によるボランティア活動を支援・促進することを目的として、ボランティアセンターを設置し、所管部署をキリスト教活動支援課としている（資料 3-15）。

#### <学外組織との適切な連携体制>

本学では、企業、行政、他大学等の学外組織と目的や連携・協力事項を示した協定書等を締結し、協定書等に沿って適切に連携しながら社会連携・社会貢献に関する活動を展開している。

企業との連携については、2008 年度に株式会社西日本シティ銀行、2017 年度に日本航空株式会社、2019 年度に RKB 毎日放送株式会社と連携協定を締結し、地域振興や相互交流等に協力している（資料 9-2～9-4）。2022 年度には一般財団法人日本国際飢餓対策機構、デロイトトーマツグループとも連携協定を締結し、幅広い業種の企業との連携体制を構築している（資料 9-5、9-6）。

行政との連携については、地域社会の振興に寄与すること等を目的として 2006 年度に福岡市、2018 年度に糸島市、佐世保市、志免町、2021 年度に筑後市と協定を締結し、子育て支援や市民と大学との交流の推進、地域のまちづくり活動への支援等の事項について連携し、協力している（資料 9-7～9-11）。また、2020 年度には、福岡市及び社会福祉法人福岡市社会福祉協議会と「福岡市災害ボランティアセンター設置に関する協定書」を締結した（資料 9-12）。さらに 2021 年度には、外国人留学生の日本国内企業への就職を効果的に支援するための連携を図ることを目的として、福岡中央公共職業安定所と「外国人留学生の国内就職支援に関する協定」を締結した（資料 7-137）。この協定は、外国人留学生の就職

支援のための協定としては、九州地区で初の事例となった。「外国人留学生の国内就職支援に関する協定」においては、本学の役割と公共職業安定所の役割が明記されており、本学の役割として福岡中央公共職業安定所が提供する外国人留学生向けの就職支援講座やインターンシップ、企業説明会等に関する情報を、外国人留学生に提供すること等を定めている。

大学間連携については、2006年度に福岡西部地区に位置する本学を含む五大学が、教育・研究・地域との交流等について情報の共有、連絡協議、調査、連携活動等の意見交換等を行い、地域への貢献及び五大学の発展に寄与することを目的として、西部地区五大学連携懇話会を設置した（資料 9-13【ウェブ】）。2015年度には、五大学が連携協力して教育研究活動の一層の充実及び向上並びに教職員の資質向上を図るとともに、教育研究活動の成果を基に地域社会と協力関係を構築することを目的として、「福岡市西部地区五大学連携協定書」を締結した（資料 9-14）。さらに 2018年度に東北学院大学、2019年度に成蹊大学、國學院大學、東京外国語大学と協定を結び、双方の大学の発展を目指した活動を行っている（資料 9-15【ウェブ】～9-18【ウェブ】）。

上記に加えて 2018年度には福岡都市圏に位置する本学を含む 15 大学、福岡市、福岡商工会議所、一般社団法人福岡中小企業経営者協会を糾合して福岡未来創造プラットフォームを組織した。このために本学は福岡市の高等教育の振興と地域社会の活性化に寄与することを目的として、「福岡未来創造プラットフォームに関する包括連携協定書」を締結した（資料 9-19）。

#### <社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進>

本学では、「社会連携・社会貢献の方針」及び各種規程、学外組織との協定書等に基づき、以下のとおり、社会連携・社会貢献に関する活動に取り組んでいる。

##### ・神学部出張公開講演

神学部において全国の教会からの要請に基づき、年 2 回を目安として神学部出張公開講演を実施している（資料 9-20）。神学部出張公開講演はいわゆる出前講座にあたり、本学が講演者の交通費及び宿泊費を負担し無償で行っている。2022年度は、広島教会において「共に喜び、共に泣く」と題し、神学部出張公開講演を開催した（資料 9-21）。

##### ・パートナーシップ・プログラム

社会に開かれ、社会とともに発展する大学を目指して、教育・研究活動を通じた社会への貢献を推進する活動として、パートナーシップ・プログラムを実施している（資料 9-22）。パートナーシップ・プログラムにおいては社会連携課が窓口となり、官公庁や経済団体、民間企業をはじめとする各種団体からの講師派遣や各種審議会への委員派遣等の依頼に基づき、講師や委員を派遣している（資料 9-23）。2022年度には、外部から 102 件の委嘱を受け、本学の教員を講師や委員として派遣した（資料 9-24）。

##### ・西南コミュニティーカレッジ

西南コミュニティーセンターにおいて、地域社会とのコミュニケーションを活性化さ



せ、大学が持つ知的資源や多くの施設・設備を提供することにより、社会貢献を行い、地域から愛される大学を目指し、あらゆる世代の学びの場として、公開講座の西南コミュニティカレッジを開講している。西南コミュニティカレッジの種類を大別すると、本学の教育・研究等の知的資源を広く社会に還元することを目指して、学部及び学内の部局等が提供する学部等提供講座、大学、自治体、産業界等と連携して提供する連携講座、本学の建学の精神に関わるキリスト教から、哲学・心理、語学・文学、歴史・文化・芸術、政治・経済・社会、自然・科学、健康・福祉と幅広いジャンルで提供する教養講座の3種類に分かれる。2022年度は、23講座を開講し、483名が受講した（資料9-25～9-27）。西南コミュニティカレッジについては、受講者及び講師双方の希望に基づいて毎年見直しを行っており、2022年度は、オンライン講座の数を減らし対面形式の講座を多く設けた。

#### ・せいなんワークショップ

博物館において、教育普及活動として「楽しみながら学ぶ」をコンセプトに子どもから大人までを対象としてせいなんワークショップを行っている（資料9-28【ウェブ】）。2022年度は、小学校3年生以上を対象とした「考古学体験！拓本をとってみよう！」や「活版印刷機で印刷体験！！」等のワークショップを開催した（資料9-29）。

#### ・産学連携プロジェクト

産学連携プロジェクトとして、学生の実践的な課題解決能力を養成するため企業と連携した課題解決型学習（PBL）の講座を実施している。2022年度は、日本航空株式会社、株式会社福岡銀行、株式会社西日本シティ銀行、西部ガス株式会社の4社と連携して、各企業との連携講座を実施した（資料9-30～9-34）。なお連携講座の内容については企業担当者、本学の教員及び社会連携課で毎年協議し、時機に合ったテーマを選ぶようにしている。

上記の他、「西南学院大学とRKB毎日放送株式会社との包括的連携に関する協定書」において連携・協力事項として掲げている「地域の教育・文化の振興」にあたる取組として、RKB毎日放送株式会社と連携し、RKBお話アカデミーを毎年実施している（資料9-4、9-35）。RKBお話アカデミーは小学生を対象とした朗読コンクールであり、毎年300人近くの小学生が参加している。コンクールでグランプリに選ばれた小学生はRKB毎日放送株式会社のアナウンサーとともに地域の朗読会であるお話アカデミー朗読会に出演し、童話や詩、エッセイ等、幅広いジャンルの朗読をステージから観客に届けている。本学は、RKBお話アカデミー及びお話アカデミー朗読会の会場提供を行っており、本学の学生もボランティアスタッフとしてRKBお話アカデミーの企画・運営に協力している（資料9-36）。

#### ・教育支援プログラム

本学では、2017年度から教育・研究推進機構において学部・学科独自の特色ある教育活動を支援する学部教育推進プログラムや、学生の主体的な学びを推進する学生創発プロジェクト制度を実施している（資料7-24、7-53）。これらの制度を利用した取組には、

学外組織と連携するものや地域交流、国際交流を行うものが含まれている。

学部教育推進プログラムにおいてマスメディアや民間団体等と連携し、本学は主に主催や企画を、連携先は主に企画実施を担当し、社会連携に関する取組を実施している。2022 年度においては新型コロナウイルス感染症拡大に伴う影響により学生が海外へ渡航する国際的な取組の実施は叶わなかったが、企業や地域との連携、交流を行う取組を実施した（資料 7-25）。例えば商学部において、本学、カルチャ・コンビニエンス・クラブ株式会社及び株式会社キャニオンスパイスの三者で、産学連携プロジェクトの一環としてカレーの商品開発、マーケティングに取り組み、2 種類のレトルトカレーを商品化するに至った。

学生創発プロジェクト制度においても、社会で生じている問題を学外者と一緒に考えることで学生自身の主体的な学びを実現するとともに、大学の学知を地域社会に還元する取組を行っている（資料 7-54、9-37【ウェブ】）。例えば 2022 年度には、学生が講義の受講や入国管理センターへの訪問等を通して入国管理や難民の問題について学び、そこで得た知識をもとに一般市民も参加可能な講演会等を実施した（資料 7-55）。

#### ・ ボランティア活動

本学では、2012 年度に、西南学院大学ボランティアセンター規程に基づき、ボランティアセンターを設置し、福岡県、福岡市及び NPO・NGO 団体等と連携し、研修会や講座等の実施を通して学生のボランティアマインドを涵養している（資料 3-15）。本学は、ボランティア活動を建学の精神の具現化並びに大学の社会貢献の一つと位置づけており、ボランティアセンターの設立以降、災害、国際協力、教育、福祉、環境等に関する多種多様なボランティア活動を展開してきた（資料 7-46）。

2022 年度におけるボランティアセンターへの登録学生数は、1,452 名であり、多くの学生がボランティア活動に参加している（資料 7-44）。例えば、福岡市教育委員会と連携し、福岡市内の小中学校、特別支援学校の要望に応じて、授業や学校行事、クラブ活動の支援を行う学生サポーターや、地域の公民館における小学生を対象とした学習支援ボランティアとして、本学の学生を派遣した（資料 9-38～9-42）。

#### ・ 西南子どもプラザの運営

「西南学院大学と福岡市との協力協定書」において連携・協力事項として掲げている「子育てへの支援」を具現化することを目的として、2007 年度に、西南子どもプラザを開設した（資料 9-7、9-43）。西南子どもプラザには遊び場、授乳と食事の場所等があり、子どもと保護者同士の交流の場として開放している。

本学は福岡市の委託を受け、西南子どもプラザ規程に基づき西南子どもプラザの運営を行っている（資料 3-14）。西南子どもプラザでは、主な事業として、「せいなんだより」の発行、学内外の講師を招いてのミニ講座、読み聞かせボランティアによる絵本タイム、父親育児支援の一環としてのおとうさんきんしゃいを実施しており、2022 年度からは公認心理士による専門相談も開始した（資料 9-44、9-45）。さらに 2022 年度には、開所 15 周年イベントとして本学の音楽系学生団体によるミニコンサートを実施した。

西南子どもプラザの活動には、本学の現任教員や OB・OG 教員、早良区在住で本学主催

の養成講座を受講生した人から本学学生まで、幅広い年代の方々がボランティアとして参加している。2022年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により利用者数の制限を行っていた状況ではあったものの、13,540名が西南子どもプラザを利用した（資料 9-46）。

#### ・地域防災の取組

本学では、西新校区自治協議会や福岡市と災害時における本学の施設等の利用協力に関する協定を結んでおり、有限会社すずらんフーズ及び西南学院大学生生活協同組合と災害時における相互協力に関する協定をそれぞれ締結している（資料 9-47～9-50）。

2020年度には、福岡市及び社会福祉法人福岡市社会福祉協議会と「福岡市災害ボランティアセンター設置に関する協定書」を締結している（資料 9-12）。「福岡市災害ボランティアセンター設置に関する協定書」においては、災害発生時に福岡市の要請に基づき、福岡市災害ボランティアセンターを本学の敷地内に設置し、福岡市ボランティアセンターの運営は社会福祉法人福岡市社会福祉協議会が行う旨を明記している。また本学に在籍する学生のうち希望者が、学業に支障のない範囲で福岡市災害ボランティアセンターの運営に協力することを定めている。

#### ・福岡未来創造プラットフォームへの参画

2018年度に、福岡都市圏に位置する本学を含む15大学、福岡市、福岡商工会議所、一般社団法人福岡中小企業経営者協会によって福岡未来創造プラットフォームが組織された。これは既存の組織・領域・分野の枠を越えて連携・交流を促進することにより、福岡市の高等教育の振興と地域社会の活性化に寄与することを目的とした包括的連携協定である（資料 9-19）。福岡未来プラットフォームは、包括連携協定に基づき2019年度から福岡市への学生集積、福岡市の未来を担う人材の育成、福岡市への就職・定着、福岡市の生涯学習や学校教育支援の推進、福岡都市圏の大学・自治体及び産業界との連携の推進に関する事項に取り組んでいる。

福岡未来創造プラットフォームは、学生募集作業部会、地域人材育成作業部会、地元就職・定着作業部会、生涯学習作業部会及び大学・自治体・産業界交流作業部会を設置し、各部会において具体的な取組を進めている（資料 9-51）。本学は生涯学習作業部会の幹事校を務め、生涯学習・リカレント教育及び小中高の教育支援の推進、生涯学習環境の充実に向けた調査・実証実験の展開と整備の推進に取り組んだ。2022年度から本学が福岡未来創造プラットフォームの代表校も務めており、加盟機関の連携交流を促進し、福岡市の高等教育の振興と地域社会の活性化に寄与するための中心的な役割を果たしている。

#### <地域交流、国際交流事業への参加>

##### ・地域交流事業への参加

本学における地域交流事業への参加事例として、糸島市との連携事業、学生サポーターによる地域の学校との交流、久山療育園におけるボランティア活動等が挙げられる。

本学は、「糸島市と西南学院大学との連携に関する協定書」において協力事項として掲

げている「語学、商学、経営、経済、法律に関すること」及び「人材育成、生涯学習、スポーツ振興に関すること」の2点を具現化することを目的として、2019年度から糸島市在住の中学生を対象に、Itoshima Teens' English Camp at Seinanを開催している（資料9-52）。Itoshima Teens' English Camp at Seinanとは、本学学生及び留学生別科生のサポートのもと参加者がグループワークを通じて、英語によるプレゼンテーションを行うものである（資料9-53）。実施にあたっては糸島市が糸島市在住の中学生の窓口となり、本学が施設の手配を行い、業務委託先の企業がプログラムの企画、運営、サポーターの手配を行っている。2022年度には、糸島市内の中学校6校から18名が参加した（資料9-54、9-55）。

学生サポーターによる地域の学校との交流について、上述のとおり2004年度から、福岡市教育委員会と連携し、本学の学生が学生サポーターとして福岡市内の小中学校、特別支援学校で毎年ボランティア活動を行っている（資料7-46、9-38～9-40）。学生サポーターは、福岡市内の小中学校、特別支援学校からの要望に応じて、授業や学校行事、クラブ活動を支援している。本学では教職課程履修者以外の学生による本取組への参加も認めており、幅広い学生が学生サポーターとして活動に参加している。なお2022年度は47校の活動へ104名の学生が参加した。

重度心身障害施設である久山療育園は、福岡県粕屋郡に位置する日本バプテスト連盟の関連施設であり、重度の知的・身体障がい者を重複する障がい者に対して、医療・看護・機能訓練・保育等を行っている（資料7-46）。本学とは2012年度から定期的な交流が続いており、毎年、運動会ボランティアや開園祭ボランティアに学生が参加していたが、近年は、新型コロナウイルス感染症の影響により対面での交流は控えており、2021年度は、オンラインでの交流会を実施した（資料7-46）。

#### ・国際交流事業への参加

本学における国際交流事業への参加事例として、フィリピンやネパール、カンボジア等における海外ボランティア、NGO合同説明会、ベイラー大学との交流ボランティア等が挙げられる。

本学は、2003年度から一般財団法人日本国際飢餓対策機構と連携しフィリピンでワークキャンプを実施している。本取組は、現地民との交流や貧困地域での活動を通してボランティアマインドを育成することを目的としており、学生が国際的な社会問題について直接学び、課題解決のために考え、実行する機会となっている（資料7-46）。2021年度は、新型コロナウイルス感染症の影響によりワークキャンプを中止していたが、2022年度から再開した（資料7-49）。

NGO合同説明会について、特定非営利活動法人NGO福岡ネットワークとの共催によるNGO合同説明会を毎年開催している（資料7-46）。2022年度にはNGO合同説明会において独立行政法人国際協力機構による講演や、NGO参加団体からの活動紹介を行い、学生と国際協力団体を繋ぐ機会を創出した（資料9-56）。

ベイラー大学との交流ボランティアについて、協定校であるアメリカのベイラー大学と、2018年度から交流ボランティアを行っている（資料7-46）。本取組には、両大学から学生及び教職員が参加しており、両国の文化の違いや様々な社会問題について考える

契機となっている。2021年度及び2022年度には、本学の学生が、ボランティアとして、ベイラー大学の授業にオンラインで参加し、アメリカ人学生と協働して戦争体験者へのインタビューを行った（資料9-57）。

以上のとおり、本学は「社会連携・社会貢献の方針」及び各種規程に基づき、学外組織との適切な連携体制を構築し、社会的要請に合わせて神学部出張公開講演、パートナーシップ・プログラム、西南コミュニティーカレッジ、せいなんワークショップ、産学連携プロジェクト、教育支援プログラム、ボランティア活動、西南子どもプラザの運営、地域防災の取組、福岡未来創造プラットフォームへの参画等の社会連携・社会貢献に関する取組を実施している。これらの取組を通じて、本学の教育研究成果を適切に社会に還元している。

点検・評価項目3：社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点①：適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点②：点検・評価結果に基づく改善・向上

<適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価>

本学では、内部質保証に関する規程、自己点検・評価規程及び自己点検・評価規程細則に基づき、毎年「自己点検・評価実施要領」を作成し、定期的に社会連携・社会貢献の適切性を証している（資料2-3【ウェブ】～2-5【ウェブ】）。

2022年度においては、各部局が「自己点検・評価実施要領」に基づき、自己点検・評価シートの大学基準9（社会貢献・社会連携）の点検・評価項目に沿って、根拠資料をもとに自己点検・評価を実施した（資料2-2）。続いて基本問題点検評価委員会が自己点検・評価シートの内容を検証した上で自己点検・評価報告書を作成し、これらに対する全学点検評価委員会の検証結果をもとに、内部質保証推進委員会が点検・評価を行った。その結果、大学基準9（社会貢献・社会連携）については提言が示されず、全学点検評価委員会からも助言・指摘及び改善指示が示されなかった（資料2-21～2-23、1-28、2-24、2-26、2-27、2-30、2-31、2-35、2-36、1-30、1-31）。

<点検・評価結果に基づく改善・向上>

2022年度における社会連携・社会貢献の適切性に関する自己点検・評価結果では内部質保証推進委員会による提言が示されなかった。そのため提言に基づく改善・向上の事例はないが、各部局における改善・向上の事例として西南子どもプラザにおける子育て支援コンシェルジュの導入が挙げられる。

2022年度に本学は、福岡市から西南子どもプラザに子育て支援コンシェルジュを配置してほしいとの要請を受けた。子育て支援コンシェルジュとは、厚生労働省が推進している地域子育て支援拠点事業に則り、福岡市が子どもプラザに配置すると決めた子育て専門相談員である。当該要請を受けて、福岡市との意見交換や、他の地域の子どもプラザへの見学を行い、西南子どもプラザ運営委員会において協議した結果、地域との連携強化や、大学の専門性を子育て支援へ還元する一つの形として、福岡市内の子どもプラザをリードする立場として貢献したいという考えの下、子育て支援コンシェルジュの導入に向けて準備を進めることにした（資料9-58、9-59）。2023年度には、西南子どもプラザ運営委員会からの提案に基づき、2024年度から子育て支援コンシェルジュを導入することを部長会議にて承認し、コンシェルジュの採用や、西南子どもプラザが位置する百年館（松緑館）の一部改修を進めている（資料9-64～9-67）。このように本学では、自己点検・評価結果のみならず大学への社会的な要請を真摯に受け止め、大学が生み出す知識、技術等を社会に還元する取組の向上に努めている。

## 2. 長所・特色

本学の社会連携・社会貢献に関する長所・特色は、大きく2つある。

1つ目は、本学のボランティア活動が、建学の精神の具現化及び大学の社会貢献に大きく寄与している点である。本学では、ボランティアセンターが主体となり、学生、教職員等によるボランティア活動の支援・促進を行っている。ボランティアセンターは、行政やNPO、NGO団体等と連携し、これにより多くの学生が災害、国際協力、教育、福祉、環境等の幅広い分野でボランティア活動を展開することができている。2022年度におけるボランティアセンターへの登録学生数は1,452名であり、学生達は地域の学校との交流やフィリピンでのワークキャンプ等に参加した。本学のボランティア活動は、学生にとって、キリスト教的人間観や思いやり、人に寄り添うボランティアマインドを実践的に育成する場となっている。

2つ目は、福岡未来創造プラットフォームへの参画である。福岡未来創造プラットフォームは、地方都市に位置する大学にとって産官学連携のロールモデルとなるような先進的な取組である。本学は、これまで生涯学習作業部会の幹事校として、福岡未来創造プラットフォームの連携事業に取り組んでおり、2022年度には生涯学習・リカレント教育及び小中高の教育支援の推進、生涯学習環境の充実に向けた調査・実証実験の展開と整備の推進に関する事業を実施した。これに加えて、2022年度からは福岡未来創造プラットフォームの代表校を務め、各種連携事業に積極的に関与することで「社会連携・社会貢献の方針」を具現化している。

## 3. 問題点

特になし。

## 4. 全体のまとめ

本学では、建学の精神及び使命並びに西南学院ビジョンを踏まえて、「社会連携・社会貢献の方針」を定め、社会に広く公表している。

本学は、協定書等の締結により学外組織との適切な連携体制を構築した上で、社会連携・社会貢献に関する活動に取り組み、地域交流・国際交流事業に参加してきた。例えば、大学が持つ知的資源を提供する場として神学部出張公開講演やパートナーシップ・プログラム、西南コミュニティーカレッジを行い、さらに社会連携に関する先進的な取組である西南子どもプラザの運営や福岡未来創造プラットフォームへの積極的な参画を通じて、本学の知的資源、施設・設備等を地域社会へ還元している。また、長所・特色として記載したとおり行政やNPO、NGO団体等との連携により、多くの学生の幅広い分野でのボランティア活動を促進しており、地域社会に貢献するとともに学生が成長する場づくりをしている。

社会連携・社会貢献の適切性については、点検・評価の体制、手続等を明確に定めて、検証プロセスを適切に機能させており、社会連携・社会貢献に関する取組の改善を図っている。

以上のことから、本学の社会連携・社会貢献については、大学基準に照らして良好な状態にあり、概ね適切であると言える。

## 第10章 (基準10) 大学運営・財務

### 第1節 大学運営

#### 1. 現状説明

点検・評価項目1：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点①：大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

評価の視点②：学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

<大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示>

本学は、2014年度に建学の精神及び使命を踏まえて西南学院ビジョンを策定し、西南学院ビジョンを実現するために中長期計画及び中長期計画を具体化した単年度事業計画を策定し、取り組んでいる(資料1-18【ウェブ】)。

2016年度に、上述の西南学院ビジョン及び中長期計画を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針として、「管理運営の方針」を策定した(資料10-1-1、10-1-2)。その後、当該方針の内容の一部を達成し、方針において現状と合わない部分が生じたため、2022年度に、基本問題点検評価委員会が主体となり、「管理運営の方針」の見直しを行った(資料10-1-3～10-1-7)。見直し後の「管理運営の方針」においては、本学の理念・目的及び西南学院ビジョンを実現するために、「学長が適切な判断のもとにリーダーシップを発揮できるよう、学長支援体制を強化する」こと、「各種会議体及び委員会の役割、機能及び権限を明確にするとともに、学内構成員の意見も参考とした適切な大学運営を行う」こと、「法人組織及び教学組織の役割、機能及び権限を明確にし、相互に連携及び協力して適切な意思決定を行う」ことを定め、明示している。

<学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知>

「管理運営の方針」は、大学ホームページに掲載し、教職員及び学生に共有するとともに、社会に広く周知している(資料10-1-8【ウェブ】)。

以上のとおり、本学は、建学の精神及び使命を踏まえて策定した西南学院ビジョン及び中長期計画を実現するために、大学運営に関する大学としての方針を「管理運営の方針」に適切に明示し、同方針を大学ホームページに掲載して学生及び教職員に周知し、社会に公表している。



点検・評価項目 2：方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点①：適切な大学運営のための組織の整備

- ・学長の選任方法と権限の明示
- ・役職者の選任方法と権限の明示
- ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- ・教授会の役割の明確化
- ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
- ・学生、教職員からの意見への対応

評価の視点②：適切な危機管理対策の実施

<適切な大学運営のための組織の整備>

学校法人西南学院（以下「本学校法人」という。）は、私立学校法及び学校法人西南学院寄附行為に基づき、理事及び監事の役員を置き、理事のうち1名を理事長に選任している。加えて、本学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する理事会、理事会から委任された業務を決し、理事会から付託された事項を審議する常任理事会、本学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対し、意見を述べ又はその報告を聞くことができる評議員会を置いている（資料 10-1-9、1-1【ウェブ】）。

大学においては、学校教育法及び西南学院大学規程に基づき、学長、副学長等の役職者を置いている（資料 3-2）。さらに学則、大学院学則及び西南学院大学規程に基づき、全学に関する会議として連合教授会及び部長会議、学部に関する会議として学部教授会、大学院に関する会議として大学院委員会及び研究科委員会を置いている（資料 10-1-9、1-4【ウェブ】、1-5【ウェブ】）。

・学長の選任方法と権限の明示

本学は、西南学院大学規程第 2 条第 1 項及び西南学院大学学長に関する規程第 2 条に基づき学長を置いている（資料 3-2、10-1-10）。

学長の選任方法は、西南学院大学学長に関する規程第 7 条、西南学院大学学長推薦規程及び西南学院大学学長推薦に伴う予備選挙実施規則に定め、明示している（資料 10-1-10～10-1-12）。学長の権限・役割は、西南学院大学規程第 3 条第 1 項及び西南学院大学学長に関する規程第 3 条に明示している（資料 3-2、10-1-10）。

・役職者の選任方法と権限の明示

本学は、西南学院大学規程第 10 条において、教員系列の役職として副学長（総務担当）、副学長（教育・研究担当）、学部長、大学院学務部長、大学院研究科長等を置くことを定めている。また、必要に応じて、学長補佐を置くことができる。さらに、事務局職員系列の役職として、事務長、事務部長、課長、副課長、技能・労務室長を置くことを定めている（資料 3-2）。

副学長の選任方法は西南学院大学規程第 10 条の 2 及び西南学院大学副学長に関する規程第 6 条に明示している。副学長の権限・役割は、西南学院大学規程第 10 条の 2 及び西南学院大学副学長に関する規程第 3 条に明示している（資料 3-2、10-1-13）。

学長補佐は、2022 年度から設置可能となった新しい役職であり、学長補佐の選任方法及び権限・役割は、西南学院大学学長補佐に関する規程に定めている（資料 10-1-14）。

副学長、学長補佐以外の役職者の選出方法と権限は西南学院大学規程に明示している（資料 3-2）。

- ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- ・教授会の役割の明確化
- ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化

学長による意思決定及びそれに基づく執行等については、2015 年度の学校教育法等の改正に伴い、学則、大学院学則及び西南学院大学規程等を改正し、整備している（資料 1-4【ウェブ】、1-5【ウェブ】、3-2）。本学は、全学に関する会議として連合教授会及び部長会議、学部に関する会議として学部教授会、大学院に関する会議として大学院委員会及び研究科委員会を置いている。

連合教授会は、学則第 6 条の 2 及び西南学院大学規程第 31 条から第 40 条に定めるとおり、学長及び専任の教授で構成し、専任の准教授及び講師を構成員に加えることができる。学長は連合教授会を招集して議長となり、連合教授会は西南学院大学規程第 39 条に掲げる全学に関する事項を処理している。連合教授会の審議事項の実施には学長の承認を得る必要があり、連合教授会は理事会の専権事項については決定権を持たない（資料 1-4【ウェブ】、3-2）。

部長会議は、西南学院大学規程第 47 条から第 50 条に定めるとおり、学長、副学長、宗教部長、学部長、学生部長、教務部長、図書館長、学術研究所長及び大学院学務部長を構成員とし、院長、副院長、宗教局長及び事務局長がこれに出席し、表決に加わることができる。学長は部長会議を招集して議長となり、部長会議は西南学院大学規程第 50 条に掲げる事項を処理している。部長会議の審議事項の実施には、学長の承認を得なければならない（資料 3-2）。

学部教授会は、学則第 6 条の 3 及び西南学院大学規程第 51 条から第 55 条の 2 に定めるとおり、それぞれの学部にも所属する専任の教授で構成し、それぞれの学部所属の専任の准教授及び講師を構成員に加えることができる。学部長は学部教授会を招集して議長となり、学部教授会は西南学院大学規程第 55 条に定めるそれぞれの学部に関する事項を処理している。学部教授会の審議事項のうち、一部の重要事項の実施には、学長の承認を得なければならない（資料 1-4【ウェブ】、3-2）。

大学院委員会は、大学院学則第 39 条に定めるとおり大学院学務部長を委員長とし、研究科長及び各研究科において選出された 2 名の委員で構成されている。大学院委員会は、大学院学則第 40 条に定める大学院に関する事項を処理している。大学院委員会の審議事項のうち一部の重要事項の実施には、学長の承認を得なければならない（資料 1-5【ウェブ】）。

研究科委員会は、大学院学則第 41 条に定めるとおり、その研究科にも所属する専任

の教授及び准教授を構成員としており、大学院学則第 42 条に定めるそれぞれの研究科に関する事項を処理している（資料 1-5【ウェブ】）。

- ・ 教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化

本学校法人は、法人組織として理事会、常任理事会、評議員会を置いており、その権限と責任を学校法人西南学院寄附行為及び学校法人西南学院理事会及び常任理事会の決裁区分に関する規程に定めている（資料 1-1【ウェブ】、10-1-15）。

学校法人西南学院寄附行為第 17 条から第 19 条に定めたとおり、本学校法人には理事 16 名を置いている。理事の構成は、院長、学長、中学校・高等学校長、小学校長、事務局長、副学長 1 名、大学部長会議構成員 2 名、宗教法人日本バプテスト連盟加盟教会の牧師 3 名、評議員 1 名、本学校法人の設置する学校の卒業者及び本学校法人の教育に理解ある者 4 名である。学校法人西南学院寄附行為第 25 条から第 29 条に定めたとおり、上述の理事をもって理事会を組織し、理事会は本学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している（資料 1-1【ウェブ】）。なお 2022 年度は院長が学長を兼務しているため、理事は 15 名となっている（資料 10-1-16）。

学校法人西南学院寄附行為第 20 条及び第 30 条に定めたとおり、上述の理事 16 名のうち、院長、学長、中学校・高等学校長、大学部長会議構成員 1 名、常任理事（総務担当）1 名、常任理事（財務担当）1 名、理事長と院長が協議して推薦する理事若干名を常任理事とし、理事会に常任理事会を置いている。常任理事会は、理事会から委任された業務を決し、理事会から付託された事項を審議する（資料 1-1【ウェブ】）。

理事会及び常任理事会は、学校法人西南学院理事会及び常任理事会の決裁区分に関する規程に基づき、法人の経営及び管理運営に関する事項、人事に関する事項、規程及び規則に関する事項、財務に関する事項、その他の事項について、権限と責任を明確に分けながら審議決定を行っている（資料 10-1-15）。

本学校法人は、学校法人西南学院寄附行為第 32 条から第 41 条に基づき評議員 35 名を置き、評議員をもって組織する評議員会を置いている。評議員会は、本学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対し、意見を述べ又はその報告を聞くことができる（資料 1-1【ウェブ】、10-1-17）。

このように、本学では、教学組織である連合教授会、部長会議、学部教授会、大学院委員会及び研究科委員会、法人組織である理事会、常任理事会、評議員会の権限と責任を、各種規程において明確に定め、これに基づき適切な大学運営を行っている。また理事会及び常任理事会の構成員に学長、副学長、大学部長会議構成員を含むことにより、「管理運営の方針」に則り教学組織と法人組織とが相互に連携し、協力して意思決定を行えるようにしている。

- ・ 学生、教職員からの意見への対応

学生からの意見への対応については、学生と学長が同じテーブルで昼食を囲みながら対話する学長ランチの実施を通じて、学長が学生からの意見を直接聴くことができるようにしている（資料 7-151【ウェブ】）。また、学内に学長意見箱を設置し、学長意見箱に寄せられた学生の意見は、秘書課が集約し学長に報告している。学長は、必要に応じて、

これらの意見を秘書課を通じて大学事務長及び担当部署に伝え、必要な対応を行っている。

教員からの意見への対応については、新たな政策に関して連合教授会や学部教授会、研究科委員会等で教員の意見を集約し、政策の策定に生かしている。

職員からの意見への対応については、各部署におけるミーティングや人事考課制度で義務付けられている管理職との年3回の面談において意見を聴取している。また、各種関係会議を経て常任理事会等に政策を諮ることができるようにしている。

#### <適切な危機管理対策の実施>

危機管理対策には学校法人全体で取り組んでいる。2017年度には「学校法人西南学院危機管理基本マニュアル」を作成し、危機管理に関する方針、体制、基準等の基本事項、平常時の危機管理、危機発生時の対応と広報、危機収束時の対応について学校法人全体で共有した（資料10-1-20）。本学校法人は危機管理を教育研究機関の社会的責任と受け止めており、中長期計画における注力事項として「地域社会に向けた知的リソースの提供や防災協力の推進」に取り組んでいる（資料1-18【ウェブ】）。

大学における危機管理対策については、本学において発生又は発生することが予想される様々な事象に伴う危機（以下「危機事象」という。）に、迅速かつ的確に対処するため、西南学院大学危機管理規程に、本学における危機管理体制及び対処方法を定めている（資料10-1-18）。本学では、西南学院大学危機管理規程に基づき危機管理委員会を設置し、危機事象への対応や総合的な危機管理体制の整備に関する事項等を審議している。危機管理委員会は防火・防災対策委員会及び各種委員会等と連携を図り必要な対応を行う。危機事象の際には学長を本部長とする危機対策本部を速やかに設置し、本部長の指揮の下で迅速に対処するようにしている。

本学では、「西南学院大学感染症対応マニュアル」を作成し、必要な対応を行っている。例えば新型コロナウイルス感染症の感染拡大時には、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、「西南学院大学新型コロナウイルス感染症拡大防止のための行動指針」の策定、講義の実施体制を含む学生、教職員への感染防止対策を行った（資料10-1-19、7-101）。2022年度には新型コロナウイルス感染症に関する一連の対応結果を検証し、「西南学院大学感染症対応マニュアル」を改訂した。

以上のとおり、本学では法令及び各種規程に基づき学長や副学長等の役職者を置き、連合教授会や部長会議等の教学組織を設け、役職者、教学組織及び法人組織の権限と役割、意思決定のプロセスを明確にするとともに、学生及び教職員からの意見を取り入れ、政策に反映する機会を設けている。これらの取組により、「管理運営の方針」に定めるとおり学長のリーダーシップの発揮や、学内構成員の意見も参考とした適切な大学運営、法人組織及び教学組織の連携及び協力を実現している。

### 点検・評価項目 3：予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

#### 評価の視点①：予算執行プロセスの明確性及び透明性

- ・ 内部統制等
- ・ 予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

#### < 予算執行プロセスの明確性及び透明性 >

##### ・ 予算編成

予算編成については、西南学院ビジョン及び中長期計画と連動する形で策定した大学第 14 次財政計画を踏まえ、学校法人西南学院寄附行為及び西南学院経理規程第 67 条から第 72 条に定める以下のプロセスに則って予算を編成している（資料 1-18【ウェブ】、1-20、1-1【ウェブ】、10-1-21、10-1-22）。

本学では 9 月の常任理事会において翌年度の「予算の基本方針」の案を検討し、理事会において「予算の基本方針」を策定している。この「予算の基本方針」に基づき、各部署は 9 月から 11 月にかけて過年度の予算と実績の差異について見直しを行った上で予算積算書を作成し、経理課に提出する。この間に、常任理事会及び理事会において「予算の基本方針」に基づき「予算大綱」を策定する。経理課は各部署の予算積算書を集計した上で予算原案を編成し、財務委員会に諮る。財務委員会が承認した予算原案は、12 月以降に開催する各学校・園の予算査定会議において「予算大綱」に基づき審議し、当初予算案としてまとめられる。以上のプロセスで作成した当初予算案を 2 月の常任理事会で審議、承認し、評議員会に諮問した上で、3 月の理事会において最終承認している（資料 10-1-21、10-1-22）。なお各部署には、毎年、事務局職員系列役職者をもって構成する課長会議を通じて予算申請上の注意事項を周知し、適切な予算申請を促している（資料 10-1-23）。

補正予算について、西南学院経理規程第 73 条に基づき特別の事由により、予算の実行に重大な支障を生ずるおそれのある場合は、予算の補正を行っている（資料 10-1-21）。補正予算については、当初予算編成時からの学生数及び教職員数の変更、所要経費等の追加・削減、前年度決算数値との関連を中心に、原則として人事課が人件費に関する補正予算、施設課が施設・設備及び修繕に関する補正予算を行い、補正予算の編成作業を経理課が行っている。このほか、予算の遵守及び予備費に関する内規第 7 条第 2 項に定めるとおり、諸般の事情により各部署の当初予算で対応ができない場合は特別予算申請を行い、財務委員会の議を経て常任理事会の承認を得て補正予算として計上し、執行できることとしている（資料 10-1-24）。

##### ・ 予算執行

理事会が承認した予算の執行については、西南学院経理規程第 19 条に基づき各部署が伝票を作成し、取引の正当性及び計算の正確性を証する証憑を添付の上、経理責任者の認証を得ることとしている（資料 10-1-21）。経理責任者の認証については、予算執行時決裁権限内規に経理責任者の決裁権限を定め、予算執行の円滑化を図っている（資料 10-1-25）。経理責任者の認証を得た伝票は経理課に提出し、経理課においても執行内容の適切性を確認している。2020 年度に発注に係る決裁手続内規を施行し、発注における透明

性の確保にも努めている（資料 10-1-26）。

本学では西南学院経理規程第 77 条に基づき、予算をこえる支出及び予算科目間の流用を行ってはならないとしているが、やむをえない事由により予算の流用を行う場合は予算科目間の流用を認めている（資料 10-1-21）。また予算の遵守及び予備費に関する内規第 8 条に定めているとおり、補正予算後において予算上予見し難い事案の発生により支出を必要とする場合や、予算決定の基礎条件に変動が生じ、予算超過支出を行う場合に限り、予算超過申請を行い、財務委員会の議を経て常任理事会の承認を得た上で予備費の範囲内で執行することを認めている（資料 10-1-24）。

#### ・内部統制等

上述のとおり、本学では予算編成及び予算執行の手続を各種規程に明確に定め、規程に基づき予算編成及び予算執行を適切に行い、透明性を確保している。2019 年度には会計処理における検収及び承認についての取り扱いを改正し、企画書及び予算案作成段階における事前の牽制、予算執行時における実施段階の牽制、物品が納品された後や委託業務が終わった後の事後の牽制の三段階の牽制が効く体制を整備した（資料 10-1-27）。

#### < 予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定 >

2021 年度から各部署に対して、予算と実績の差異を比較するための予算実績集計表の作成及び提出を求め、予算執行に伴う効果を検証している（資料 10-1-28）。各部署には予算編成時に予算実績集計表を元に予算積算書を作成するよう促しており、適切な予算編成が行える仕組みを構築している（資料 10-1-23）。

以上のとおり、本学では各種規程において手続を明確に定めた上で予算編成及び予算執行を適切に行っている。そして事前の牽制、実施段階の牽制、事後の牽制の三段階の牽制を効かせることで会計処理の透明性を確保している。加えて、予算実績集計表を作成して予算執行に伴う効果を分析、検証し、その結果を予算編成に活かしている。

点検・評価項目 4：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点①：大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置

- ・ 職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況
- ・ 業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備
- ・ 教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）
- ・ 人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

<大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置>

法人及び大学の運営に関わる事務組織については西南学院本部規程、西南学院大学規程及び西南学院本部・大学事務分掌規程に定め、各種規程に基づき事務組織を設置している（資料 6-6、3-2、6-7）。

事務組織における役職について、西南学院本部規程第 7 条及び第 8 条に基づき学院本部に事務局長を置き、事務局長は学院の事務を統括している（資料 6-6）。大学においては、西南学院大学規程第 10 条に基づき大学の事務を統括する事務長を置いている（資料 3-2）。事務組織における会議体については、西南学院本部規程第 19 条及び第 20 条に基づき事務部長会議及び課長会議を置いている（資料 6-6）。事務組織の構成及び各部署の担当業務は、西南学院本部・大学事務分掌規程に明確に定めており、規程に基づいた業務を行っている（資料 10-1-9、6-7）。

事務組織の構成及び各部署の担当業務については、業務内容の多様化や本学を取り巻く環境の変化に合わせて継続的に見直しを図っている。2022 年度に、2023 年度からの全学的な教育課程の見直しに対応し、部署間の連携充実や各部署の機能向上のために事務組織の改編及び事務部長所管部署を見直した（資料 1-21）。

採用、職階格付、異動、役職位任免等の職員の人事に関する事項については、西南学院事務局職員人事規則第 10 条及び事務局職員人事検討委員会規程に基づき事務局職員人事検討委員会において検討を行っている（資料 10-1-29、10-1-30）。事務局職員人事検討委員会は、各部署の必要人員数等を把握し、異動の検討や必要に応じて派遣職員を補充する等、事務組織の機能が最大化される人員配置となるよう運営している。

このように、本学においては各種規程に基づき法人及び大学に必要な役職を置き、法人及び大学の運営に関する業務を円滑かつ効果的に行えるように事務組織の構成及び担当業務を決定し、必要な人員を配置している。

・ 職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況

職員の採用は、西南学院事務局職員人事規則第 4 条及び西南学院事務局職員就業規則第 5 条に基づき所定の手続を経て応募者の中から選考し、事務局職員人事検討委員会の議を経て、常任理事会が決定することとしている（資料 10-1-29、10-1-31）。本学では、事務局職員人事検討委員会が中心となって職員定数を定め、年度毎の採用計画を作成している。当該採用計画に基づき、事務局専任職員、嘱託職員及び契約職員を採用する場合の選考手続等について検討し、定められた選考手続に従って採用活動を行っている。

職員の昇格は西南学院事務局職員人事規則第6条、事務局職員人事考課規程及び「事務局職員人事考課ガイドブック」を整備し、運用を行っており、人事考課結果をもとに昇格候補者を抽出し、小論文及び面接による審査を行った上で昇格対象者を決定している（資料10-1-29、10-1-32、10-1-33）。中途採用者に対しては新卒採用者との取扱いの整合を図るために昇格の特例を設け、実態に即した運用を行っている（資料10-1-34）。

- ・業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備

業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備に関しては、司書資格を持つ専任職員を図書情報課に配置するほか、システム関係や語学能力に優れた職員を計画的に採用している（資料10-1-35）。加えて事務局専門職員に関する規程に基づき、専門職員として常勤カウンセラー、保健師等を採用し、研修日や研修費を設けることで専門的な知識及び技能の習得を支援し、多様化、専門化する課題に対応している（資料10-1-36）。

- ・教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）

教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係は、教員の教育研究活動を支える各部門に必ずそれらの業務を支援する事務組織を設置しており、その運営において職員が教員を支援する体制を整備している（資料10-1-9）。本学では職員も教学に係る各種委員会に構成員として参加しており、教職協働で教育研究活動に取り組んでいる。例えば、本学の内部質保証の推進に責任を負う組織として設置している内部質保証推進委員会においては、委員長に副学長（総務担当）、副委員長に大学事務長を置き、教職協働で内部質保証の推進に取り組んでいる（資料2-3【ウェブ】）。2023年度には、教職員による大学ビジョン検討ワーキングチームを組織し、2026年度以降の大学の次期ビジョンの検討に取り組んだ。大学ビジョン検討ワーキングチームにおいては、教職員が協力しながら本学を取り巻く外部環境及び内部環境の分析を行い、環境分析結果等に基づき大学の次期ビジョンの原案作成を進めている（資料1-39、1-40）。その他、解決すべき課題に応じて教員と職員が協働して対応している。

- ・人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善

職員の人事考課については、西南学院事務局職員人事規則第6条、事務局職員人事考課規程及び「事務局職員人事考課ガイドブック」に則り、適正な業務評価を行っている（資料10-1-29、10-1-32、10-1-33）。副課長、課長及び事務部長については、役職者アセスメントを実施し、育成や職場改善に活かしている。被考課者は、事務局職員職能開発面談規程に基づき、考課者と当年度の業務目標等を確認する目標面談、設定目標の進捗状況等を確認する中間面談、設定目標の達成度を確認する育成面談を行っており、これにより被考課者の能力開発の意欲を高め、考課者及び被考課者の相互の信頼感を深められるようにしている（資料10-1-37）。

処遇改善については、人事考課結果を踏まえて西南学院事務局職員人事規則第9条及び事務局職員役職位任免規程に基づき役職位に任用するほか、昇格・昇任に伴い、昇給を行っている（資料10-1-29、10-1-38）。



以上のとおり、本学においては、学内外の環境に合わせて事務組織の構成及び担当業務を決定し、各種規程に基づき、必要な人材を採用、配置している。また、人事考課制度に基づき、職員を適正に評価、育成することで、組織力を高め、大学業務を円滑かつ効果的に行えるようにしている。加えて、教員の教育研究活動に、職員も積極的に携わることができるような仕組みを構築することで、効果的な大学運営を実現している。

点検・評価項目 5 : 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点① : 大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント (SD) の組織的な実施

＜大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント (SD) の組織的な実施＞

本学は、スタッフ・ディベロップメントを「教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその資質及び能力を向上させるための取組」と定義した上で、2023 年度に西南学院大学教職員のスタッフ・ディベロップメントに関する規程を制定し、教職員の資質及び能力開発の推進に関し、必要な事項を定めている (資料 10-1-58、10-1-59)。

教職員を対象としたスタッフ・ディベロップメントの 1 つとして、毎年、前年度の決算説明会を開催し、本学の財務状況及び学校会計に関する理解を深めている (資料 10-1-43)。2020 年度は、大学の中長期計画及び大学第 14 次財政計画について説明会を実施し、教職員の理解度の向上を図った (資料 10-1-44)。この他にも、教職員を対象として、教育・研究推進機構による大学改革フォーラムや宗教部によるファカルティ・リトリートを定期的で開催している (資料 6-20～6-22)。また、2022 年度に自己点検・評価及び認証評価に関する教職員向け研修会を開催し、大学における自己点検・評価の意義や有効性等について、教職員の理解を深める機会とした (資料 2-81、2-82)。

職員を対象としたスタッフ・ディベロップメントについては、西南学院大学教職員のスタッフ・ディベロップメントに関する規程の下に、職員の能力開発及び資質の向上を目的として西南学院事務局職員研修規程を定め、これに基づき職員研修制度を体系的に整備し、運用している (資料 10-1-39)。

本学では、西南学院事務局職員研修規程第 8 条に基づき、職員研修制度運営委員会を設置している (資料 10-1-39)。職員研修制度運営委員会は本学の人事制度の概念図や育成したい人材像を明記した「職員研修ガイド」を毎年度作成し、職員に公表した上で職員研修制度を組織的に実施している (資料 10-1-40)。職員研修制度は職場内研修、職場外研修、外部団体研修、自己啓発研修の 4 種に大別し、職場外研修は職掌・職能資格別研修、職位別研修、目的別研修の 3 種に分類している。研修の内容はそれぞれの研修の目的に応じて職員研修制度運営委員会が協議し、決定している。2022 年度は、職場外研修として入職 1～4 年目の職員を対象に、思考力やアウトプット力強化、大学や業界に関する研修を行い、入職 5～8 年目の職員を対象に、組織と意思決定システムや財務知識に関する研修を行い、入職 9～12 年目の職員を対象に、マーケティングや情報分析に関する研修を実施した。加えて監督職の職員を対象に、チームマネジメントや目標設定・目標管理に関する研修を行うほか、管理職の職員を対象に、労務管理や目標設定・目標管理に関する研修を実施した (資料 10-1-41)。個々の研修終了後は、アンケートによる振り返りを行い、職員の能力開発及び資質の向上につなげている (資料 10-1-42)。

このように、教職員に対し多種多様な研修を組織的に実施することで、大学運営を適切に行う上で必要な教職員の意欲及び資質の向上を図っている。

点検・評価項目 6：大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点①：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点②：監査プロセスの適切性

評価の視点③：点検・評価結果に基づく改善・向上

<適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価>

本学では、内部質保証に関する規程、自己点検・評価規程及び自己点検・評価規程細則に基づき、毎年「自己点検・評価実施要領」を作成し、定期的に大学運営の適切性を検証している（資料 2-3【ウェブ】～2-5【ウェブ】）。

直近では 2021 年度に、各部局が「自己点検・評価実施要領」に基づき、自己点検・評価シートの大学基準 10（(1)大学運営）の点検・評価項目に沿って、根拠資料をもとに自己点検・評価を実施した（資料 3-32）。続いて基本問題点検評価委員会が自己点検・評価シートの内容を検証した上で自己点検・評価報告書を作成し、これらに対する全学点検評価委員会の検証結果をもとに、内部質保証推進委員会が大学基準 10（(1)大学運営）について 2 件の提言を策定した（資料 3-33～3-39）。全学点検評価委員会は内部質保証推進委員会から受けた提言について審議し、基本問題点検評価委員会を通じて各部局に助言・指摘を行った（資料 3-40～3-42）。助言・指摘を受けた各部局は改善活動に取り組み、改善状況は、基本問題点検評価委員会及び全学点検評価委員会を通じて、内部質保証推進委員会に報告した（資料 3-43～3-46）。改善状況は過年度に亘って進捗管理を行い、着実に改善を進められるようにしている（資料 2-40、2-41、1-32、1-33）。

<監査プロセスの適切性>

本学校法人は、学院の業務の適正化及び効率的な運営に資するために監事監査、会計監査人監査、内部監査を毎年実施している。

監事監査については、学校法人西南学院寄附行為第 22 条及び学校法人西南学院監事監査規程に基づき本学校法人の業務もしくは及び財産の状況又は理事の業務執行の状況について、監事による監査を毎年行い、その結果を大学ホームページにて公開している（資料 1-1【ウェブ】、10-1-45～10-1-50【ウェブ】）。監事は、年度初めに作成した監査計画書に基づき書面監査及び実地監査を行い、当該年度の監査結果を踏まえ、監事会での検討及び協議を経て監査報告書を作成する。その後、監事は、当該会計年度終了後 2 カ月以内に理事会及び評議員会に監査報告書を提出し、監査の実施状況及びその結果を報告する。なお監査報告書に是正又は改善を要する事項がある場合、理事長は速やかに是正又は改善の措置を講じなければならない。監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長に意見書を提出し、理事会に報告している。

会計監査人監査については、私立学校振興助成法第 14 条第 3 項に基づき学校法人会計基準の定めるところに従って、会計処理が行われ、財務計算に関する書類が作成されているかどうかについて、外部の独立した立場である公認会計士又は監査法人による監査を毎年実施している（資料 10-1-51～10-1-55）。公認会計士又は監査法人による監査の際は、求めに応じ、元帳や伝票等の必要書類を適切に提出している。

内部監査については、2008年度に内部監査室を設置し、学校法人西南学院内部監査規程及び学校法人西南学院内部監査実施細則に基づき2009年度から毎年内部監査を実施している（資料10-1-56、10-1-57）。内部監査室長は、年度ごとに監査計画書を作成し、理事長の承認を得た上で内部監査を実施している。監査担当者は、実施した内部監査の内容について監査調書に記録し、内部監査室長は監査調書に基づき監査報告書を作成の上、理事長に報告を行う。理事長は監査報告書により改善が必要と判断したときには各部署の所属長に業務改善を指示し、内部監査室長は、その後の業務改善の実施状況を毎年確認の上、理事長に報告している。

最後に、学校法人西南学院内部監査規程第15条及び学校法人西南学院監事監査規程第10条に基づき、監事、公認会計士又は監査法人及び内部監査室は、毎年5月、10月、3月の3回、三様監査連絡会議を開催し、監査計画や監査実施状況に関する情報共有、意見交換を行い、連携を図っている（資料10-1-56、10-1-45）。

#### <点検・評価結果に基づく改善・向上>

大学運営に関する自己点検・評価結果に基づく改善・向上の事例として、予算執行に伴う効果を分析し検証するための予算実績集計表の作成が挙げられる。

2021年度においては、「2021年度自己点検・評価報告書」に基づき、内部質保証推進委員会が提言を示し、提言を受けた全学点検評価委員会が「予算執行に伴う効果を検証するための具体的な取り組みに着手できていないため、事業と予算を一体的に効果測定する仕組みを検討し、改善を図ることが望まれる」との助言・指摘を行った（資料3-41）。自己点検・評価結果に対する対応・改善状況管理シート No. 81 のとおり、この助言・指摘に基づき経理課が対策を協議し、その結果、2021年度から各部署に対して予算と実績の差異を比較するための予算実績集計表の作成及び提出を求め、予算執行に伴う効果を検証している（資料1-33、10-1-28）。

## 2. 長所・特色

本学では、スタッフ・ディベロップメントの定義を明確にした上で、教職員の資質及び能力開発の推進に取り組んでいる。具体的には、教職員を対象とした大学改革フォーラムやファカルティ・リトリートを定期的を開催し、教職員が共に学び、理解し合う機会を設けている。

本学では、このような取組によって意欲と資質を向上させた教職員が、各種組織、会議体において、互いに協力し、連携しながら、教学運営及び大学運営に当たっている。その一例として、2023年度には、教職員による大学ビジョン検討ワーキングチームを組織し、2026年度以降の大学の次期ビジョン検討に教職協働で取り組んだ。大学ビジョン検討ワーキングチームにおいては、教職員がそれぞれの知識や経験を生かして環境分析を行い、将来を見据えた具体的かつ整合性のある計画の策定を進めている。

## 3. 問題点

特になし。

## 4. 全体のまとめ

本学では、大学の理念・目的を実現すべく「管理運営の方針」を定め、学生、教職員及び社会に対して周知、公表している。

本学は、学長等の役職者や、連合教授会等の教学組織、理事会等の法人組織の権限と役割、意思決定のプロセスを各種規程に明示し、各種規程に基づき役職者や教学組織、法人組織を置き、適切な大学運営を行っている。

予算編成及び予算執行については、各種規程に明示するプロセスに則り予算編成及び予算執行を行い、事前・実施段階・事後の三段階の牽制を効かせ、会計処理の透明性を確保している。加えて、本学では予算実績集計表の作成及び当該集計表に基づいて予算編成を行い、予算執行に伴う効果を検証するとともにその結果を予算編成に生かす仕組みを構築している。

本学は、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営を行うために、適切な事務組織を設置し、事務組織及び各部署の担当業務について適宜見直しを行っている。職員の人事については、事務局職員人事検討委員会を中心として、各種規程に基づき、職員の採用、配置、評価、昇格を公正に行っている。さらに教員の教育研究活動を支える各部門を相互に結びつける形で事務組織を設置し、各種委員会において教員及び職員の両方を構成員にする等して、教職協働で大学運営に取り組んでいる。

教職員の意欲及び資質の向上を図るための方策として、大学改革フォーラムやファカルティ・リトリート等、教職員を対象としたスタッフ・ディベロップメントに積極的に取り組んでいる。また、体系的な職員研修制度を整備し、毎年度作成する「職員研修ガイド」に基づき、職員研修制度を組織的に実施している。

大学運営の適切性については、点検・評価の体制、手続等を明確に定め検証プロセスを適切に機能させており、実際に改善につなげている。また監事監査、監査法人による会計監査、内部監査を毎年実施し、監査の結果、課題が見つかった場合には改善に向けて適切な対応を行っている。

以上のことから、大学運営については大学基準に照らして良好な状態にあり、概ね適切であると言える。

## 第2節 財務

### 1. 現状説明

点検・評価項目1：教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点①：大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定

評価の視点②：当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

<大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定>

本学では、建学の精神及び使命を踏まえて西南学院ビジョンを策定し、西南学院ビジョンの5つの視点のうちの「経営基盤」のひとつに「健全な財務基盤の確立」を掲げている（資料1-18【ウェブ】）。これを実現するために、本学校法人の中長期計画において注力事項を「将来計画を踏まえた学院の財政計画策定及び財政基盤の構築」とし、アクションプランとして「大学サポーターズ募金を推進する。用途に体育館、西南会館建設を加える」こと、「将来計画を考慮した上で保有資金量を試算し、収入に対する支出項目の配分を検討するとともに支出項目見直しの検討を行う」ことを定めている。また、本学の中長期計画において注力事項を「大学キャンパスグランドデザイン等の施設整備計画を踏まえた財政計画の策定と健全な財務基盤の構築」とし、アクションプランとして「各年度（体育館及び西南会館竣工年度を除く）の決算時における当年度収支差額がプラスとなる予算編成を実行する」こと、「西南会館竣工後のキャンパスグランドデザインの見直しと資金調達に関して検討する」ことを定めている。

西南学院ビジョン及び中長期計画に連動する大学第14次財政計画では、過去の実績に基づき経常的収入及び支出を算出するとともに、中長期計画に掲げるアクションプランに基づく教育・研究の質的向上のための費用や、今後のキャンパス整備の方針である「キャンパスグランドデザイン」に基づく新体育館及び新西南会館の建設費用等、施設、設備の整備にかかる費用を具体的に計上して財政シミュレーションを行い、計画の実現可能性を高めている（資料1-18【ウェブ】、1-20、8-1、8-4、8-5）。

<当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定>

財務関係比率に関する指標又は目標として、日本私立学校振興・共済事業団発行の「今日の私学財政 大学・短期大学編」のうち、法人全体においては「事業活動収支計算書（系統別）－大学法人－」及び「貸借対照表（系統別）－大学法人－」の「文他複数学部」の数値をもとに算出した財務関係比率の各比率を、大学部門においては「財務比率表（系統別）－大学部門－」の「文他複数学部」の財務関係比率の各比率を指標としている（資料10-2-1、10-2-2）。

以下の表1及び表2のとおり、財務関係比率のうち人件費比率について、法人全体では同系統法人平均を、大学部門では同系統大学部門平均を上回っている。また、教育研究経費比率は、法人全体では同系統法人平均を、大学部門では同系統大学部門平均を下回っている（大学基礎データ表9、大学基礎データ表10）。

一方、中長期計画では「各年度（体育館及び西南会館竣工年度を除く）の決算時におけ

る当年度収支差額がプラスとなる予算編成を実行する」というアクションプランを策定し、今後の施設設備計画を踏まえ、毎年度の事業活動収支差額比率 10%を数値目標として設定している（資料 1-19）。大学部門では 2018 年度から 2022 年度において数値目標の 10%を超えており、目標を達成している。また、この数値は、法人全体では同系統法人平均を、大学部門では同系統大学部門平均を上回っている（大学基礎データ表 9、大学基礎データ表 10）。

表 1 事業活動収支計算書関係比率（法人全体）

	2018 年度 本学校法人	2019 年度 本学校法人	2020 年度 本学校法人	2021 年度 本学校法人	2022 年度 本学校法人	2021 年度 同系統法人平均 ※1
人件費比率	58.2%	59.1%	56.6%	57.5%	56.1%	52.6%
教育研究経費比率	25.7%	25.0%	28.8%	27.5%	28.3%	32.4%
事業活動収支差額比率	10.5%	9.3%	8.6%	9.8%	10.7%	5.5%

※1…日本私立学校振興・共済事業団発行「令和 3 年度事業活動収支計算書（系統別）－大学法人－」の「文他複数学部」の数値をもとに算出

表 2 事業活動収支計算書関係比率（大学部門）

	2018 年度 本学	2019 年度 本学	2020 年度 本学	2021 年度 本学	2022 年度 本学	2021 年度 同系統大学部門 平均 ※2
人件費比率	54.4%	56.0%	52.8%	53.6%	52.7%	48.4%
教育研究経費比率	25.4%	24.9%	29.7%	27.5%	28.1%	34.8%
事業活動収支差額比率	14.0%	13.3%	11.9%	13.9%	14.6%	8.6%

※2…日本私立学校振興・共済事業団発行「令和 3 年度財務比率表（系統別）－大学部門－」の「文他複数学部」の数値を引用



点検・評価項目 2：教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点①：大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）  
 評価の視点②：教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み  
 評価の視点③：外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等

<大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分）>

本学では、建学の精神及び使命を踏まえて策定した西南学院ビジョン及び中長期計画を実現するために、適切に予算設定を行うとともに、教育・研究等の環境を向上させるために計画的な基本金組入れ等の施策を展開し、安定した財務基盤の確立を目指している。（資料 1-18【ウェブ】）。

財務状況は、財務計算書類及び 2022 年度財産目録に示すとおりである（資料 10-2-3～10-2-8）。以下の表 3 のとおり、大学基準協会が貸借対照表上で重要な財務指標として設定している純資産構成比率は、経年的に 90%を超え、流動比率も、経年的に 300%を概ね超えており、いずれの比率も同系統法人平均を上回っている（大学基礎データ表 11）。また、総負債比率は、5 年間平均で 8%台を維持しており、同系統法人平均を下回っている。減価償却引当特定資産及び退職給与引当特定資産は、必要な積立額に対して各々 80%及び 100%となっているほか、第 2 号基本金引当特定資産として 4,759,935,000 円を確保しており、大学運営を持続的かつ安定的に運営するために長期的な財務基盤を確保している（資料 10-2-7）。

表 3 貸借対照表関係比率

	2018 年度 本学	2019 年度 本学	2020 年度 本学	2021 年度 本学	2022 年度 本学	2021 年度 同系統法人平均※ 3
純資産負債構成比率	91.5%	91.5%	91.6%	91.7%	92.0%	88.3%
流動比率	336.2%	383.3%	340.9%	284.5%	278.6%	263.9%
総負債比率	8.5%	8.5%	8.4%	8.3%	8.0%	11.7%

※3…日本私立学校振興・共済事業団発行「令和 3 年度貸借対照表（系統別）－大学法人－」の「文他複数学部」の数値をもとに算出

<教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み>

本学は、建学の精神及び使命を踏まえて西南学院ビジョン及び中長期計画を策定し、これらに沿った教育研究活動を実施している（資料 1-18【ウェブ】、1-24【ウェブ】）。中長期計画は、2016 年度から 2025 年度の 10 年間で計画期間としており、前半 5 年（2016 年度から 2020 年度）を前期中期計画、後半 5 年（2021 年度から 2025 年度）を後期中期計画とし

ている。上述のとおり本学では、後期中期計画と計画期間を同じくする大学第 14 次財政計画を具体的に策定しており、計画的な財政運営を行うことで後期中期計画に基づく教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組みを構築している（資料 1-20）。

加えて、本学では単年度の予算を編成する際に予算の基本方針の策定や各部署及び予算査定会議における既存事業にかかる費用の見直し、優先度の高い事業への予算配分を行っており、これにより教育研究水準の維持、向上を図るとともに、安定的な財務基盤を確保し続けるように努めている（資料 10-1-23）。

<外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等>

本学では授業料収入への過度の依存を避けるため、科学研究費申請書の添削支援や西南学院大学サポーターズ募金事業、私立大学等経常費補助金の受給額増額に向けた改善活動、資金運用等を行っている。

科学研究費補助金等の研究費申請については、学術研究所事務室が窓口となり支援を行っている。本学では、外部 URA 組織による科学研究費申請書の添削支援を行うことで、科学研究費補助金の採択件数増加を目指している（資料 8-62）。このような取組が機能し、本学が受け入れた科学研究費補助金の総額は、2021 年度 47,206,734 円に対し 2022 年度 57,439,296 円と増加している（大学基礎データ表 8）。

募金については、西南学院大学本部・大学事務分掌規程第 8 条に基づき広報・校友課が主体となって取り組んでいる（資料 6-7）。本学は、2018 年 4 月に西南学院大学サポーターズ募金事業を創設した（資料 10-2-9）。西南学院大学サポーターズ募金事業の用途は、大学給付奨学金、教育・研究活動支援、スポーツ・文化活動支援、グローバル人材育成支援、ボランティア活動支援、新体育館・プール棟（仮称）建設支援の 6 種に細分化しており、寄付者の意向に合わせて選べるようにしている。2022 年度の募金額は 15,635,291 円であり、2018 年度から 2022 年度における募金総額は 81,583,532 円に上る（資料 10-2-10、10-2-11【ウェブ】）。

私立大学等経常費補助金については、西南学院大学本部・大学事務分掌規程第 4 条に基づき秘書課が申請書等の取りまとめを行い、同規程第 12 条に基づき経理課が点検を行っている。本学は、私立大学等経常費補助金の受給額増加に向けて大学事務長及び関連事務部長を中心に、教育の質に係る客観的指標調査票の結果に基づき改善計画を作成し、改善に向けた取組を行っている。その結果、私立大学等経常費補助金の受給額は、2021 年度 465,211,000 円に対し、2022 年度 538,546,000 円と増加している。2023 年度も財務部長を中心に引き続き改善に取り組んでおり、教学改革に付随して改善が見込まれる項目を確認するとともに、教学マネジメント委員会においても私立大学等経常費補助金調査票の回答状況を共有している（資料 10-2-12～10-2-17）。

資金運用については、西南学院経理規程第 44 条及び第 44 条の 2 に定めているとおり、資金運用委員会を設け、西南学院資金運用に関する内規及び学内の基準に基づき、安全面に配慮しながら運用を行っている（資料 10-1-21）。

その他の外部資金として、教育研究に支障のない範囲で外部団体へ教室貸出等を行っており、2022 年度の本学の施設設備利用料収入は 17,762,496 円であった（資料 10-2-7）。

## 2. 長所・特色

本学は、建学の精神及び使命を踏まえて策定した西南学院ビジョン及び中長期計画を実現するために、大学第14次財政計画を具体的に策定し、実行している。本学では、中長期計画において、今後の施設設備計画を踏まえ、事業活動収支差額比率の目標値を同系統法人平均よりも高い10%に設定している。本学の事業活動収支差額比率は、2018年度から2022年度のいずれも10%を越えており、貸借対照表の数値から見ても、教育研究活動を安定して遂行するために必要な財務基盤を確保している。

## 3. 問題点

本学の私立大学等経常費補助金受給額は、補助金の配分基準に定める増減率により、減額されている状況にある。これまでも、私立大学等経常費補助金の受給額増加のために改善に取り組み、その効果が表れつつあるものの、2023年度以降も、教育の質の担保及び外部資金の獲得強化に向けて、引き続き改善策を講じていくことが求められる。

## 4. 全体のまとめ

本学は、建学の精神及び使命を踏まえて策定した西南学院ビジョン及び中長期計画に連動する形で、大学第14次財政計画を具体的に策定し、これらの計画に則り事業及び財政運営を行っている。本学では、毎年度実施する自己点検・評価や監査、事業報告書及び決算書の作成を通して、事業及び財政の状況等を適切に管理し、教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図っている。

本学における事業活動収支差額比率等は高い水準を安定的に維持しており、日本私立学校振興・共済事業団発行の「今日の私学財政 大学・短期大学編」に掲載されている同系統法人平均及び同系統大学部門平均と比較しても教育研究活動を安定して遂行するために必要な財務基盤を確立していると言える。ただし、私立大学等経常費補助金等、外部資金の獲得については改善の余地が残されている。

以上のことから一部改善を要する事項もあるが、財務については大学基準に照らして良好な状態にあり、概ね適切であると言える。

## 終章

本報告書で述べてきたとおり、本学は、理念・目的、教育目標及び各種方針を具体的に定めた上で、その実現に向けて教育研究をはじめとする諸活動に取り組み、それらの取組の適切性について定期的に点検・評価を行い、改善につなげている。以下に各章の要約を行い、将来に向けた展望を述べる。

### 1. 全体の総括

#### (1) 理念・目的

「Seinan, Be True to Christ (西南よ、キリストに忠実なれ)」という建学の精神及び使命に基づき、大学及び大学院の理念・目的、各学部・各研究科の目的を適切に定め、学則及び大学院学則に明示している。学生に対しては「西南学院史」や「キリスト教学」、チャペルアワー等を行い、教職員に対しては職員夏期修養会や西南フォーラム等を行うことで、理念・目的の浸透を図っている。建学の精神及び使命を具現化することを目的として、2014年度に西南学院ビジョン、2015年度に中長期計画を策定し、2016年度から中長期計画の推進に着実に取り組んでいる。2026年度以降の次期ビジョン及び中長期計画について2023年度から検討を開始しており、理念・目的の実現に向けて今後も邁進していく。

#### (2) 内部質保証

内部質保証のための全学的な方針及び手続を、「内部質保証の方針」及び各種規程、「自己点検・評価実施要領」に明示している。本学は内部質保証推進委員会を中心とした体制を整備し、方針及び手続に従って内部質保証システムを機能させている。各学部・各研究科・各部局は教育研究等の諸活動について毎年自己点検・評価を実施し、点検・評価の結果については、教学マネジメント委員会及び基本問題点検評価委員会、全学点検評価委員会、内部質保証推進委員会が規定の役割に従って検証している。検証の結果、課題が明らかになった場合は、内部質保証推進委員会によるマネジメントの下、改善・向上に取り組んでいる。なお、教育研究活動や自己点検・評価結果等については大学ホームページにて公表している。内部質保証システムの適切性については自己点検・評価及び東北学院大学との相互評価にて点検・評価しており、これらの結果をもとに内部質保証システムのさらなる改善・向上を目指している。一方、内部質保証推進体制のさらなる強化を課題として認識しており、この課題に対応するため、2022年度から学外者による質保証推進制度の導入について検討を開始し、2023年度に教育に関する懇談会を設置した。今後も、相互牽制機能をより一層働かせることができる内部質保証推進体制の検討等、内部質保証推進体制のさらなる強化に向けて、内部質保証推進委員会を中心に検討を続ける。

#### (3) 教育研究組織

建学の精神及び使命、大学及び大学院の理念・目的に基づき、2023年5月1日時点で、学部には8学部14学科（うち、1学部2学科は2020年度から学生募集停止）、研究科には7研究科9専攻、専攻科には3専攻科、別科に留学生別科を設置している。また、大学の理

念・目的の達成に資する組織として、研究所、センター等の機関を適切に整備している。これらの教育研究組織については、建学の精神及び理念・目的の実現に向けて、また学問動向や社会的情勢等に鑑みて、継続的かつ発展的な改編を行っている。

#### (4) 教育課程・学習成果

理念・目的に基づき、大学又は大学院全体の DP のもと、各学科及び各研究科・専攻において授与する学位ごとに DP を設定し、修得すべき知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学修成果を明示している。それらの学修成果を修得させるため、DP と関連した CP を定め、学問分野の特性に応じ、順次性及び体系性を考慮した教育課程を編成している。また、カリキュラムマップ、カリキュラムツリー、ナンバリング及び履修モデルの策定によって、学生が到達したい人材像や獲得したい学修成果に応じ、履修計画を効果的に立てることができる体制を整備している。加えて、アセスメント・ポリシーを策定し、学生の学修状況及び学修成果を把握・評価している。今後取り組むべき事項として、学部では、成績評価及び単位認定に係る全学的なルール of 策定、学修到達度の把握・評価、それらの結果を多角的に用いた学修成果の可視化、アセスメント・ポリシーの実質化、研究科では、把握した学修成果の評価を教育改善への活用に結びつける体制整備等が挙げられる。

#### (5) 学生の受け入れ

大学又は大学院全体の AP のもと、各学科及び各研究科・専攻において、授与する学位ごとに AP を設定し、大学ホームページ、大学院ホームページ等において広く周知している。学部では、知識・技能、思考力・判断力・表現力等を中心に測定する一般選抜、それらに加えて目的意識・意欲も確認する学校推薦型選抜及び総合型選抜を、各学科の AP に沿って実施している。研究科では、学士課程修了者、社会人及び外国人を対象に、学位課程ごとに、知識・技能、思考力・判断力・表現力等を測定する入学者選抜を、各研究科・専攻の AP に沿って実施している。研究科では、収容定員を充足できる在籍学生数の増加について、引き続き入学者確保に向けた改善策を講じる。

#### (6) 教員・教員組織

大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や教員組織の編制方針を定めている。教員組織は各設置基準を満たし、適切に編制している。今後、教員組織の編制方針について、分野構成や各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等について検討する必要がある。教養教育の運営体制については、2022 年度に定めた教学マネジメントガイドラインに基づき、共通教育への関与の考え方を実質化するための継続的な協議が求められる。教員の募集、採用、昇任等にあたっては、各規程に基づき、公正性、適正性を担保し実施している。また、教学マネジメント委員会及び FD 部会並びに大学院 FD 委員会と連携し、各学部・各研究科において組織的に FD 活動を実施している。

#### (7) 学生支援

学生自身が、建学の精神に基づいて主体的にまた目標を持って学生生活、修学及び進路選択ができるように、学生の多様な活動を通じた成長を促すことを目的として、またそれらを実現するための環境を整備することが必要であるとの考えにより、「学生支援の方針」を定め、公表している。本学では、「学生支援の方針」を「修学支援の方針」、「生活支援の方針」、「障がいのある学生に関する支援の方針」、「進路支援の方針」の4つに区分して提示しており、これらに基づき、教職員が一体となり、具体的な取組を実施している。学生支援においては、問題や悩みを抱えた学生を早期に発見及び対応することに重きを置き、学生一人ひとりに寄り添った丁寧な支援を行っている。また、学生の主体的な活動を教職員が支援し、相互に連携することで本学の学生支援を活性化している。

#### (8) 教育研究等環境

建学の精神及び使命を踏まえて策定した「キャンパスグランドデザイン」及び「教育研究等環境整備の方針」に基づき、必要な校地及び校舎、施設設備を整備し、適切な維持・管理を行っている。図書館は、利用者がそれぞれの目的に合わせて学修や教育研究活動に打ち込めるように設計されており、必要な学術情報資料や学術情報サービスの提供、司書資格保有職員の配置等を行っている。また、「西南学院大学の研究に関する基本方針」及び各種規程に基づき研究費を支給し、科学研究費申請書の添削支援、必要な研究室及び研究時間の確保、アシスタント体制の整備等を通して、教員の教育研究活動を支援している。加えて、情報倫理テストの実施や、研究活動の不正防止のための各種規程・学内審査機関の整備、研究倫理・コンプライアンス研修の実施等により、情報倫理及び研究倫理の確立にも注力している。

#### (9) 社会連携・社会貢献

建学の精神及び使命並びに西南学院ビジョンを踏まえて、「社会連携・社会貢献の方針」を定めている。本学は、協定書等の締結により学外組織との適切な連携体制を構築した上で、社会連携・社会貢献に関する活動に取り組み、地域交流・国際交流事業に参加している。例えば、神学部出張公開講演やパートナーシップ・プログラム、西南コミュニティーカレッジ、西南子どもプラザの運営や福岡未来創造プラットフォームへの積極的な参画を通じて、本学の知的資源、施設・設備等を地域社会へ還元している。また、行政やNPO、NGO団体等との連携により、多くの学生が幅広い分野でボランティア活動に参加できるようにしており、地域社会に貢献するとともに学生が成長する場づくりを行っている。

#### (10) 大学運営・財務

##### ①大学運営

大学の理念・目的を実現すべく「管理運営の方針」を定め、公表している。学長等の役職者や、連合教授会等の教学組織、理事会等の法人組織の権限と役割、意思決定のプロセスを各種規程に明示し、各種規程に基づき役職者や教学組織、法人組織を置き、適切な大学運営を行っている。予算編成及び予算執行は各種規程に明示するプロセスに則って行っており、会計処理の透明性を確保している。また、予算実績集計表を作成して

予算編成時に活用しており、予算執行の効果検証と検証結果を予算編成に生かす仕組みを構築している。本学は大学運営を行うために適切な事務組織を設置し、職員の採用、配置、評価、昇格を公正に行っている。さらに教員の教育研究活動を支える各部門を相互に結びつける形で事務組織を設置し、各種委員会において教員及び職員の両方を構成員にする等して、教職協働で大学運営に取り組んでいる。加えて、大学改革フォーラムやファカルティ・リトリート等、教職員を対象としたスタッフ・ディベロップメントに取り組むとともに、体系的な職員研修制度を整備し、組織的に実施している。大学運営の適切性については、自己点検・評価を行うとともに、監事監査、監査法人による会計監査、内部監査を毎年実施し、課題が見つかった場合は改善に向けて適切な対応を行っている。

## ②財務

建学の精神及び使命を踏まえて策定した西南学院ビジョン及び中長期計画に連動する形で、大学第14次財政計画を策定し、これらの計画に則り、教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図っている。本学における事業活動収支差額比率等は高い水準を安定的に維持しており、日本私立学校振興・共済事業団発行の「今日の私学財政 大学・短期大学編」に掲載されている同系統法人平均と比較しても教育研究活動を安定して遂行するために必要な財務基盤を確立していると言える。ただし、私立大学等経常費補助金等、外部資金の獲得については改善の余地がある。

## 2. 今後の展望

2023年度自己点検・評価の結果、本学の取組は大学基準に照らして良好な状態にあり、概ね適切であると言えるが、一部については継続的な検討が必要である。本学は、学修者本位の教育を実質化するため、2023年度から新しい教育課程を実施している。このうち、学修成果の把握については成績評価及び単位認定に係る全学的なルールの策定、「教学 IR 定型レポート」等を活用したアセスメント・ポリシーの実質化等に、より一層注力し、引き続き教育活動の改善に取り組む所存である。また、2023年度から研究マネジメント委員会や教育に関する懇談会の設置等、内部質保証推進体制の充実・強化に取り組んでおり、今後も内部質保証推進体制によるPDCAサイクルをさらに有効に機能させ、教育研究活動の検証に真摯に取り組み、改善に活かしていくことが求められる。これからも、現状に慢心することなく、内部質保証推進体制をより一層強化させていくとともに、上述の教育課程・学習成果、学生の受け入れ、教員・教員組織、財務等における課題にひとつずつ取り組み、本学の理念・目的、教育目標及び各種方針の実現に向けた努力を積み重ねて参りたい。

以上